

人口増強・興亞の基

# 人口問題研究

第四卷 第五號

昭和十八年五月刊行

## 調査研究

舊英領マライに於ける民族別産業労働事情について……………雪山慶正(一)

## 彙報

妻の職業別出産力調査(第一次)の集計事項の決定——人口民族部研究報告會

國民職業能力申告令第三條第六號の要申告者に關する申告の特例に關する件中改正の件公布——國民勞務手帳及國民登錄事務取扱規程中改正の件公布——健康保險特別會計規則中

改正の件公布——厚生省人口局の昭和十八年度妊産婦保健指導及保健實施要綱の決定——

厚生省人口局の昭和十八年度乳幼児體力向上指導要綱の決定——厚生省人口局編の優良多

子家庭表彰に關する質疑應答——昭和十八年度産米の政府買入價格の引上げ並に補給金交付

制度の決定——川崎市結婚資金貸付規程等の公布——一九四一年印度の人口調査結果總人

口の發表

## 文獻

邦文人口問題關係文獻(三六)

厚生省研究所

人口民族部

# 人口問題研究

## 第四卷 第五號

### 調査研究

#### 舊英領マライに於ける民族別

#### 産業労働事情について

雪 山 慶 正

#### 第一章 マライ經濟社會の特質

フアーニヴアルは、蘭印をはじめとする南方諸地域の社會構造を複合社會 (Mixed Society) と規定し、その特殊性を専らこの視點から統一的に把握しようとしてゐる。こゝに複合社會とは、平野義太郎氏の適切な規定にしたがふならば、「一社會を構成する者が、人種的にも、民族的にも、經濟

舊英領マライに於ける民族別産業労働事情について

的にも政治的にも、相互に獨立した社會構成要素として、相互に浸透し融合し合ふことなく、夫々別個の社會秩序を形成し、社會全體の自生的な分業と緊密な組織化とを通じて全社會に共通な紐帶をもつ一つの政治的統一社會を形成するにいたらない社會<sup>(1)</sup>に對して與へられた概念である。換言するならば、複合社會においては、その社會經濟機構は、人種的、民族的な對立の地盤の上にきづかれ、その政治機構は民族による民族の支配の上<sup>(2)</sup>にうちたてられてゐる。たとへば複合社會においては、資本と労働力とは夫々別個の民族に歸屬してをり、そこでは階級的對立も民族的對立といふより鋭い形態をとつて現はれ、したがつて「相反する經濟利害の衝突は人種の相違によつて悪化する傾向がある」<sup>(2)</sup>のである。

ところで、いま吾々の考察の對象とされてゐるマライは、きはめて明瞭な複合社會としての様相を呈してゐる。即ち、マライの人口は、民族的には専らマライ人、支那人、印度人、歐洲人によつて構成されてゐるのであるが、これらの四民族は、マライの産業社會の中にあつては夫々特定した機構上の地位を與へられてゐるのである。

だいたい、マライの産業社會は、概言するならば、一方において異常に發達した近代的資本主義經營による錫鑛山業並びに、ゴムを中心とするエリート産業、他方においてきはめて停滞的な封建的米作農業といふ著しい對照の上にきづかれてゐることを特質とする。そして、米作農業は、專

ら土着マライ人によつて行はれており、錫鑛山業及びゴム・エステートの近代的經營は専ら英國人資本の經營にかゝり、支那人並びに印度人労働者の勞働力によつて運營されてゐる。たちいつて觀察するならば、後に詳言されるやうに、錫鑛山業は専ら支那人労働者を、ゴム・エステートは専ら印度人労働者を使役する傾向がみとめられる。錫及びゴムはマライ半島の二大重要資源であり、英國の半島植民地化の目的が、これらの重要資源獨占の目的に出でるのであつたことはいふまでもなく、したがつて錫及びゴム採取業における英國資本と支那人及び印度人労働者との對立がマライ經濟の再生産機構の中軸をなしてゐる。即ちそこには Lord Oliver の所謂 white capital と Coloured labour の對立が典型的な形をとつてみとめられるのである。

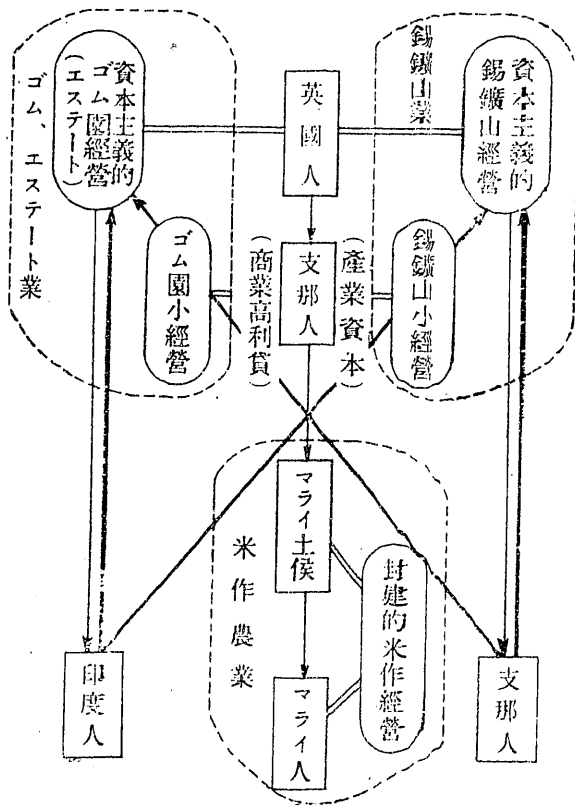
しかし、さきにも述べたやうにゴム栽培業並びに錫鑛山業が英國資本による資本主義的經營によつて支配されてゐることは事實であるが、このことは、これらの産業部門の中に多數の遅れた手工業的經營が専ら支那人及びマライ人によつて行はれつゝあることを否定するものではない。とくに支那商業高利貸の進出は顯著であり、とくにゴム園においては自らゴム園を經營するばかりでなく、マライ人經營ゴム園の大部分を商業金融關係によつてその支配下においてゐる。しかし、これらの零細經營がマライ産業機構上副次的な意義しか有してゐないことはいふまでもないところである。

さらに、支那人商業高利貸の經濟力は土着マライ人農民の間にも浸透してゐる。マライ農民によつて行はれてゐる米作が封建的な零細經營であることは先にも述べた通りであるが、これらの封建的米作經營は、もと専らマライ聯邦並びに非聯邦洲に於ける舊い土地所有關係の上にたつてゐた。即ち、マライに於けるこれらの地方では、土地所有はもとマライ人土侯

の獨占するところであつたのである。ところが英國人の侵入にとまなふ商品經濟の侵透と同時に、この土侯による土地獨占漸く解體に向ひ、かはつて私有地が漸次増大しつゝあるやうであるが、これらの私有地も、現在では、漸次に、農民の窮乏に乗じて農村に喰ひ込んだ支那人商業高利貸の手に集中されつゝあるやうである。

右に述べたやうに、マライに於ける支那人は、小規模産業資本家乃至商業高利貸資本家階級に屬するものと、鑛山並びにエステート労働者階級に屬する者とに區別されるのであり、前者の經濟的勢力には輕視すべからざるものがあるのであるが、基本的な再生産機構の上からみるならば、前者は單に副次的寄生的な存在であるに止まり、後者こそがマライ經濟社會の再生産機構上に重要な意義を有するものであると考へられる。以上において

第一圖 マライ經濟の再生産機構



吾々はきはめて大雑把にマライ經濟社會の機構的な把握を試み、その産業構造が、いかに人種的、民族的な對立の上にきづかれてゐるものであるかを見て來たのであるがいまこれを圖示するならば、大體次の様になるであらう。(第一圖参照)

この圖は、マライ經濟の再生産機構をその基本的な線において把へやうとしてゐるのであるが、そこで明かに認められるやうに、資本、土地所有、労働者、小作人といふ社會經濟上の四大階級は夫々相異つた民族によつて形成されてゐる。これは、マライ社會の複合社會としての性格をなによりも明瞭に示すものである。

尙、マライ社會の再生産機構の特質としてあげべきことは、マライ土着人社會が基本的再生産機構上ならぬの役割をも演じてゐないことである。いふまでもなく、マライ經濟社會の再生産機構は資本主義的錫鑛山經營及びゴム・エステートにおける英國人資本と支那人労働者並びに印度人労働者の對立を基本線とし、この線を基軸として形成されてゐるのであるが、マライ人は、これらのゴム・エステート或は錫鑛山の近代的經營における労働者として殆どならぬの役割をも演じてゐないのである。これはどのやうな理由によるものであらうか。

第二章以下において詳説するやうに、錫鑛山労働者及びエステート・ゴム労働者としての支那人及び印度人は、一般に南支那及び南印度の農村から流出する出稼移民労働者である。南支那及び南印度の農業經營は周知のやうに半封建的な土地所有關係の下に、驚くべき零細經營形態をとりその經營は著しい家族労働の集約的投下によつて維持されてゐる。このやうな農家族労働力の驚くべき集約的投下による家族労働力の犠牲を以てしても、封建的地代は勞賃部分に喰ひ込む程の高率であるので、農業經營内部

舊英領マライに於ける民族別産業労働事情について

における労働力の再生産は殆んど不可能にされてゐる。出稼移民労働者の南方諸地域への流出は専ら右の様な事情に基くものである。

右のやうな出稼労働者の經濟的性格は、やがて彼等の労働力の特殊性を規定するものとなる。即ち彼等は多年にわたる驚くべき集約的労働の下に馴化されてゐるので、南方の苛烈な自然に制約された労働條件の下にあつてもきはめて忍耐にとみ、きはめて勤勉である。とくに支那農民は、自然的、社會的惡條件の下にたちつゝ永年の間に高度の稲作技術を獲得し來つたところからも明かであるやうに、彼等の間には労働に關するある程度の創意性も見出されるのである。(3)

之に比して、他方マライ人による米作農業は南支のそれに比して著るしく粗放であり、その技術は著しく原始的で、生産力もきはめて低い。食糧獲得が容易であるために、マライ人農民は集約的労働によつて反當生産力をたかめんとする努力を拂はないのである。したがつて近代的企业における労働者としても、マライ人には支那人、印度人に比してかなりの徑庭が見出される。マライ人がマライに於ける再生産機構の基本線から排除されてゐることは、右の理由によつて説明されるものと思はれる。

かやうにして、マライにおける再生産機構は基本的には英國人資本と支那人、印度人労働力、即ち輸入帝國主義資本と輸入労働力とによつて形成されてゐるのであるが、このことは何よりも明瞭に、マライ社會の植民地としての特殊性を物語るものである。即ち、一般に帝國主義資本が植民地的侵入を試みる場合には、先づ侵入の對象とされる土着民族社會のもつ封建的土地所有關係を解體せしめ、土着人をその主要な生産手段たる土地からひきはなし、土地から解放されたこれらの労働力を輸入資本と結合せし

めることによつてこゝに植民地近代企業の成立の地盤をうちたてるものである。即ち植民地近代企業は土着農民のなかに勞力の給源を見出すわけである。

ところが、さきにもべたやうに、馬來においては、土着人たる馬來農民の勞働力は、英國資本による近代的大經營内部においてはほとんど使用されてゐない。これは、さきにもべたやうに、先づ土着馬來人が近代的勞働者として適格性を欠くことによるものであるが、この場合何よりも先づ考慮されなければならぬことは、この地が、過剰人口累積地帯たる南支、南印にその周邊をとりめぐらされてゐるといふ産業立地的特殊事情である。

以上において吾々は、複合社會としてのマライ經濟社會の再生産機構を簡單に一瞥したのであるが、以下民族構成、産業構造、勞働事情に關して順を追ひ、専ら統計的資料に依據して、具體的な分析を加へたいと思ふ。その際、吾々の立場が、どこまでも右に述べられたやうな複合社會としてのマライ社會の特殊性にもとづき、専ら民族的對立の線に沿つてなされるべきはいふまでもなく。

註(1) 平野義太郎蘭印社會の特殊構造(中央公論、昭和十二年二月一二二頁)

(2) フォーニヴァル 蘭印社會經濟史

(3) 支那農民のもつ勞働の強靱性と勞働を困難ならしめる自然條件に對する高い抵抗能力並びに智的な勞働性能を、たとへばK・ウィットフォーゲルも支那における農業經營の特殊性から生ずる農業勞働の「團聚的集約性」から説明しようとしてゐる。

(K・ウィットフォーゲル、「解體過程にある支那の經濟と社會」一八一頁以下)

## 第二章 マライの民族構成

先づ一九四一年六月の推定人口について、マライに於ける各民族がマラ

イ總人口中に占める比重を明かにしよう。即ち第一表の通りである。

第一表 英領マライに於ける民族別人口構成

	(實 數)	(百分比)
歐 洲 人	三万一六〇〇	〇・六%
歐 亞 混 血	一万九四〇〇	〇・三
マ ラ イ 人	一三三一万六〇〇	四一・六
支 那 人	二三八万八九〇〇	四三・〇
印 度 人	七四五万五〇〇	一三・四
其 他	五万九七〇〇	一・一
計	五五六万一一〇〇	一〇〇・〇

右の表の中「其他」の中には、ネグリト、サカイ及びプロト・マライの三種族が含まれ、その數は合計約三万と概算されてゐる。これらの種族は半島最古の原住種族であると考へられるのであるが、彼等は現在に至るまで尙定着農耕の段階に達せず、その大部分は未だに狩獵遊動を主とする未開初期の段階に停滯してゐるのである。マライ人が十二世紀頃スマトラのパレンバンを中心とする地方から半島に移住し、農業を以て半島の自然を開發しつゝこの地に定着して、漸次に半島の基幹人種を形成しつゝあつた間に、彼等は漸次これら新來のマライ人に壓迫されて海岸地帯から中央山間部に驅逐されたのである。現在ではネグリトはケダ州、ペラ州、ケランタン州に、サカイ族はスランゴール州、パハン州の山間に、プロト・マライ族はパハン州の南部、ネグリ・スンプラン州、ジョホール州に住んでゐる。要するに彼等はその數から見ても半島人口の百分の一にも充たず、その經濟活動も極めて原始的であり、従つて半島社會の生産構造に對しては何等の意義をも有せず、たんに人類學者、比較經濟史家等に對して原始社會の標本を提供するものに過ぎない。

従つて、現在では第一章で述べたやうにマライ社會は主としてマライ人、支那人、印度人、歐洲人の四民族からなる民族的複合性を示してゐるのである。さらに今これを人口數から見ると、支那人、マライ人は二三八万八九〇〇人、二三二万六〇〇〇人と、夫々總人口の四三・〇%並びに四一・六%を占め、やゝ下つて印度人が七四五〇〇〇人と總人口の一三・四%を占めてこれに續いてゐる。以上の支那人、マライ人、印度人を合計するときは、實に總人口の九八%にも上り、人口數からみるならば彼等はマライ社會に壓倒的地位を占めてゐるのである。これら三民族にくらべると歐洲人は僅かに三万一六〇〇人即ち總人口の僅かに〇・六%にすぎない。しかも總人口の僅か一%にも充たないこれら歐洲人が半島人口の九八%までを占める支那人、印度人及びマライ人に對して過去百年の永きにわたつて、政治的、經濟的な支配權を把持し續けて來たのであつた。

英領マライの植民地としての性格は、この事實の中に最も明瞭に示されてゐるのである。

マライ半島は、政治的にみるならば、海峽植民地、マライ聯邦州、マライ非聯邦州の三地域に區分される。海峽植民地は英國の直轄植民地であり、聯邦州並に非聯邦州は、夫々英國人顧問の下に英國の保護領とされてゐた。

従つてマライは全半島にわたつて英國の植民地として、その政治的、經濟的支配の下にたゞされてゐたわけである。マライの民族構成、産業構造並びに勞働事情は、先にも述べたやうに純粹な植民地型を示してゐるのであるから、いまこゝに簡単にマライの植民地化過程を一瞥しておくことも無駄ではあるまい。

英國のマライ半島侵略は、ポルトガル、オランダに比べて夫々約三百年

舊英領マライに於ける民族別産業勞働事情について

並びに百年もおくられて開始された。しかしこれらの諸國は、その有する資源が貧困であつたため、産業革命を遂行することが出来ず、その半島に對する植民活動も専ら胡椒、肉桂等の香料、調味料を主とする所謂「植民地物産」の獲得だけを目的とした商業資本的活動を殆んど出るところがなかつた。これに比べて、社會的條件の優越に加へて、石炭、鐵等の重要資源に恵まれ、列強に一步を先んじて産業革命を完成した英國は、かうして内に蓄積された資本の海外市場獲得への要請に應じて、マライ半島に對する植民活動に乗り出したのであるが、彼はその資本力を背景として忽ちにして鋭鋒を現はし、先進オランダの勢力を驅逐して一步一步半島に勢力を扶植して行つたのである。即ち、一七八六年にはペナンを、一八二四年にはマラツカを、一八一九年にはシンガポールを、一八二六年にはバンコール島及びスピラン島を夫々領有し、一八三六年にはこれらの地域をシンガポール政廳の管轄の下に合併してベンガル副總督の管轄下に置き、早くも海峽植民地の基礎を確立したのである。やがて一八六七年にはこの海峽植民地は印度事務局から植民地事務局に移され、現在の直轄植民地となつた。

ところで、當時歐洲大陸においては、一八七一年の普佛戰爭の勝利を契機として帝國を建設し、列強に著しくおくれれて漸く近代的國家を形成したドイツは、この遅れをとりもどすべく一八七九年に保護關稅主義への轉換をとげ、ライオンランド重工業資本を中心とする獨占を強化すると共に、漸く植民地獲得競争に乗り出し、一八八四年—八五年にはアフリカ全植民地を獲得し、東洋にまで植民地獲得の觸手を伸ばしつゝあつた。世界經濟は急速に獨占段階へと推移しつゝあつたのである。原料市場、商品市場、さらに資本市場獨占の經濟的意義はますます大を加へようとして來た。かうして、この地マライ半島においてもその二大重要資源をなす錫並びにゴム資源

獨占のもつ經濟的意義が新たなる目を以て眺められ始めた。英國の植民地支配の手が、海峽植民地を足場として急速に全マライにわたつてのぼされたのは正にこの時である。即ち一八七二年にはペラ、スランゴール、ネグリ・スம்பラン及びパハンよりなるマライ聯邦が英國人顧問の下に英國の保護領とされ、更に一八九五年にはジョホール州が、一九〇九年には、ケランタン、トレンガヌ、パリスが夫々英國の保護領とされ、おくれで一九二三年ケダ州の保護領化を最後として全マライ半島は完全に英國の植民地となり、その政治的、經濟的支配の下におかれたのである。

さて英國はこれらの地域を保護領に編入するや直ちに、或はサルタンから極めて低廉な價格で、廣大な錫鑛區或はゴム栽培適地を買収し、或はマライ土民の間に近代的な土地所有觀念が欠けてゐるのに乗じて、土民の占有地を没收し、かうして封建的米作農民を犠牲としながら、資本主義的進出の地盤を確保した。従つて前世紀の七〇年代以來急テンポに行はれたマライ聯邦並に非聯邦の植民地化過程は、英國資本の錫鑛山業並にゴム栽培業支配への過程であると同時に、マライ米作農民がその占有地を喪失する過程でもあつた。

マライ植民地に對する英國の土地政策は、爾來一貫して英人エステート企業的發展に必要な土地の地代及び價格は之を極力低廉ならしめると共に、他面に於てマライ土民農業的發展はこれを決定的に阻止するといふ基本的方向を辿つて來たのである。

かやうにして、マライの産業社會は、急速に發展の産業と停滯の産業近代的産業と封建的産業へと分裂して行つたいふまでもなく發展の近代的産業たるゴム・エステート及び錫鑛山業は、英國資本と印度人及び支那人勞働力によつて運営され、封建的停滯的産業たる米作農業は古い土地所有關

係の上になつてマライ農民の手によつて行はれてゐる。

さて右のやうなマライ産業の明暗二層への分裂は、最も明瞭に、マライ人口の民族別構成の累年の變化の中にとめられる。即ち一九二一年、一九二二年、一九三一年の國勢調査人口と、一九四一年六月の推定人口によつて、民族別人口構成の變化を見るに次の通りである。

(第二表) 民族別人口構成

	一九二一年		一九二二年		一九三一年		一九四二年	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
歐洲人	二二二	〇・四	一五〇	〇・四	一七六	〇・四	三三六	〇・六
歐亞混血	一〇九	〇・四	二二六	〇・四	二六〇	〇・四	一九四	〇・三
マライ	一、四三七	五・八	一、六五〇	四・九	一、九六〇	四・七	二、三六〇	四・六
支那人	九六六	三・五	一、七四八	三・五	一、七〇四	三・九	二、三六九	四・三
印度人	二七三	一・〇	四七七	一・四	六四〇	一・四	七四五	一・三
其他	二九三	一・一	三三〇	一・〇	三六一	一・三	五九七	一・一
計	三、七七八	一〇・〇	三、三六一	一〇・〇	四、三六三	一〇・〇	五、五二一	一〇・〇

いま、總人口の約九八%を占めるマライ人、支那人、印度人のみに注目して、一九二一年以來の變動をみるに、マライ人と、支那人並びに印度人との間に著しい對照がみとめられる。即ちマライ人は、一九二一年には五三・八%と過半数を占めてゐたにも不拘、爾來、一九二二年四九・二%、一九三一年四四・七%と毎回その割合を減じ一九四一年六月には總人口の四一・六%となり、遂に支那人に凌駕されるに至つてゐる。ところが、之に比して支那人は一九二一年には三四・三%ほしか過ぎなかつたにも不拘、一九二二年三五・〇%、一九三一年三九・%、一九四一年六月には四三・〇%と毎回その割合を増加し、一九四一年六月にはマライ各民族中第一位となつた。印度人も、一九二一年の一〇・〇%から、一九二二年の一四・%、一九

三二年の一四・二%と毎回増加してゐる。但し一九四一年六月の推定では一三・四%とその割合をいくらか少くした。

次に一九一一年を基準とする一九四一年までの三十年間に於ける増加率を民族別に計出するなら次の第三表の如くである。

(第三表) 民族別人口増加率

	一九四一年	
	一九一一年以來の増加率	年平均増加率
歐洲人	一八五%	六・一%
歐亞混血	七八	二・六
マライ人	六一	二・〇
支那人	一六一	五・三
印度人	一七九	五・九
其他	一〇四	三・四
計	一〇八	三・六

右の表から明かであるやうに、マライ人の増加率は、支那人及び印度人に比して著しく低いのである。即ち一九一一年から一九三一年までの三十年間の増加率は、マライ人の六一%、に比して支那人は一六一%、印度人は一七九%に達してゐる。

いま右のやうなこの三十年間にわたる支那人、印度人の増加率の發展傾向をいま一層明かにするために、一九二一年、一九三一年及び一九四一年における、夫々前回調査以來十年間の増加率を計出するなら、次の通りである。

(第四表) 民族別人口増加率

	一九二一年	一九三一年	一九四一年
歐洲人	一九二・九%	一九三・八%	一九四・二%
其他	三三・九	一八・八	七七・五

舊英領マライに於ける民族別産業労働事情について

歐亞混血	一六・三	二六・九	二二・三
マライ人	一四・一	一一・八	一八・〇
支那人	二二・九	四五・五	三九・八
印度人	七六・五	三三・三	一九・五
其他	一三・六	七〇・二	六・四
計	二五・六	三〇・六	二六・八

右表によるならば、支那人の増加は一九二一年—三一年の十年間に最も多く、印度人の増加は一九一一年—二一年の十年間に最も多く、一九三一年—四一年の十年間には著しく少くなつてゐるのである。

さきにものべたやうに印度人は専らゴム・エステート労働者であり、支那人も錫鑛山労働者を中心とするエステート鑛山、工場に於ける労働者であり、そして何れも南支、南印度の窮乏した農村から析出された過剰人口である。従つて、支那人及び印度人のマライに於ける人口増加は、自然増加によるよりもむしろ労働者流入の増大による社會的增加にもとづくところ大なのを知るのである。だから、支那人及び印度人のマライに於ける人口動態は、マライに於けるゴム・エステート、錫鑛山を中心とする近代産業の景氣變動による労働者收容力の高下に専ら依存するわけである。とくに印度人労働者は、支那人労働者が錫鑛山を中心としつゝも、なほエステート、工場へとかなり分散してゐるのに比して、専らゴム・エステートに集中的に就勞してゐるために、とくにゴム産業の景氣變動に著しく影響されるのである。さきに明かにされたやうに、インド人の増加率が一九一一年—二一年の十年間に最大を示し、爾來遞減して一九三一年—四一年の十年間に最少となつてゐるのは、専ら一九二九年—三三年の世界恐慌による半島ゴム・エステートの破局と之に基づくゴム限産運動(一九二二年十月から一九二八年十月末までのスチブソン案及び一九三四年四月以降



の國際ゴム減産協定)によるものと思はれる。

こゝに一九二九年—三八年の十年間における來住者數、往住者數及び社會的增加數を民族的に掲げておかう。即ち第五表の通りである。

右の表から明らかなやうに、流動性の最も強い印度人、支那人に於て

は、列強が世界恐慌の危機を軍備擴大への方向に於て克服せんと決意した世界經濟のターニング・ポイント、一九三三年—三四四年を境として、明かに、往住超過から來住超過への轉換がみとめられる。

第五表 人種別、來住、往住者數 (一九二九年—一九三八年)

(イ) 來住者

(ロ) 往住者

人種	來住者 (イ)										往住者 (ロ)									
	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
歐洲人	二二,三三七	二二,六〇四	二〇,三六六	一八,六六八	一九,八〇五	二四,三一四	二八,二八九	三一,四六四	三四,五一〇	三六,二四一	二二,三七〇	二二,四二一	二〇,八六一	一九,二三七	一九,五〇四	二二,七一一	二六,六一五	二八,六九一	三三,八四三	三三,七一
亞細亞人	四六〇	四三九	五七三	六六五	七二二	一,〇七八	九九五	九六二	一,〇九三	九〇二	四六〇	四三九	五七三	六六五	七二二	一,〇七八	九九五	九六二	一,〇九三	九〇二
日本人	二,六七八	三,三〇五	二,九六八	二,四一四	二,三三〇	二,七二七	二,八一七	二,八八三	三,一八八	二,〇五九	二,六七八	三,三〇五	二,九六八	二,四一四	二,三三〇	二,七二七	二,八一七	二,八八三	三,一八八	二,〇五九
支那人	三九五,四七九	三四三,五〇二	一九一,六九〇	一三八,三二八	一二四,四六〇	二二三,八九二	二七八,一六八	二八二,二九九	四〇二,五六三	二三八,六六九	三九五,四七九	三四三,五〇二	一九一,六九〇	一三八,三二八	一二四,四六〇	二二三,八九二	二七八,一六八	二八二,二九九	四〇二,五六三	二三八,六六九
馬來人	七八,四〇九	六三,七六七	五三,二八一	五〇,三七八	四八,〇八七	九〇,七四八	一〇六,四〇二	一一〇,七八七	一三九,四七三	一〇二,九一五	七八,四〇九	六三,七六七	五三,二八一	五〇,三七八	四八,〇八七	九〇,七四八	一〇六,四〇二	一一〇,七八七	一三九,四七三	一〇二,九一五
北印度人	二一,六五四	二一,〇四五二	一八,四三五	一七,九一八	一七,二三五	二二,二七八	二〇,八四六	一八,一九九	二二,六八九	二一,〇四五二	二一,六五四	二一,〇四五二	一八,四三五	一七,九一八	一七,二三五	二二,二七八	二〇,八四六	一八,一九九	二二,六八九	二一,〇四五二
南印度人	六七,九九三	四九,二〇五	三三,一四一	二六,九四五	二七,九二八	一〇二,二九二	八〇,〇八九	五五,四八二	一三五,三五三	二二,五八四	六七,九九三	四九,二〇五	三三,一四一	二六,九四五	二七,九二八	一〇二,二九二	八〇,〇八九	五五,四八二	一三五,三五三	二二,五八四
其他	三,一一七	三,四三四	九,六九二	九,四二二	二,五六九	二七,四一五	三,〇七三	二二,五四五	二二,五八四	一八,四七八	三,一一七	三,四三四	九,六九二	九,四二二	二,五六九	二七,四一五	三,〇七三	二二,五四五	二二,五八四	一八,四七八
總計	五九二,一四七	五〇七,七〇八	三三〇,一四六	二六四,七三八	二五〇,一二六	三〇七,七五三	二四八,三三九	二五二,六二二	三六〇,四三三	二五二,六二二	五九二,一四七	五〇七,七〇八	三三〇,一四六	二六四,七三八	二五〇,一二六	三〇七,七五三	二四八,三三九	二五二,六二二	三六〇,四三三	二五二,六二二

(六) 社會的增加

歐洲人	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
歐亞人	九八七	一,一八三	四九五	五六九	三〇一	一,五九九	一,六七四	二,七七三	六六七	二,五三〇
日本人	一六八	六四	二四	六一	二七	二六三	一四五	七〇	一六八	一〇
支那人	四九八	四八三	三八四	七九八	一三〇	四二三	三六五	四三九	二〇八	二二七
馬來人	一〇九,八〇一	二八,五八六	一一二,九六五	九七,五一八	三二,一七八	六二,六三九	九〇,九八六	七五,八〇一	一八〇,五〇二	五三,一八〇
北印度人	六,六三三	一,七五八	三,一〇	二,九九六	三〇四	三,四三三	三,〇六〇	四,三三六	三,八五〇	五,七四八
南印度人	九,九三〇	五,五八八	一,二五六	一,六八〇	三七五七	七,一三二	三,八四八	二,〇六一	五,二八〇	三,一四一
其他	一,六三四	五二,二四七	七二,八一	六二,三二〇	一一,一七五	六六,六六六	三三,〇四五	七,九〇九	八四,三六五	二二,二五一
計	一三〇,二二一	一四,五一〇	一八七,五二九	一六二,九七八	三八,四四九	一四二,〇八九	一二五,二〇六	八二,五〇九	二六七,二〇六	三一〇,三三八

第七表 マライ人口の民族別年齢構成

	マライ人		支那人		印度人	
〇才—一〇才	二八七	二九五	一四二	二五一	一三六	二七九
一〇才—二〇才	一八二	一八七	一三二	一九四	一二四	一七八
二〇才—三〇才	一六一	一九八	二二二	一八七	三二二	二九〇
三〇才—四〇才	一六〇	一四〇	二三〇	一六五	二七五	一六二
四〇才—五五才	一五二	一二五	二一八	一五二	一三八	七八
五五才以上	五八	五五	四七	五一	一五	一三
計	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

右において明かにされたやうに、マライに於ける三大主要民族たるマライ人、支那人、印度人の人口動態の中には、明瞭に、印度人及び支那人における流動的、發展的型とマライ人における停滞的型といふ對照がみとめられるのである。そしてこのやうな人口動態上の對照が、結局マライ産業構造の植民地的性格にもとづくところであることいふまでもない。

さらにマライ人口の年齢構成並びに男女別構成を一九三一年國勢調査結果に基いて民族別に計出するならば次の第六表及び第七表の通りである。

第六表 マライ人口の民族別男女別構成

マライ人	一〇〇〇	九七〇・七
支那人	一〇〇〇	五一二・六
印度人	一〇〇〇	四八二・一
歐亞人	一〇〇〇	一〇二九・五
歐洲人	一〇〇〇	五三六・〇
其他	一〇〇〇	七六四・七

即ち第六表についてみるならば、こゝにもマライに於ける三大民族たるマライ人及び支那人、印度人の間に、明瞭な對照が認められる。即ちマライ人に於ては男一〇〇〇に對して女九七〇・七であるに比して、支那人に於ては男一〇〇〇に對して女五一二・六、印度人においては男一〇〇〇に對して女四八二・一である。

即ち支那人及び印度人にあつて女子が男子の約半ばに過ぎないに比して、マライ人にあつては、殆んど男女の性比は均衡を保つてゐる。

次に第七表について見るならならば、同じく支那人及び印度人は、二〇才から五五才までの生産年齢階級についてマライ人よりも著しくその割合を大きくしてゐる。これは特に男子に於て最も顯著である。

以上、年齢構成及び男女別構成上の、マライ人と印度人、支那人との間に認められた著しい對照は、いふまでもなく、先に述べた如き、これら三民族がマライに於ける再生産構造上に占める地位の相異にもとづくもので

ある。即ち、先に述べたやうに支那人及び印度人は、大體として出稼労働として近代的錫鑛山及びゴム・エステートに集中しており、之に比してマライ人は専ら封建的な零細米作を營み、専ら自給的家族労働經營の形をとつてゐる。出稼労働者が年齢的には生産年齢階級を中心とし、體性的には男子を中心にするはいふまでもなく、家族労働經營が男子及び女子の協力によつて行はれることもいふまでもないのである。

最後に、一九四一年の推定人口調査の結果からマライ人口の地域別民族別分布表を掲げよう。(第八表)

第八表 人口の種別地域別構成 (一九四一年六月末現在推定)

	マライ人	支那人	印度人	歐洲人	歐亞人	其ノ他	計
昭南島	七、七三二	五、五九六	五、九八五	一、四八五	八、三二一	九、五八二	七、六九二
ペナ	四、八五三	一、六六九	三、九一六	二、四六四	二、三七四	一、八七九	二、四七四
ウエズレ	七、八〇六	六、三七〇	二、八五七	三、六九	三、〇八	五、五八	一、七五七
アラツカ	一、一、九〇七	九、二二五	二、八二二	五、九九	二、四八一	六、九三	二、三六〇
ラブア	五、三四二	三、三一九	一、五四	三、四	五、五	五、九	八、九六三
クリスマス島	一、四九	一、一九二	七、一	二、七	一、	一、	一、四四〇
コ、ス島	一、〇八七	二、九	三、	三、	一、	一、	一、一四二
(海峽植民地)	(三、一五、六二九)	(九、二七、〇三三)	(二、四八、八四二)	(一、八、一〇一)	(一、三、五四〇)	(一、一七、七七一)	(一、四三、五、八九五)
ペラ	三、三五、三八五	四、五〇、一九七	一、九六、〇五六	四、一一一	一、五九〇	五、三三〇	九、九二、六九一
スランゴール	一、五二、六九七	三、三九、七〇七	一、九三、五〇四	四、九七八	二、六五四	八、〇二二	七、〇一、五五二
ネグリ・スミビラン	一、〇六、〇〇五	一、二五、八〇六	五、九、二七〇	一、四三〇	八、六五	二、六三三	二、九六、〇〇九
パハ	一、二八、五三九	七、三、九二五	一、七、二二六	六、二八	一、七七	一、三〇五	二、二、八〇〇
(マライ聯邦)	(七、三三、六二六)	(九、八九、六三五)	(四、六六、〇五六)	(一、一、二四九)	(五、二、八六〇)	(一、一七、三〇〇)	(二、二、二、〇五三)
ジョホール	三、〇二、一〇四	三、〇八、九〇一	五、八、四九八	一、二、六四	三、五二	四、一七八	六、七五、二九七
ケダ	三、四一、二九四	一、〇八、四四五	六、〇、八九八	六、七一	一、四一	一、四、〇〇九	五、二五、四五六
ケランタン	三、六九、二五六	二、三、三六二	七、五九一	二、〇九	四、〇	七、五三二	四、〇七、九八〇

トレンガマ	一八六、五八〇	一八、九五六	一、四〇九	五三	一七	七二八	二〇五、七四三
パリース	四六、四四一	八、二七七	一、二二七	二、〇四二	三	一〇	五七、八五〇
ブルネイ	三二、〇三三	六、三三八	一、〇八四	一二五	五一	一、一七五	四〇、七八六
(非マライ聯邦)	(一、二七、六九八)	(四七、三一九)	(一八〇、六〇七)	(四、三六四)	(六〇四)	(二七、六三三)	(一、九三、一一四)
マライ總計	二、三二五、九五三	二、三八八、八五七	七四五、五一四	三一、五七五	一九、四三七	五九、七二五	五、五六一、〇六一

第八表から明らかであるやうに、マライ人は、ケラントン、ペラ、ケダ  
 ー等の非聯邦州に最も多く分布し、支那人は昭南島に次いでペラ、スラン  
 ゴール等の聯邦州に最も多く分布し、印度人は同じくペラ、スランゴ  
 ル、ネグリ、スムピラン等の聯邦州に多く分布してゐる。第三章に入つて  
 述べられるやうに、ケラントン、ケダ等の非聯邦諸州は半島最大の米作地  
 であり、ペラ、スランゴール、ネグリ・スムピラン等の西海岸聯邦諸州は錫  
 及びゴムの主産地である。従つて右に述べた如き、マライ人↓非聯邦諸州、  
 印度人↓支那人↓聯邦諸州といつた半島の民族別、地域別分布の定型が、  
 右の如き自然的産業立地に基づくところいふまでもないところである。

### 第三章 マライの産業構造

マライの産業構造が、一方に於て専ら英國資本の支配下に資本主義的大  
 規模經營形態を中心として編成されてゐる。ゴム・エステート並びに錫鑛山  
 業、他方に於てマライ土着農民によつて封建的土地所有關係の上に行はれ  
 てゐる封建的零細農業經營——この二つの進歩的産業と停滞的産業の對立  
 の上に形成されてゐることは第二章に於ても一言した通りである。

そこで、吾々は本章に於ては、この對照をより明瞭ならしめるためにゴ  
 ム・エステート、錫鑛山業並びに米作農業に於ける生産構造に今一步立ち  
 入つた分析を加へることにする。

先づ、米——ゴム・錫の對立を明瞭にするために、こゝに一九三八年度  
 に於ける貿易統計から重要品別の純輸出入額の百分比を計出して次の結果  
 を得た。(第九表)

第九表 重要品別純輸出入額 (一九三八年)

(イ) 純輸出	實數	割合
錫	一九八、六五〇	五八・九%
錫鑛	九六、三三九	二八・六%
鐵鑛	七、三五七	二・二%
パイナップル	七、二六三	二・二%
シユロ油	六、二四〇	一・九%
コブラ	五、六六九	一・七%
ヤシ油	五、六四七	一・七%
檳榔子油	四、八三八	一・四%
サゴ澱粉	二、五七八	〇・八%
燐酸石灰	二、〇五五	〇・六%
乾魚	三、一四	〇・一%
胡椒	四〇	〇・〇%
計	三三六、九九〇	一〇〇・〇%
(ロ) 純輸入	實數	比
米	四〇、四三三	二〇・六%

舊英領マライに於ける民族別産業勞働事情について

錫	三〇、〇五八	一五・三
機械類	二二、〇二六	一〇・七
綿織物	一七、三五五	八・八
紙巻煙草	一六、二七一	八・三
液體燃料	一〇、九〇八	五・六
ガソリン	一〇、二六四	五・二
砂糖	九、八二九	五・〇
ミル	九、〇一七	四・六
自動車	六、八五八	三・五
小麦、石炭、ブリキ、石油、家畜、人絹、織物、ガンニー計	二四、五一〇	一二・四
計	一九六、五二九	一〇〇・〇

第九表によるときは、ゴムは純輸出額の五八・九%、錫は同じく二八・六%を占め、輸出品の大宗をなしており、兩者を合計するときは純輸出総額の八七・五%に及ぶのである。之に反して、米は住民の約四二%を占めるマライ人の主要食料たるにも不拘、そして農業總人口の三三・六%(一九三一年國勢調査による)を動員してゐるにも不拘、自給の域に達せず約四千萬ドルの巨額を毎年輸入しなければならないといふ實狀にある。

次に米とゴムとの生産構造の相異を明瞭にするために、作付面積、生産高竝に反當生産高を一九三一年以來累年のに掲げるなら次の如くである。

(第十一表)

第十一表 米とゴムとの反當生産高比較表

一九三一年	ゴム		米	
	作付面積 三、一八一、〇〇〇 エーカー	生産高 四、三三、〇〇〇 トン	作付面積 七、五〇〇、〇〇〇 エーカー	生産高 一、九五、〇〇〇 トン
	反當 生産高	反當 生産高	反當 生産高	反當 生産高
	〇・三	〇・三	〇・四	〇・四

一九三二年	三、二四九、〇〇〇	四、五七、〇〇〇	〇・三	八六、九〇〇	二、九〇、〇〇〇	〇・三
一九三三〇	三、一〇八、〇〇〇	四、四六、〇〇〇	〇・四	七五、〇〇〇	三、七、〇〇〇	〇・四
一九三四〇	三、一九九、〇〇〇	四、七、〇〇〇	〇・四	七四、七〇〇	三、九、〇〇〇	〇・四
一九三五〇	三、一四九、〇〇〇	四、五、〇〇〇	〇・三	七五、一〇〇	三、二、〇〇〇	〇・四
一九三六〇	三、三三六、〇〇〇	五、二、〇〇〇	〇・三	七四、〇〇〇	三、九、〇〇〇	〇・四
一九三七〇	三、三〇二、〇〇〇	四、九、〇〇〇	〇・四	七六、七〇〇	二、九、〇〇〇	〇・四
一九三八〇	三、一九六、〇〇〇	五、〇、〇〇〇	〇・三	七五、一〇〇	三、一、〇〇〇	〇・四
一九三九〇	三、四二二、〇〇〇	五、五、〇〇〇	〇・三	七五、〇〇〇	三、一、〇〇〇	〇・四

右表から明らかにされることは、反當生産高の累年の變化の中に、米とゴムの間に著しい對照がみとめられることである。即ちゴムの反當生産高は著しく安定的であるが、米のそれは年に依る變動がゴムに比してはるかに大きく米作がゴム栽培に比してひどく技術的發展にとりのこされ未だに自然的條件の如何に左右される原始的狀態を脱してゐないことを意味するものである。

(イ) 米作農業

米はゴムと共にマライ農業に於て重要な意義を有する。しかし、この意義はいふまでもなく兩者に於て全く異つた性質のものである。即ちゴムが世界總生産高の約四〇%を占め、純輸出總額の六〇%を占める世界商品であるに比して、米は農業有業者の過半數をしめる米作マライ農民の自給食料であり、前者が英國プランテーション資本の利潤の源泉として英國資本にとつて重要な意義を有するに對して、後者は封建的マライ農民の生活の再生産基盤としてマライ農民にとつては、ゴムの英國資本に對すると同じく、或はそれ以上の意義を有するのである。

いま一九三一年國勢調査の結果から米作農民總數中各民族の占める割合

を求めるなら次の如くである。

第十三表 米作農民の民族別割合

歐洲人	1%
支那人	1.7%
マライ人	94.9%
印度人	0.6%
其他	2.8%
計	100.0%

即ち米作農民中約九五%までがマライ農民の占めるところとなつてゐるのである。

次にマライ農民が各農業生産部門中どの部門に集中してゐるかを檢するために第十四表を掲げる。

第十四表 マライ農民の生産部門別分布

米作經營者	61.8%
ゴム・エステート所有者 者管理人及助監督	0.6%
ゴム園労働者	20.9%
コ、ヤシ・エステート 所有者管理人及助監督 労働者	0.4%
果實及蔬菜栽培者	3.3%
養畜及養禽従事者	0.6%
林業者	2.7%
その他	0.6%
計	100.0%

右表から明らかかなやうにマライ人農業従事者中その六一・八%と過半数が米作經營に従事してゐるわけになる。

舊英領マライに於ける民族別産業労働事情について

マライに於ける農業統計はきはめて不完全であつて、特に米作については、單に作付面積と生産高が知られる以外、何事も分らない。自小作別農家數も分らないし、耕地廣狹別農家數も分らない。況や經營調査は全然行はれてゐないので、經營の分析は全く不可能である。従つて吾々は與へられた資料だけによつて生産構造の敘述を行ふ他ない。

非聯邦州の米作農民の間に行はれる土地所有關係は、専ら英國保護領に編入される以前の舊い關係に基いてゐるやうである。即ち土地所有はサルタンの手に握られ、農民は薄弱な占有權の上にたつて高率な封建的貢租をサルタンに依つて收取されつゝある如くである。併しながらこの地が英國の保護領に編入され、英人がこの地に侵入し、無占有地を國家の獨占の下におき、米田をサルタンから無償或は極めて低廉な代價に依つて沒收し、之をゴム・エステートに轉化せしめるにつれて、商品經濟は漸く奥地にも浸入し、土地公有は徐々に私有の中に解體しつゝあるやうである。しかもこの場合の地租は封建的貢租率に等しい高率が依然維持されてゐたから、農民は窮乏の餘り、支那人、印度人の高利貸の下に、土地抵當負債に走り、之に基く農民の土地喪失と、小作農化とは急速に進行してゐるやうである。小作料は現物納が多く、時には地主が苗と植付費とを與へ且つ水牛と耙耨とを貸與し、收穫を二等分するといつた極めて農奴的な分益小作も見られるやうである。

右の様な封建的な土地所有關係に基く高率な地代が、米作農民の手に生活の再生産費以外の何ものをものこさしめないほどの、否しばくこの Existenz Minimum をもるほどの高率であることは想像に難くない。このやうな場合米作農民の下には、改良農具或は金肥を導入し、或は改良品種を採用し、或は耕作法の改善、病蟲病驅除等を行ふ餘裕は全くのこされ

てゐないのである。

マライ農民の農具は極めて原始的である。耕地、除草、排水等殆んど凡ての農作業に用ひられる代表的農具たるチャンコルは、把手の方は四フイート六インチから五フイート六インチの木製で先端に重量三ポンド乃至五ポンド位の金具がついてゐる原始的なものに過ぎない。金肥は殆んど用ひられない。労働は極めて粗放である。

従つて米の生産力は極めて低い。いま一九三二年—一九三六年の五年平均について各國の米生産高、作付面積、反當生産高を計出して次に示して見る。(但し内地は昭和十一年—十五年の五年平均)

第十二表 各國米作付面積、生産高及び反當生産高

支那	日本	内地	マライ
那	本	地	イ
作付面積	一八三、六四五、九三三	五五、五一五、八二一	三二、〇三一、三三四
生産者	八八、二九七、五五四	六五、八七三、四五五	二、九〇七、一五四
反當生産高	一四〇石	二〇六	〇九石

右の表から明らかとなるやうに、マライの反當米を生産高は〇・九九石であり、内地の二・〇六石の半ばにも達しない。又、支那の一・四〇石に比すればその約三分の二にすぎない。

従つて、マライに於ては米の自給は不可能とされ、年々約五十万トンに上る大量の輸入をみてゐる現状である。今、米に關する生産高、純輸入高、消費高に關する累年の統計を次にあげて見よう。

第十三表 米の生産高、純輸入高、消費高

一九三〇年	(1000トン)	(1000トン)	(1000トン)
生産高	一六〇	五九二	七五二
純輸入高			
消費高			
生産高の純輸入高に對する割合			二七%
生産高の消費高に對する割合			二一%

平	均	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇
三九〇	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九	三三九
二六四	二九六	三〇〇	三三七	三三一	三四二	三一九	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二
五二六	四〇九	四三三	四五三	四七五	五三四	六一二	六五九	一、〇〇〇	六五九	六五九	六五九
七八〇	七〇五	七三三	七九〇	八〇六	八七六	九一一	九七〇	一、〇〇〇	九七〇	九七〇	九七〇
五一	七二	六九	七四	六九	六四	五六	四九	五二	五三	五三	五三
三四	四二	四一	四三	四一	三九	三六	三四	三四	三五	三五	三五

右表から明らかにされるやうに、一九三〇年乃至四〇年の十ヶ年平均數値をとるならば、生産高は消費高の僅かに三五%に過ぎない。従つて生産高の約二倍に上る數量を年々輸入に俟たなければならぬ状態にある。マライに於ける米穀生産力の低位性は、以上に於て明瞭にされたいと思はれる。最後に米作の地域分布を考察しよう。

第十四表 米作付面積、收穫高の地域分布

地域	作付面積	實收	百分比	實收	百分比
ペラ	七、四三〇	一三六	〇・九	二、二四一、〇〇〇	一・〇
スランゴール	二九、八五〇	三八	八、二九、〇〇〇	三・六	
ネグリ、スンプラン	四一、一三〇	五二	八、三七五、〇〇〇	三・八	
パハ	(一八六、三二〇)	二三五	(五、五六二、〇〇〇)	二・三	
(聯邦州計)	三四、一六〇	四三	一、二九四、〇〇〇	五・一	
ウエズレー	三、二九〇	〇・四	一、二九八、〇〇〇	〇・六	
ピナ	三〇、八一〇	三九	五、一九四、〇〇〇	二・三	
マラツカ					

ラブアン	九四〇	〇・一	三五六、〇〇〇	〇・二
(海峽植民地計)	(六九、一〇〇)	八・七 (一八、一四二、〇〇〇)		八・一
ジョホール	一四、六九〇	一・九	二二六、〇〇〇	一・〇
ケダ				三九・八
パリス		五・二	一三、四五四、〇〇〇	五・六
ケランタン			四、〇七七、〇〇〇	一八・三
トレンガヌ	四六、四五〇	五・九		三・二
ブルネ	六、九五〇	〇・九	二、一七六、〇〇〇	一・〇
(非聯邦州計)	(五三七、九三〇)	六七八 (五三、四九八、〇〇〇)		六八・八
マレー合計	七九三、三四〇	一〇〇・〇	三三三、二〇三、〇〇〇	一〇〇・〇

即ち第十四表に明かに示される如く、水稻陸稻合計作付面積並びに收穫高の地域別分布をみるに作付面積、收穫高の何れについても米作は非聯邦州とくにケダ州及びトレンガヌ州に集中してゐる。即ち作付面積についてみれば、聯邦州二三・五%、海峽植民地八・七%に比して非聯邦州は實に六七・八% (内ケダ州三三・四%、トレンガヌ州二〇・七%) であり、收穫高についてみるならば、聯邦州の二三・一%、海峽植民地の八・一%に比して、非聯邦州は實に六八・八% (内ケダ州三九・八%、トレンガヌ州一八・三%) となつてゐる。

これを第八表についてマライ人の地域的分布と比較するならば、米作の地域分布がマライ人の地域分布と完全に一致してゐることが分るのである。米作とマライ人との密接な關係はこゝからも明らかとなる。米作はいはゞマライに於ける土着産業として特徴づけられるのである。

次にマライ全地域を聯邦州、非聯邦州及び海峽植民地の三地域に分ち、さらに米作を水稻作と陸稻作とに分ち、夫々、作付面積及び收穫高について水陸稻の間の割合を求めるなら次の如くである。(第十五、六表)

舊英領マライに於ける民族別産業労働事情について

第十五表 作付面積

	實數		比率	
	水稲	陸稻	水稲	陸稻
海峽植民地	六九、〇〇〇	一〇〇	九九・九	〇・一
聯邦州	一七六、五七〇	九、七四〇	九四・八	五・二
非聯邦州	四八一、九八〇	五五、九五〇	八八・六	一〇・四
計	七二七、五五〇	六五、七九〇	九一・七	八・三

第十六表 收穫高

	實數		比率	
	水稲	陸稻	水稲	陸稻
海峽植民地	一八、一二五	一七	九八・九	一・一
聯邦州	四九、九七四	一、五八八	九六・九	三・一
非聯邦州	一四三、九三八	九、五六〇	九三・八	六・二
計	二二二、〇三七	一一、一六五	九五・〇	五・〇

第十五表、第十六表についてみるに、作付面積についても、收穫高についても、陸稻の割合は非聯邦部門に於て最も高いことが分るのである。水稻が陸稻に比して反當生産力に於て優つてゐることはいふまでもない。

しかし、水稻作のためには、水田の造出が必要であり、水田の造出のためには、灌漑、排水等の高價な資本を必要とする。労働の再生産すら殆んど不可能とされてゐるマライ農民は水稻が反當生産力に於て陸稻に優つてゐることを承知してゐても、水田造出のための資本不足のために、之を斷念し、より原始的な陸稻栽培に止まらざるを得ないのである。

(ロ) ゴム・エステート

ゴム栽培業はヨーロッパ資本によるエステート經營の典型的なものとされてゐるのであるが、南洋に於けるゴム栽培諸地域の中でもとくにマライ



半島は大規模エステートが最も發展した地域として知られてゐる。マライに於ては一般に一〇〇エーカー以上の栽培面積を有する經營はエステートに、一〇〇エーカー以下の栽培面積を有する經營は小農園に分類されてゐるやうである。

いまマライに於けるゴム栽培總面積が、一〇〇エーカー以上の栽培面積を有するエステート經營と一〇〇エーカー以下の經營面積を有する小ゴム園經營への間にどのやうな割合で分布されてゐるかを見るために第十七表を掲げよう。

第十七表 ゴム栽培面積

年	實 數		百分比	
	一〇〇 エーカー 以上	一〇〇 エーカー 以下	一〇〇 エーカー 以上	一〇〇 エーカー 以下
一九二九年	一、八七〇、一九一、四四〇	二、九七一、四〇〇	六二・五	三六・五
三〇〇〇	一、八六六、四三二、一九三、四七六	三、〇七九、八九九	六二・三	三六・八
三一〇〇	一、九三三、七七一、三三八、四三三	三、一五二、九七九	六三・七	三五・七
三二〇〇	一、九九九、二〇一、二七五、六八六	三、二四一、八六八	六〇・五	三五・七
三三〇〇	一、九四七、三三二、二六八、〇七四	三、三三八、三九五	六〇・七	三五・〇
三四〇〇	二、〇一〇、二七三、二七三、九四三	三、九四三、三六六	六二・〇	三五・〇
三五〇〇	二、〇〇三、九六九、一七二、八七三	三、九四三、八五八	六二・三	三五・七
三六〇〇	二、〇〇三、七〇三、一三三、四四三	三、三三三、六四四	六二・五	三五・五
三七〇〇	二、〇〇六、四八八、一三六、五八三	三、三〇三、一七〇	六二・四	三五・六
三八〇〇	二、〇〇三、九六九、一三六、四八三	三、二九六、六四七	六二・六	三五・四
三九〇〇	二、〇一七、二七一、三三三、五三三	三、四四一、六四九	六二・三	三五・八
四〇〇〇	二、〇二九、六二二、三六一、三三三	三、四四一、六四九	六〇・九	三五・一

第十七表から明らかやうに、一九二九年以來、ゴム栽培總面積のエステート經營並びに小ゴム園經營への分布は、大體エステート六一%、小ゴ

ム園三九%の割合となつてゐてこの十年間に殆んど變化を見せてゐない。右の數字から、吾々は、エステート經營の最も發展したマライゴム栽培業に於ても、なほ小ゴム園經營が相當多くの經營面積を有してゐることを知ることが出来る。小ゴム園經營は土着馬來人による經營面積零細な家族勞作經營に屬するものが多いから、その經營數はエステート經營數に比して著しく多數に上るわけであるが、小ゴム園の經營數に關する統計はつくられてゐない。

次にエステート經營(栽培面積一〇〇エーカー以上)のみについて、その經營數、經營面積、並びに一經營當り平均經營面積を、所有者の民族別に示すなら第十八表の通りである。

第十八表 エステートの民族別經營數、經營面積並びに

民族	一經營當り平均經營面積		經營總面積		一經營當り平均經營面積
	經營數	經營總面積	經營數	經營總面積	
歐洲人	九八八	三九、二一、五七八、〇四一	七四・四	一、五九七・二	一、五九七・二
支那人	一、〇五一	四一、七、三五、一九三七	一六・六	三三、四・九	三三、四・九
印度人	三九六	一五、六、九三、八一九	四・四	二、三六・九	二、三六・九
其他	八七	三、四、九六、〇六四	四・五	一、〇四・二	一、〇四・二
計	二、五三三	一〇〇、〇三、二一九、八六一	一〇〇・〇	八四〇・五	八四〇・五

吾々は右表から、英國資本がいかに強くゴム・エステートに喰ひ込んでこれを自己の支配下においてゐるかを明らかに知ることが出来る。即ち經營數からみれば總數の三九・二%にすぎない歐洲人エステートがエステート經營總面積の實に七四・四%を占めてゐる。従つて一經營當り平均經營面積も一、五九七・二エーカーに達してゐるのである。之に比して經營數から見れば總數の四一・七%と歐洲人エステートを凌いでゐる支那人エステー

トは經營面積の點では總面積の僅か一六・六%にすぎず、一經營當り平均經營面積も三三四・九エーカーに過ぎない。さらに印度人エステートについてみるならば、經營數は歐洲人エステート、支那人エステートに比して著しく少なく、僅かにエステート總數の一五・七%にすぎず、しかも經營面積に至つては、經營總面積の四・四%にすぎない。従つて一經營當り平均經營面積も二三六・九エーカーとなつており支那人エステートの平均經營面積よりも更に小さいのである。

英國人エステート經營の、印度人及び支那人經營に對する優位は、單に右に述べられたやうな經營規模の大きさに止まらない。生産能力の點に於ても、英國人經營ははるかに支那人乃至印度人經營を凌いでゐるのである。例へば、改良品種である芽接樹は英國人エステートに最も多く導入されてゐる。之は英國人エステートの生産能力の優越性を示す一の證左となるであらう。今芽接樹栽培園のみにつゝその經營數、經營面積並びに一經營當り平均經營面積を示すなら次の通りである。

第十九表 經營廣狹別芽接樹園經營數、經營面積並びに一經營當り平均經營面積

經營數	實 比 率		經營面積		一經營當り
	數	率	數	率	
一〇〇〇エーカー以上	七九	七・五%	一八七、七〇七	六八・一%	二、三七六・〇
五〇〇―九九九エーカー	八五	八・一	五七、九五七	二一・〇	六八一・八
一〇〇―四九九エーカー	四一三	三九・一	一〇、九七〇	四・〇	二六五・六
五〇―九九エーカー	一七二	一六・三	一二、五二一	四・五	七二・八

蘭英領マライに於ける民族別産業労働事情について

一〇―四九九エーカー	一三〇	二一・八	六、〇三三	二・二	二六・二
一〇エーカー以下	七六	七・二	三七四	〇・一	四・九
計	一、〇五五	一〇〇・〇	二七五、五五二	一〇〇・〇	二六二・二

右表は單に經營面積廣狹別による分類にすぎないから、必ずしも正確に英國人エステートのみの芽接樹園經營に關する實狀を示すものではないが、第八表に於て明かにされたやうに、一般に英國人エステートは平均經營面積一六〇エーカーを有するから、經營廣狹別分類中最上位にある一〇〇エーカー以上の經營は大體に於て英國人經營に屬するものと考へてさしつかへない。以上の條件の下に右の表の内容を検討するならば、大體英國人經營に屬すると思はれる一〇〇エーカー以上の經營は經營數については總數の七・五%に過ぎないにも不拘、經營面積については總數の六八・一%を占めてゐる。従つて一經營當り平均經營面積も二三七六・〇エーカーに上つてゐるのである。英國人經營の技術的優位はこの點に於て明かであると思はれる。

以上に於てゴム・エステート産業中に占める英國人の支配的地位が明らかになつたと考へる。英國人以外では支那人、印度人がかなり多數エステート經營に参加して居り、とくに支那人經營數は英國人經營數を凌いでゐるのであるけれど、これらは何れも英國人經營に比して經營規模小さく經營能率も低いのである。

それでは、これらのゴム・エステート經營は如何なる民族の労働力を使役してゐるのであらうか。

今、マライに於けるエステート労働者の民族別分布を求めるに次の通りである。(第二十表)

第二十表 エステート労働者の民族別分布 (一九三七年末)

民族	實數	割合
印度人	二四三、九七六	六八・五%
支那人	七五、六五一	二二・三
ジャワ人	一三、〇五二	三・七
マライ	一四、九六六	四・二
其他	八、二八二	二・三
計	三五五、九二七	一〇〇・〇

右の表は、單にゴム・エステートに限らず、油椰子及びココ椰子エステートをも含む數字であるが、油椰子エステート數は總計四九(一九四〇年)にすぎないし、ココ椰子エステート數は計數があげられてゐないけれど僅かなものにすぎないから、右の數字を以て、ほどゴム・エステート労働者の實數に近いものとみてさしつかへない。

エステート労働者中最も多いのは印度人労働者であり、その數約二四萬四千に上り、労働者總數中六八・五%と過半數を占め、次は支那人の七萬六千人でその割合は二二・三%であり、支那人、印度人を合計するならば、労働者總數中八九・八%となり壓倒的多數を占めてゐることを知るのである。

印度人、支那人以外には、マライ人が約一萬五千人、ジャワ人が一萬三千人あるのみで何れも僅かに過ぎない。

(ハ) 錫 鑛 山 業

錫はマライに於てはゴムに次ぐ重要資源であり、その輸出額は、一九三八年純輸出總額の約三〇%を占めゴムと共に輸出品の大宗をなし、錫資源の確保は英國のマライに對する植民地支配の最大の目的となつてゐる。

今マライ鑛産物總生産額中に占める各種鑛物生産額の割合を求めるに第

第二十一表の如くである。

第二十一表 マライ鑛産物生産額 (一九三五年)

鑛物	實數	百分比
錫	九、一九三、九七八	八一・〇%
銑鐵	六九六、〇四二	六・一
石油	三四七、九四二	三・一
石炭	二二三、三二六	二・〇
磷酸鑛物	二九三、三九三	二・六
金	二二五、〇二六	一・九
タングステン鑛	二二五、二七九	一・九
建築用石	八三、七三五	〇・七
天然ガス	四八、八五四	〇・四
マンガソ	三〇、五六一	〇・三
陶土	二七七	〇・〇
計	一一、三四八、四一三	一〇〇・〇

即ち右表から明らかなやうに、錫の生産額は一九三五年に於て、マライ鑛産物生産額の實に八一%を占めてゐる。

さらに一九三一年乃至一九三八年に於けるマライに於ける錫生産高の世界總生産高中に占める割合を求めるなら第二十二表の如くである。

第二十二表 マライ生産高の世界生産高中に占める割合

年	世界生産高 (トン)	マライ生産高 (トン)	世界生産高に占めるマライの割合 (%)
一九三一年	一四四、九〇〇	五四、九〇八	三六・八八
三二	九九、二〇〇	二九、七四二	二九・九八
三三	九一、〇〇〇	二四、九〇四	二八・四七
三四	一一五、二〇〇	三四、〇五九	二九・五七
三五	一四七、一〇〇	四五、九五五	三一・二四

三 六年	一八〇、一〇〇	六六、八〇六	三七・〇九
三 七 〇	二〇八、四〇〇	七七、五四二	三七・二四
三 八 〇	一五一、〇〇〇	四三、二四七	二九・一四

即ち、右表から明らかな如く、マライ錫生産高は過去約十年間にわたつて、常に世界總生産高の約三〇%乃至四〇%を占めてゐるのである。

マライ錫資源の確保が英國のマライ支配の最大の目的となり、英國資本が如何に、マライ錫鑛山業を自己の支配下に置かんと努力しつゝあつたかは、右の諸表の語るところからも明瞭であらうと思はれる。

以下、錫鑛山業の生産構造に立ち入つていさゝかの分析を試みたいと思ふのであるが、今こゝに豫め錫採鑛技術について些かの説明を加へて置くことが、以下の叙述の理解にとつて便宜であると思ふ。

マライに於ける錫採鑛は次の如き諸種の方法によつて行はれてゐる。(1)

(一) 淘汰法……………最も幼稚簡單な方法であり、河川に流下する砂錫を四、五十糎位の支那鍋様の木製篩り篩パニングで淘汰採取する。風化鑛床の砂土を集め、水中で淘汰するのもこの類に屬する。

(二) 淘洗法……………やゝ多量の砂土を處理するために木樋を作り、砂と共に流し、所々に高さ十糎ばかりの堰板パロンを設けて水流に緩急をつけて沈澱せしめる方法であり、パロンで集めたものはさらにパニングによつて淘汰されるのである。

(三) 露天掘法……………鑛層中の含錫砂礫土が深さ三十米以上となれば後述の浚渫掘は不可能となる。この場合に用ひられるのが露天掘法であり、幅二十米、高さ二十呎の階段掘りが普通で、ケーブルカーで捲き上げるのである。

(四) 水力採鑛法……………採掘の場合に乾いた土砂をそのまま引き揚げる

代りに、掘り崩す際に流れを利用して低地へ集め含錫砂礫を含む泥水をポンプで押し上げる方法である。

(五) 砂礫吸揚法……………高所に多量の水のあるところで用ひられる方法で、鐵管で水を導下し、消防ポンプの如くに細い筒先から壓力を以つて、噴出させて砂土を崩し、更に水壓を利用して砂礫を含む泥水を押し上げる方法である。崩した土砂をパロンへ掲げるにはグラベル・ポンプを利用し、動力には蒸氣機關またはダイゼル機關を用ひる。この方法は華僑間に發達したので、高い所に水があれば鐵管で引いて來て使用し、高所に水なき場合にはダイゼル或は蒸氣機關で揚水する。いづれも設備費は六、七萬圓であつたから個人又は合資組織或は一株一弗位の大衆株を以て經營するにより華僑の事業として最も適した經營形態である。

(六) 浚渫法……………最も大規模な採鑛法であり、専ら英國資本によつて行はれる。バケツによつて汲み上げた礫土を船中で送別し、錫を採取するのである。浚渫船は長さ百米餘、幅數十米もある大型船で、動力源としては主として石炭を用ひる。浚渫船にはパロンをつけたものとジツガーをつけたものとがあるが、パロンをつけた小型で五十萬圓程度、ジツガーをつけた中型で百萬圓、大型のもので約二百萬圓程度である。

(七) 地下採掘法……………鑛脈をなしてゐる石英脈中にある錫鑛を、井戸の如く或は蟻の穴の如く曲りくねつて五、六十米も深く地下に掘り下げる方法である。

以上の説明からほぼ明らかなやうに、以上七種の採鑛法中、浚渫機法が最も大規模な機械化された採鑛法であり、以下砂礫吸揚法、水力採鑛法の順に、機械化の程度は低く、露天掘法、地下掘法以下は殆んど機械を用ひず、人間勞働力のみによる手工業的な方法であり、淘汰法、淘洗法にいた

つては最も原始的な採鑛法に屬する。

さて、英國資本は、如何なる程度まで錫鑛山業に進出し、之をその支配下に於いてゐるのであるか。マライ全地域に於ける資料が得られなかつたから、今試みに聯邦州のみの錫採鑛高について、民族別の錫採鑛高をあげるなら次の通りである。

第二十三表 舊聯邦州に於ける民族別採鑛高 (一九三八年)

民族	採鑛高 (トン)	割合 (%)
歐人	二七、六六四	六七%
支那人	一一、五二二	三〇
其他	一、〇二九	三
計	四二、二〇五	一〇〇

右表から明らかなやうに歐人主として英國人による採鑛高は總採鑛高の實に六七%を占め、支那人による採鑛高は僅か總採鑛高の三〇%、「其他」は三%に過ぎない。

次に同じく聯邦州のみについて、錫採取會社中英國會社のしめる割合を検するに第二十四表の通りである。(第二十四表)

第二十四表 舊聯邦州錫採取會社中英國系會社の割合

採鑛會社	實數		割合	
	英國系會社	其他會社	英國系會社	其他會社
浚漚機採鑛會社	七二	五八	一四	一〇〇
砂礫吸揚會社	七三三	二二七	一〇〇	八〇・六
水力採鑛會社	三四	六	二八	一〇〇
露天掘會社	二二	二	一〇〇	七・六
雜式會社	九	七	一七五	一〇〇
小會社	一五一	九	三・八	九六・二

計 一、〇二二 九三 九二八 一〇〇 七・一 九〇・九

右表から明らかなやうに、英國會社は、浚漚機採鑛會社七二社中五八社を占め、實にその八〇・六%までを占める割合になつてゐる。残りの一四社一九・四%は主として佛國會社である。然るに砂礫吸揚會社についてみるなら、正に逆に英國會社は僅かに三・〇%に過ぎない。即ち七三三社中英國會社は二二社にすぎないのである。残りの七一社は悉く支那人の經營にかゝるものである。以下水力採鑛會社、露天掘會社、雜式會社小會社に於ても砂礫吸揚會社の場合と同じく英國會社の割合は極めて少ない。

次に同じく聯邦州のみについて採鑛法別による錫採鑛高並びに經營數の比較を試みるに次表(第二十五表)の如くである。

第二十五表 舊聯邦州錫產高採鑛法別產額比較

採鑛法	生產高		經營數	
	實數	百分比	實數	百分比
浚漚機採鑛法	二四、七六八	二四・四	三六	三・五
砂礫吸揚法	二六、三二八	二六・二	三六	三・五
水力採鑛法	四、五八	四・五	七〇	七・三
露天掘法	二、六八	二・六	四三	四・五
地下採掘法	三、〇三	三・〇	四七	四・九
淘汰法	九、九	九・九	一五	一・五
雜式	七、七	七・七	一三	一・三
計	一〇〇、〇	一〇〇・〇	一〇〇、〇	一〇〇・〇

右表から明かにされるやうに主として英國資本に依る浚渫機採鑛法經營の生産高は、一九三〇年には總生産高の三八・一%であつたが、一九四〇年にはその五二・三%と過半数を占めるに至つてゐる。この間その經營數について見るに一九三〇年の六八經營（經營數の五・五%）から一九四〇年の七二社（經營數の七・一%）と僅か四社の増加を見たにすぎない。これは、浚渫機法經營の生産力の著増を意味するものであり、事實一經營當り生産高を計出するなら、それは一九三〇年の三六四トンから一九四〇年の五八六トンへと著しい増加を示してゐるのである。

之に反して支那人經營を主とする砂礫吸揚法經營に於ては、その生産高は一九三〇年には總生産高の四三・四%を占め、浚渫機法經營をむしろ凌駕してゐたのであるが、一九四〇年には總生産高の三五・一%に減じてゐる。しかるに經營數について見るなら、一九三〇年の三一六から一九四〇年の七三三へと、總經營數の二五・六%から七一・八%への増加をみせてゐる。これは本經營における生産力の著減を意味するものであり、今一經營當り生産高を計出するなら一九三〇年の八九トンから一九四〇年の三九トンへと著しい減少をみせてゐるのである。以下水力採鑛法、露天掘法、地下採掘法、淘汰法、雜についても砂礫採鑛法と同じ傾向がみとめられる。

以上から英國資本が如何にその強大な資本力を以てマライ錫鑛業に於ける支配を確立しつゝあつたかを充分にうかがひ知ることが出来ると思ふ。

それでは、これらの英國資本を主とする錫鑛山經營は、如何なる民族勞働力を使役しつゝあるのであるか。

舊英領マライに於ける民族別産業勞働事情について

第二十六表 マライに於ける鑛山勞働者（一九三七年末）

	實數	割合
印度人	八、七八四	一三・〇%
支那人	五、九三〇	七・七%
ジャワ人	一、〇三七	一・五%
マライ人	八三〇	一・二%
其の他	四、八九五	七・三%
計	六七、四七六	一〇〇・〇%

右の表は單に錫鑛山勞働者のみならず、鐵鑛山其他の鑛山勞働者をも含めた數字であるが、先に述べたやうに錫はマライ鑛産高の八一%と絶對多數を占めてゐるのであるから右の數字を以て錫鑛山勞働者數の實狀を示すものと考へても大した誤りはあるまい。

さて右の條件の下に第二十六表を検するに、マライに於ける錫鑛山を主とする鑛山勞働者中、壓倒的多數を占めるものは支那人勞働者で、約五萬二千、總鑛山勞働者の七七・〇%をしめてゐる。之に次ぐものはずつと下つて印度人の約九千、一三%であり、其他は合計しても六千人に充たな

マライに於ける錫鑛山の英國資本は、かくして専ら支那人勞働者の低賃銀勞働に對する植民地的收取の上に繁榮をうたつてゐたのである。

以上、吾々は、マライに於ける三大重要産業である米作、ゴム、エステート、錫鑛山業について、その生産構造に立ちいつていさゝかの分析を加へ來つた。そこで明らかにされた事實は

- (イ) 土着マライ人による米作の停滞性と英國資本制覇の下にあるゴム・エステート及び錫鑛山經營の發展性
- (ロ) ゴム・エステートに於ける英國人經營が専ら印度出稼勞働者の低

賃銀に依存してゐること。

(ハ) 錫鑛山業に於ける英國人資本が同じく南支から流出する支那人労働者の低賃銀に依存してゐること。

(ニ) ゴム・エステート及び錫鑛山業に於ける英國資本の支配と、民族資本の貧困、以上の事實である。

註(1) 以下の技術的な敘述は専ら大谷敏治 マライの經濟資源 一二四頁―二三三頁によつた。

第四章 マライに於ける民族別労働事情

マライに於ける労働事情を民族別に検討するに當つて、吾々は先づ前章との若干の重複を顧みず、エステート、工場、鑛山に於ける労働者の民族的分布表を掲げよう。

第二十七表 主要エステート、鑛山、工場に於ける労働者數 (一九三七年末現在)

	エステート		鑛山		工場		計
	實數	割合%	實數	割合%	實數	割合%	
印度人	二四,七六六	六五%	八,七四〇	三三%	九,三二一	二六・〇二%	五,四一六
支那人	七五,六一一	三三%	五,九〇〇	七・七〇%	四,六一一	七・六二%	一,七〇二
ジャワ人	一三,〇三三	三・七%	一,〇三七	一・五%	九,五五	一・七%	一五,〇〇八
マライ人	一四,九六六	四・二%	八,〇〇	一・三%	三,五六	〇・六%	二六,五三四
其の他	八,二七	二・三%	四,八五	七・三%	一,五六	二・七%	一四,五九
計	三五,九七	一〇〇・〇%	二七,四七	一〇〇・〇%	五,八七	一〇〇・〇%	四〇,三二〇

さて、第二十七表から明らかなやうに、主要エステート、鑛山、工場に

於ける労働者總數は、印度人最も多く、その數約二十六萬、労働者總數の五四・六%と過半數を占めてゐる。支那人は之に次ぎ、約十七萬、労働者總數の三五・九%を占めてゐる。従つて、印度人、支那人を合計するならば、その數約四十三萬、労働者總數の九〇%以上を占める。つまりマライに於ける労働者はその九割までが印度人及び支那人労働者によつてしめられてゐることになる。

次に、同じ資料から民族別に、エステート、工場、鑛山への労働者の分布状態を計出するなら次の通りとなる。

第二十八表 民族別労働者の産業別分布

	印度人	支那人	ジャワ人	マライ人	其他	計
エステート	九三〇	四三・九	八六・九	九二・六	五六・二	七四〇・一
鑛山	三四	三〇・一	六・九	五・一	三三・二	一四〇・〇
工場	三六	二五・九	六・二	二・二	一〇・六	一七八
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

即ち右表から明らかなやうに、印度人労働者は専らエステートに集中し、印度人労働者總數中九三・四%までがエステート労働者である。之に比して支那人労働者は、エステート四三・九%、鑛山三〇・一%、工場二五・九%と二者の間に比較的均等に分散されてゐる。ジャワ人、マライ人は何れもエステートに集中し、前者はその八六・九%、後者はその九二・六%がエステート労働者である。

次にやゝ立ち入つて鑛山労働者及びエステート労働者の地域別、民族別分布状態をみるに次の第二十九表及び第三十表の通りである。

第二十九表 馬來に於ける鑛山使役勞働者 (一九三九年末)

海峽植民地	印度人					支那人					ジャワ人					マライ人					其の他					計
	割	合	割	合	割	合	割	合	割	合	割	合	割	合	割	合	割	合	割	合						
ペラ	100	131	100	131	100	131	100	131	100	131	100	131	100	131	100	131	100	131	100	131	100	131				
スランゴール	5,536	3,974	2,288	1,439	1,121	1,185	275	4,892	8,320	5,090	2,390	630	18	440	1,309	331	190	222	4,895	6,747	8,784	5,540				
ネグリ・スムビラン	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185				
パハン	275	4,892	275	4,892	275	4,892	275	4,892	275	4,892	275	4,892	275	4,892	275	4,892	275	4,892	275	4,892	275	4,892				
聯邦州計	8,320	5,090	4,733	2,390	630	18	440	1,309	331	190	222	440	1,309	331	190	222	440	1,309	331	190	222	440				
非聯邦州計	5,540	1,309	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185	1,121	1,185				
總計	13,860	6,399	5,854	3,575	1,770	37	880	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611	2,611				
海峽植民地	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1				
聯邦州	93.6	97.2	93.6	97.2	93.6	97.2	93.6	97.2	93.6	97.2	93.6	97.2	93.6	97.2	93.6	97.2	93.6	97.2	93.6	97.2	93.6	97.2				
非聯邦州	6.3	2.5	6.3	2.5	6.3	2.5	6.3	2.5	6.3	2.5	6.3	2.5	6.3	2.5	6.3	2.5	6.3	2.5	6.3	2.5	6.3	2.5				
總計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				

舊英領マライに於ける民族別産業勞働事情について



第三十表 馬來に於けるエステート使役労働者 (一九三七年末)

地域	計					割合				
	印度人	支那人	ジャワ人	マライ人	其他	印度人	支那人	ジャワ人	マライ人	其他
海峽植民地	一七,三二八	三,九五三	一,四二二	—	四,〇五九	六五.五	一四.九	五.三	—	一五.四
ペラ	五五,五六二	六,八一	一,〇〇一	—	一,九三二	八五.一	一〇.四	—	—	三.〇
スランゴール	六一,五六五	七,二六六	三三三	—	四四一	八八.五	一〇.四	—	—	〇.六
ネグリ・スンプラン	三〇,八九〇	一五,五〇二	六五八	—	八〇八	六四.五	三三.四	—	—	—
パハン	七,七二〇	七,八六四	四二四	四七九	一八八	四六.三	四七.二	二.五	二.九	—
聯邦州	一五五,六九八	三七,二六二	二,四〇六	四七九	三,三六九	七八.二	一八.七	—	〇.二	一.一
ジョホール	三九,六八六	三〇,四六二	九,二三五	—	六七五	四九.六	三八.〇	—	—	〇.八
ケダ	二八,二五三	三,二四〇	—	一〇,八六五	九二	六六.六	七.六	—	—	—
パリス	二,二〇〇	—	—	九一	—	七四.八	—	—	—	—
ケランタン	二,七四一	七三四	—	三,五三一	八七	三八.六	—	—	—	—
聯邦州	七〇,九五〇	三四,四三六	九,二三五	一四,四八七	八五四	五四.六	二六.五	—	—	—
總計	二四三,九七六	七五,六五一	一三,〇五二	一四,九六六	八,二八二	六八.五	二六.三	—	—	—
海峽植民地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ペラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スランゴール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ネグリ・スンプラン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パハン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
聯邦州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ジョホール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ケダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パリス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ケランタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
聯邦州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

以上から明らかにされたやうに、マライに於ける労働者の約九割は、印度人及び支那人労働者であつた。従つて以下、主として印度人労働者及び支那人労働者について、その労働事情を簡単に敘述しようと思ふのであるが、その前に、全マライに於ける支那人労働者数及び印度人労働者数の一九三〇年以來の増加の趨勢をみておかう。即ち第四十一表の如くである。

第四十一表 マライに於ける主要鑛山、エステート、

工場の支那人労働者及印度人労働者

年	支那人		印度人	
	實數 (一九三〇年を100とする指數)	實數 (一九三〇年を100とする指數)	實數 (一九三〇年を100とする指數)	實數 (一九三〇年を100とする指數)
一九三〇年	一一四、五四一	一〇〇・〇	二二六、九八九	一〇〇・〇
三一	一一四、六五五	一〇〇・〇	一六八、五八三	八五・五
三二	一〇〇、七六七	八八・〇	一四三、〇一四	七二・五
三三	一〇四、八三七	九一・五	一五三、六二九	七七・九
三四	一二七、四八四	一一一・三	一九四、九九五	九八・九
三五	一二三、九四二	一〇七・三	一九三、四六七	九八・一
三六	一〇六、〇九四	一二七・五	二〇四、四七七	一〇三・七
三七	一七二、〇八〇	一五〇・二	二六一、九七六	一三二・八

右の表から明らかなやうに、支那人労働者、印度人労働者はともに、一九三二年まで遞減し、以後急速に増加しつゝある。

先にも述べたやうに、マライの支那人及び印度人労働者は何れも南支及び南印度の封建的農村から流出する過剰人口であり、彼等は、専らマライに於けるゴム・エステート、錫鑛山に就勞するものであるから、その増減は専ら工業原料品たるゴム及び錫の世界市場に於ける景氣變動に依存するものであり、従つて一九二九年に始まつた世界恐慌が底をついた一九三二年において最も減少し、爾來世界的軍備擴張期に入り、原料品としてのゴム・

舊英領マライに於ける民族別産業労働事情について

錫市場が活況を呈するにしたがつて増加したのは當然の事實である。しかも支那人労働者が、エステート、鑛山、工場に分散してゐるに比して、印度人労働者はゴム・エステートに集中してゐるから、世界恐慌の影響は印度人労働者に於ては、支那人労働者よりも一段とつよかつた。即ち、一九三二年に於ける支那人八八・〇に比して、印度人は七二・五と著しい減少を記録してゐるのである。

その後の増加についてみるに、支那人労働者の増加速度は印度人のそれを凌ぎ、一九三七年の指數を見るに、支那人の一五〇・二に對して、印度人一三二・八となつてゐる。

従つて、今マライに於ける支那人労働者對印度人労働者の割合を検するに第四十二表の如く、一九三〇年支那人三四・五對印度人六五・五の割合は、一九三七年には支那人三九・六對印度人六〇・四となつてゐる。

第四十二表 マライに於ける支那人労働者と印度人労働者の割合

年	支那人	印度人
一九三〇年	三四・五%	六五・五%
三一	四〇・四	五九・六
三二	四一・三	五八・七
三三	四〇・五	五九・五
三四	三九・五	六〇・五
三五	三八・八	六一・二
三六	四一・六	五八・四
三七	三九・六	六〇・四

さきに繰り返して述べられたやうに、馬來における印度人並びに支那人労働者は何れも南支、南印の農村における過剰人口の壓迫によつて農村か

らおし出された小作貧農層の出身者である。周知のやうに南支及び南印の農村は土地所有が著しく偏在し、農地が極度に零細化され農村における階層分化が極度に行はれてゐる地であり、しかもこれらの地方における土地所有關係はきはめて濃度に封建的な性格をとどめてゐるのである。即ちそこには依然として封建的貢租率を繼承した高率な地代並びに地租率が支配的であり、したがつて年度末には農民の手許には殆んど生活の單純再生産費すらも残されないのである。だから農民の生活はきはめてミゼラブルな低水準におしとめられてをり、合理的な農業經營への途は完全に遮斷されてをる。農民は依然として零細な耕地の上にたち、原始的な農具を用ひ、専ら家族のもつ裸の勞働力を過度に集約的に投下することによつてひたすら反當收量の増大をはかり、これによつて一家の貧困な生計を維持しようとする懸念な努力を試みるのではあるが、しかもこのやうな家族勞力の犠牲を以てしても、經營面積は餘りにも小規模であり、地代及び地租の負擔は餘りにも大きく、彼等の動物的な生活の單純再生産すら困難とされるのである。従つてかゝる零細小作貧農の家族員は、勞働機會が他に見出されるならば、直ちにあらゆる機會をとらへて農村外に流出すべき過剩人口群を形成する。馬來における印度人、支那人勞働者はまさにこのやうにして南支、南印の農村に蓄積された過剩人口に他ならなかつた。

以上から明かなやうに、南支及び南印の農民は、封建的な土地所有關係の壓迫の下に農奴的な生活條件を強制されてゐるのであるが、このやうな農民の農奴的な性格はやがて、こゝから南方へ流出する勞働力の性格、彼等にあたへられた勞働諸條件の性質を規定するものとなる。即ち以下に述べられるやうに、これらの勞働者の雇傭にさいしては、最近まで奴隸制に類似した苛酷さをもつ契約勞働制が支配してゐたのであり、現在では契約

勞働制は廢止されたけれど、いままほこのやうな奴隸制類似の勞働條件は、極度に低廉な勞働賃銀その他のなかに充分にみとめられる。要するに、こゝには南支・南印における農民の農奴的生活及び勞働の諸條件が、馬來における出稼勞働者の生活及び勞働に關する奴隸制類似の諸條件を規定するといふ關係がみとめられるのである。第二章においてのべられたやうな、英帝國主義資本の發展は、まさに、右のやうな奴隸制類似の勞役土壤の上に展開されたものに他ならなかつた。

以下、印度人勞務者及び支那人勞働者について、その勞働事情を、雇傭形態、勞働時間、勞働賃銀に分つて簡単に敘述することにした。

#### (イ) 印度人勞働者<sup>(1)</sup>

##### (a) 雇傭形態

マライにおける印度人勞働者の九三%がエステート勞働者であり、その殆んど全部がゴム・エステートに集中してゐることは前述の通りである。

しかるに前世紀末までは、マライにおけるゴム・エステートはきはめて少數にすぎなかつたので、印度人勞働者數も少く彼等は悉く砂糖栽培園に就勞してゐたが、この場合は専ら三ヶ年の勞働契約による契約勞働制が行はれたやうである。しかるに今世紀に入るやマライにおけるゴム・エステートの發展とともに印度人勞働者に對する需要は急激に増加し、また一方南印度においてもマライにおける賃銀收入の機會を望んで出稼ぎに出るもの數は次第に増加し、かくて自由勞働者の數は著しく増加した。その結果早くも一九〇四年には自由移民は契約苦力の數を凌駕し、一九〇六年には契約苦力三千七百人、自由勞働者二萬二百人となり、一九〇七年には契約苦力五千五百人に對し自由勞働者二萬四千七百人に上つた。かゝる狀況に鑑み、印度人勞働者補給に關して新たな制度を設ける必要を生じ、一九〇六

年には「すべての印度人雇傭者は印度人移入のためにのみ使用すべき基金を強制的に出資すべし」といふ提案の下に、一九〇七年に印度人移民基金制度 The Indian Immigration Fund が設定され、以後印度人労働者の招致が、この制度の運用によつて統一されることになり、契約労働者は一九〇一年六月からその雇傭を禁止されるにいたつた。

印度人移民基金制度は印度人移民委員会 Indian Immigration Committee によつて運用される。印度人移民基金に出すべき賦課の基礎は、各エステートにおける雇傭印度人労働者の労働日数であつて、七十二日労働日を單位として毎四半期の賦課率が印度人移民委員会によつて定められる。この率は年によつて異なるのであるが、いま一九三七年における報告によれば次の通りである。

第一四半期	男子一人	女子一人
第二〇	七二セント	ナシ
第三〇	七二セント	ナシ
第四〇	二ドル八八セント	ナシ
一年合計	二ドル一六セント	ナシ
	六ドル四八セント	ナシ

この賦課額はペナンにおける海峽植民地勞務部で四半期毎に農園主から提出される報告書に基いて計算され、海峽植民地勞務官が集金管理する。その使用目的は(一)移民の郷里からマドラス及びネガパタム兩港における移民收容所までの汽車賃、(二)移民收容所における宿泊費並びに醫療費、(三)印度からマライまでの汽船運賃、(四)マライにおける檢疫費用、(五)マライ諸港から雇傭地迄の運賃、(六)印度への送還費となつてゐる。

この基金制度の確立は印度人労働者補給の上に一大進歩をもたらした。即ちそれは、印度人雇傭希望のエステート經營者に對して、賦課金支拂ひ以

外に、從來のやうな特別に多額に上る募集費の支出を免れしめ、募集を専ら免許をうけた移民募集人(カンガニー Kangany)の手にゆだね、彼に對する嚴重な監督によつて労働者の補給を圓滑確實たらしめたのである。さらにその基金はカンガニーによらざる移民にも補助をあたへたのでエステート經營労働力を一層豊富に雇傭しえ、さらに、從來よりも一層英國人ゴム・エステートと印度人労働者との關係を密接たらしめたのである。

現在、印度人労働者の移住形態は、移住にあつて何等の補助をうけない所謂非補助移民と、渡航に當つて印度人移民基金から補助をうける補助移民の二つに分けられる。以前は非補助移民は殆んど、商人、貿易商、高利貸、事務員であり、労働者は悉く補助移民であつたが、最近は労働者と婦人が多く、非補助移民の七割をしめるにいたつたと稱せられてゐる。

補助移民はさらに、カンガニーによつて移民收容所につれてこられた者と、自發的に補助移民たらんとする者とに分れる。從來はカンガニー制度によるものは非常に多く、一九二六年の如きは十万二千人にも達し、印度人労働者移住の大部分をしめてゐたのであるが、現在は著しくその數を減じ、一九三六年において約五百人、三七年において約五千人となつてゐるといはれる。

以下カンガニーについて細説しよう。カンガニーとは免許をうけた印度人の移民募集者である。彼等はずもともとマライにおける印度人のエステート労働者で、ペナンにある海峽植民地勞務官から労働者募集人としての免許をうけた後、マライにおける印度政府駐在官の前に出頭して免許證に裏書して貰つてはじめて一人前のカンガニーとなるのであるが、その免許證は印度における移民移出港たるマドラスとネガパタムに登録される。その募集人員は一般にカンガニー一人につき二十人までに制限され、その募集

範圍も印度における自己の出身村だけに限られてゐる。カンガニイは村に於いて應募者のあつた時は、村を離れる前に應募者と共に村長のところに  
出頭してその旨を通じ、村長はカンガニイの免許證に裏書することによつて、彼の應募に反對なきことを確認した證據とするのである。

マライに對する印度人労働者補給の中心となつたものはこのカンガニイ制度によるものであるが、かゝる移民募集人による募集に伴つて必然的に起り易い弊害をできうるかぎり除去するために種々の考慮が拂はれてゐる。即ち先づ第一に各應募者は馬來政廳の役人によつて移民收容所に收容されるのであるが、此等の役人は移民に對して直接間接に金錢上の利害關係なく、したがつてその取扱は公平である。第二に印度政廳の役人もこの移民收容所を訪れ、自由に彼等に質問しうる。第三には、カンガニイは彼の親族の住む出身村においてしか募集できないので、彼は村に到着後直ちに村長によつて監督されることになつてゐる。

次にカンガニイ制度を経ないで、直接にマライに労働者として渡航する希望をマドラス及びビネガパタムのマライ移民駐在官に申出たときには、補助があたへられる。この形態は次の理由から好ましい制度とみられてゐる。即ち先づ、カンガニイによる移民募集の方法は如何によく行はれやうとも種々の非難を免れ難く、次にこの方がカンガニイによる移民募集よりも六乃至七ドルの経費が安くすむからである。したがつて一九二四年に、印度人移民委員會はかゝる方法でマライに到着した印度人男女成年一人につき二ドル、未成年者一人につき一ドルの割戻金をあたへる他、家族及び扶養者を伴ふ移民に對しては、マライ内における目的地までの鐵道、バス及び汽船の無賃乗車券の交付並びに彼の就職のためのあらゆる便宜を供與することに決定した。

いまカンガニイ制度による補助移民とカンガニイ制度によらざる補助移民の中年者のみに對しての移民數に關する統計をかゝけるなら次表の如くである。

第四十三表

年	カンガニイによる補助移民	カンガニイによらざる補助移民
一九二〇年	六二、〇〇〇人	八、六〇〇人
一九二五年	四三、三〇〇人	一七、〇〇〇人
一九三〇年	二一、二〇〇人	一一、九〇〇人
一九三五年	一、三〇〇人	一三、九〇〇人
一九三六年	五〇〇人	二四、〇〇〇人
一九三七年	五、三〇〇人	四二、二〇〇人

右表から明かなやうに、カンガニイ制による補助移民は年々その數を減じ、之と逆にカンガニイ制によらざる補助移民は年々その數を増加しつゝあるのである。

(b) 労働賃銀

マライに於ける印度人労働者標準賃銀に關しては、プロビンス・ウエルズレイ、スランゴール州のクラン、クララ・ルムプール、クアラ・ランカツト地方、パハン州のリビス、ラウブ、ベントン、テマロー地方、ケラントンのウル・ケラントン地方においては、法律によつて印度人労働者の最低賃銀を決定してゐる。其他の地方もだいたいこの標準賃銀に従つてゐるやうである。試みにいまプロビンス・ウエルズレイ及スランゴール地方についてみるに、男子成年労働者一日賃銀は四十七セント、女子成年労働者は三十二セントとなつてゐるが、その他の地方では男子が四十七セント、女子が三十七セントとなつてゐる、この賃銀は切付工や除草夫の如き一般ゴム・エステート労働者であるが、ゴム・エステート内工場労働者のそれ

は、これに比して五セント乃至十セント高い。以上はすべて一九三七年現在の数字である。

これら印度人の賃銀支拂形態はすべて定額賃銀制によるものである。いまこれら印度人エステート労働者の賃銀を、彼等の郷里たるマドラス州における農業労働者賃銀に比れば約三倍に達するといはれてゐる。

(c) 労働時間

労働法によれば、一般に普通の労働契約は一月又は三十労働日以上期間にわたることを得ずとされてゐるのであるが、これは單に形式上のことにすぎない。そして労働時間は一月二十四日で、屋外労働者は一週六日、一日九時間、繼續する六時間以上の労働は禁止、しかし、エステート内工場労働者は必要な場合は一日九時間以上の労働日延長は許容されるが、延長時間に對しては倍額賃銀を支拂ふべき旨の規定がある。しかし實際は、エステートでは平均一日七時間労働であり、繼續労働時間は五時間をこえず、殘餘の時間には一般に労働者はその空地に野菜、陸稻などを作つて食料をえてゐるやうである。

(d) 労働能率

最後に、印度人ゴム・エステート労働者の労働能率を、支那人のそれと比較してみよう。

いま福田省三氏が昭和十四年に、マライに於ける邦人エステートから得られた資料によれば、支那人、印度人及びマライ人の能率は次の如くである。

第四十四表 ゴム・エステートにおける印度人、支那人、マライ人の労働能率

支那人	印度人	マライ人
一日採液受持樹數	四〇〇―五〇〇	三三〇―四〇〇
	三三〇―四〇〇	三〇〇

舊英領マライに於ける民族別産業労働事情について

一日賃銀(セント)	五五	四五	三四
一人當り一ヶ年生産高(圓)	六〇〇・〇〇	四八〇・〇〇	三六〇・〇〇
一ヶ年労働所得(圓)	二〇〇・七五	一六四・二五	一二四・一〇
生産高中に於ける賃銀の割合	三三・四六%	三四・二二%	三四・四八%

即ち右表から、われわれは一九三九年現在においては労働能率は支那人が最も良いことを知るのである。「したがつて、支那人労働者の賃銀と印度人労働者の賃銀が十セント位の差のある場合は、支那人を雇傭した方が有利であるやうに思へる」と福田省三氏も語られてゐる。<sup>(2)</sup>

ルイスも、馬來における支那人労働者の一日平均切付可能數を四百本、印度人の平均を三百本としてゐる。尤もこの平均はプランテーションにおけるゴム樹の植間距離によつて異なることを注意すべきである。<sup>(3)</sup>

だから、従來ゴム・エステートにおいて印度人労働者が主として使用されてきた理由は、かくの如き能率の上からではなく、むしろ次のやうな理由にもとづくものと思はれる。即ち先づ、支那人労働者の募集は印度人労働者の場合にみられるやうに印度人移民基金制のやうな組織がなく募集費が比較的高くつくこと、次に、雇傭主側からいつて支那人労働者は印度人労働者の如く、自己の植民地の原住民でないから比較的監督がしにくく、また彼等は結束がつよく、しばしばストライキ等をおこす危険が多いこと、さらに支那人労働者はマライにおける他の支那人と相通じて支那人社會を形成するに反し、印度人はカストの觀念がつよく、とくにタミール人の如きは、最も卑しまれる賤民種族であるから、マライにおける相當な地位にある印度人から全然相手にされず外部からの影響少いこと、これらの理由によるものと思はれる。

## (ロ) 支那人労働者

## (a) 雇傭形態

マライにおける支那人労働者は専ら、錫鑛山、ゴム・エステートに雇傭される。彼等は主として南支那における封建的零細小作農であり、封建的な高率小作料收取の壓迫の下に農村から流出した過剰人口である。彼等は支那社會の半封建的、半植民地的條件のために支那國內における資本主義の發展が阻止され、彼等に充分な就業機会をあたへないために、南方の歐人植民地における近代的企業の急激な發展によつてそこに就業機会が見出されるや、なだれをうつて南方へ流出したのである。その出身地は、廣東省、慶州、肇慶、潮州、嘉應州、瓊州及福建省の漳州、泉州、福州等であり、潮州、嘉應州のものは汕頭を、漳州、泉州のものは廈門を、慶州、惠州、瓊州のものは香港を經由する。

支那人労働者にも印度人労働者の場合と同じく契約労働者と自由労働者との二つの範疇がある。自由労働者は現單新客といはれる。自由労働者といつても、旅費自辨のものは少く、乗船港の宿屋から船賃を立替へて貰ひ目的地で就職後返還する者が多い。これらの宿屋業者は、その労働者と同郷又は親戚の關係があり、掛倒しや脱走のおそれは少い。一般に立替へた船賃、宿料、食費等には若干の利子を附して三ヶ月で元利を償還する仕組みになつてゐる。もし期限後も返還できない場合には三月に一度づゝ利息を加へるのである。

この條件はいささか苛酷にみえるけれど、この他には何等拘束の條件なく、又これは公開の契約であつて、不法な搾取は行はれないから、旅費の上面のできない出稼労働者は喜んでこの契約を結ぶのである。

契約労働者は除單新客とよばれる。彼等は奴隸制度にひとしきり苛酷な取

扱ひをうけたために俗にこれを猪仔賣買と稱されてゐた。一九一四年に契約移民制が英國植民地大臣ハーコート子爵 Vis Count Harcourt によつて廢止されるまで、契約労働制は一八二・三〇年頃から前世紀を通じて盛行はれてゐたもののやうである。契約労働者の雇傭には専ら、シンガポール及びペナン兩港にある苦力ブローカーたる客販(客頭とも稱す)が、汕頭及び廈門にある客棧と連絡してこれを行つた。客販はさらに手下の募集人を使用し、奥地に入り込んで無理に農民を誘拐するのである。廈門、汕頭、香港等に出入する當業者數は一時は一万二千名にも達したといはれた。彼等に少くとも五、六人、多い場合は百餘人の苦力を募集引率して移民地へ行くものである。これらの客販は出發港の移民收容所に收容した移民に頭割金をわたし、彼を質入状態にして收容所に監禁するのであるが、收容所の取扱は慘忍をきはめ、その窓は皆鐵格子をはめ、戸口には秘密結社の暴漢が番をして逃亡を防ぐのであつた。

移民船は普通には三百人乃至七百人をのせるのであるが、航海中の移民の取扱はさらに苛酷をきはめ浮地獄と稱されたといふ。

客頭は苦力を出帆港の客船に出帆まで留ておく。客棧の店主は戎克船又は移民運搬のために傭船した外國船主と苦力の運搬方法を協商し、運賃の立替拂や、シンガポール又はペナン著後の支拂について取きめをする。

苦力の本船が上陸港に達したときに、自分で船賃を支拂つた者、親戚や朋友に立替へてもらつた者は直ちに上陸することができるが、旅費未拂者は就職先がきまるまでは船中に止められる。その間に客頭は上陸して雇主を求めるのである。雇主と客頭とは協定して新客引渡しの價格を定める。

つまり新客の客頭に對する債務を雇主にうつすのである。したがつて新客は雇入れられてから六ヶ月間は衣食を給せられて無給で働き、その後も一

期間は賃銀を支拂はすけれども、その中から客頭が立替へた金を控除されるのである。

以上の如く、契約労働制は、苦力の取扱ひについて苛酷な點が多く、さらに客頭、客棧にはしばしば秘密結社の危険分子が後楯となつてをり、不法暴行を働くことが多かつたので、支那人契約労働制は、香港、海峡植民地の英國政廳によつて、しばしば取締られ、さきにのべたやうに一九一四年には遂に禁止されるにいたつたものであるが、それ以前から漸減する傾向を示してゐたのである。

いま、一八八五年以來一九一四年までの期間における毎五年目毎の、シンガポール及びペナン總移民人口統計表から、契約労働者の數を示すなら次の如くである。

第四十五表 シンガポール及びペナンにおける

總移民入國統計表

年	シンガポール入國移民		ペナン入國移民	
	總數	契約移民	總數	契約移民
一八八五年	六九,三二四	九,三五七	四二,一四二	一七,〇三四
一八九〇年	九六,二三〇	八,一五二	三六,〇四四	六,八一三
一八九五年	一五〇,一五七	一四,五一八	六〇,五五九	八,七三一
一九〇〇年	一一七,七九四	一四,一九八	五一,二九九	四,三七一
一九〇五年	一三六,〇〇一	一一,一四四	三五,六四六	一,九四二
一九一〇年	一七三,四三三	二二,九九〇	三七,九五五	一四〇
一九一四年	一二四,〇三三	二,六四八	四一,九八八	—

(b) 労働賃銀

以上の如く、契約労働は一九一四年以來廢止されるにいたつてゐる。したがつていま自由労働者のみにつて、以下にその労働條件を敘述しよう。

舊英領マライに於ける民族別産業労働事情について

う。

自由労働者の賃銀には、日給、月給、出來高賃銀制の別がある。月給のものは臨時雇たとへば山林伐採、開墾、エステートにおける種蒔、除草等に多い。出來高計算は多く請負である。この場合は普通支那人労働者の使用に對して全責任を負ふ親方がをり、その下に居る幾人かの苦力頭によつて労働者が使用されるといふ關係にあり、支那人労働者の死活の鍵は親方なり、苦力頭なりが握つてゐる。従つて親方なり、苦力頭なりは出來高拂賃銀制によつてできうるかぎり、その労働能率をたかめて多額の賃銀を得、その上前を撥ねるのである。ゴム・エステートのゴム液採取労働の下に、この制度は多く見出される。

一般に雇主は自由労働者には食事をあたへない。たゞ仕事期間中賃銀の何割かを前貸しするのである。

支那人労働者の賃銀は出來高拂制が多いので、印度人、マライ人のそれと比較するに困難であるが、一般にそれは印度人の賃銀よりも約十セント位多いやうである。

いまトレンガヌ鑛山における平均賃銀を印度人と比較するに第四十六表の通りである。

第四十六表 トレンガヌ鑛山労働者賃銀 (一九三六年)

業種	支那人		印度人	
	ドル	セント	ドル	セント
ズンゲン日本鑛業鑛山	一・三五	—	〇・八一	—
ケママン石原産業公司鑛山	一・四八	—	〇・六三	—
パンヂ鑛山及フ	〇・九〇	—	〇・九〇	—
レダ錫鑛山	〇・九〇	—	〇・九〇	—
ガジャン・ケママン公司鑛山	〇・八〇	—	〇・五〇	—



クレテイ・ブラ  
ンテノシヨン 〇・六〇一 八〇 〇・四五

スンゲイ・アヤ  
ム錫鑛山 〇・七〇一 一・二〇 〇・六〇

ヒン・レオン製  
材場 一・一〇 〇・八五

即ち右表に明かな如く、支那人勞務者の賃銀は一般に印度人のそれよりもかなり高いのである。

印度人勞働者及び支那人勞働者の勞働事情はだいたい右に述べた通りである。

以上、吾々は、馬來における産業構造並びに勞働事情をとくに民族構成に聯關せしめて簡單に敘述し來つたのであるが、いふまでもなく以上の敘述は、將來大東亞共榮圏といふ廣域經濟圏の内部において、馬來に對して配置さるべき産業の種類、構造並びに規模と、これに伴ふ勞働力の配分に關する調査に對してほんの前段階的な意義をもつものにすぎない

註(1) 以下専ら福田省三「舊英領馬來における印度人勞働者」(東亞經濟論叢)によつた

(2) 前掲論文

(3) Heiny Georg Kauts chn(邦譯、日本貿易協會「ゴム」八四頁)

(4) 以下専ら、井出季和太「マレーの勞働問題」(社會政策時報)並びに滿鐵東區經濟調査局「英領馬來に於ける華僑」によつた。

# 彙報

## 妻の職業別出産力調査(第一次)の集計事項の決定

今昭和十八年三月人口民族部に於いて施行せる妻の職業別出産力調査(第一次)についてはその調査要綱等本誌第三卷第十二號本欄に既報の如くであるが、最近その全調査票の回収を了へ、左の如き事項につき集計を行ふべく決定した。

### 妻の職業別出産力(第一次)調査集計事項

- 一、妻の職業の従業時期別夫婦數及出生兒數
- 二、妻の職業の従業時期及婚姻持續期間別夫婦數並に出生兒數
- 三、妻の職業の種類別夫婦數及出生兒數
- 四、妻の職業の種類及婚姻持續期間別夫婦數並に出生兒數
- 五、妻の職業の種類、婚姻年齢及婚姻持續期間別夫婦數並に出生兒數
- 六、妻の職業の種類及従業期間別夫婦數並に出生兒數

七、妻の職業の種類、従業期間及婚姻持續期間別夫婦數並に出生兒數

八、妻の職業の種類及其の従業時期別夫婦數並に出生兒數

九、妻の職業の種類及初婚再婚別夫婦數並に出生兒數  
一〇、妻の職業の種類、初婚再婚及婚姻持續期間別夫婦數並に出生兒數

一一、妻と夫の職業の組合せより見たる夫婦數及出生兒數

一二、妻と夫の職業の組合せより見たる婚姻持續期間別夫婦數及出生兒數

一三、妻の職業の種類及夫婦の所得階級別夫婦數並に出生兒數

一四、妻の職業の種類、婚姻持續期間及夫婦の所得階級別夫婦數並に出生兒數

一五、妻の職業の種類及耕作段別夫婦數並に出生兒數

一六、妻の職業の種類、婚姻持續期間及耕作段別夫婦數並に出生兒數

一七、妻の職業の種類別出産數及死産數

一八、妻の職業の種類及分娩時の母の年齢別出産數並に死産數

一九、妻の職業に従事せる全期間別夫婦數及出生兒數

二〇、妻の職業に従事せる全期間及婚姻持續期間別夫婦數並に出生兒數

二一、妻の職業の種類及婚姻持續期間別夫婦數並に無子夫婦數

二二、妻の職業の種類別乳兒死亡率

二三、妻の職業の種類別初婚者年齢度數分布及平均初婚年齢

二四、妻の職業に従事せる全期間別初婚者年齢度數分布及平均初婚年齢

二五、妻の職業の従業時期別初婚者年齢度數分布及平均初婚年齢

二六、妻の従事せる職業の數別初婚者年齢度數分布及平均初婚年齢

### 人口民族部研究報告會

○徳川時代全國人口の再吟味(昭和十八年五月十九日)……………關山研究官

### 國民職業能力申告令第二條第六號の要申告者に關する申告の特例に關する件中改正の件公布

國民職業能力申告令第二條第六號の要申告者に關する申告の特例に關する件中改正の件は昭和十八年四月十七日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十八年四月十七日厚生省令第十五號)

第一條中「昭和十六年十月十六日」ヲ削リ「九月末日現在ヲ以テ十月十日」ヲ「四月末日及十月末日現在ヲ以テ各其ノ翌月十日」ニ改ム

別表様式一(用紙ノ大サハ日本標準規格B6トス)

昭和 年 月 日 申告		昭和 年 月 日 現在		昭和 年 月 日 現在		昭和 年 月 日 現在		昭和 年 月 日 現在		昭和 年 月 日 現在		昭和 年 月 日 現在		昭和 年 月 日 現在		
青壯年國民登録票																
七 體ノ 家 庭 及 身 狀 況		六 職 業			五 學 歴			四 兵 役 關 係		三 場 居 住 所		二 本 籍		一 氏 名 及 生 年 月 日		※ 大 産 業 類
(ロ)世 地 帶 位 上	(イ)戸 主 ト ノ 續	(ロ)職 業 名	(イ)就 業 所 ノ 場 所 ノ 務 務 先 ヲ 含 ム			(ロ)現 在 學 校 ノ 種 別 及 學 科	(イ)卒 業 校 ノ 種 別 及 學 科	(イ)官 兵 等 種 級 及 階 級		縣 府 道		縣 府 道		印		※ 中 産 業 類
世 帶 員 主	(ハ)配 偶 者 有 無	年 月	事 業 種 別	名 稱 又 ハ 使 用 者 氏 名	所 在 地	第 年 月 卒業 (昭和 年 月 修了)		(ロ)種 役 豫 備 未 教 育 一 補 既 教 育 一 補 未 教 育 二 補 既 教 育 二 補 未 教 育 二 補 一 國		市 郡		市 郡		明 治 大 正 昭 和		※ 職 業 類
(ニ)養 護 者 ノ 數	(ハ)配 偶 者 有 無	(ハ)職 業 上 ノ 身 位						(ハ)徵 集 年 任 官 年		區 町 大 字		區 町 大 字		年 月 日		檢 印
別 居 人 計	無	(ニ)技 特						昭 和 大 正 年		町		町		方 番 地		
(ホ)身 體 ノ 障 礙 狀 況										町		町		方 番 地		
※ 摘 要																

第三條中「之ヲ爲シ當該登錄濟證ハ要申告者之ヲ保管スベシ」ヲ「之ヲ爲スベシ」ニ改ム  
第七條ニ左ノ一項ヲ加フ  
勞務動態調査員前項ノ事務ニ從事スルニ當リテハ世帯主ニ就キ要申告者ノ有無ヲ確認シ申告ノ脱漏又ハ過誤ナキヲ旨トスベシ

第七條ノ二 市町村長ハ適當ナル方法ニ依リ管内ニ居住スル者ニ就キ第一條ノ申告ノ趣旨ノ普及ヲ圖ルベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第一條ノ規定ニ依リ四月末日現在ヲ以テ翌月十日迄ニ爲スベキ申告ハ昭和十八年ニ限り五月末日現在ヲ以テ翌月十日迄ニ之ヲ爲スモノトス

〔參照〕

昭和十五年十月十日厚生省令第四十三號國民職業能力申告令第二條第六號ノ要中申告者ニ關スル申告ノ特例ニ關スル件抄録

第一條第一項

國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第六號ニ依リ昭和十六年十月十六日厚生大臣ノ指定シタル者(以下要申告者ト稱ス)ニ關スル令第四條第一項ノ申告ハ毎年九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

第三條 第一條ノ申告ハ青壯年國民登録票(別表様式)ニ依リ之ヲ爲シ當該登錄濟證ハ要申告者之ヲ保管スベシ

第七條 勞務動態調査規則第十條ノ勞務動態調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ青壯年國民登録票用紙ノ配付又ハ青壯年國民登録票ノ蒐集ニ從事ス

國民職業指導所

昭和 年 月 日 申告



(※ 番號)

別表様式二(用紙ノ大サハ日本標準規格B6トス)

女

(※番號)

昭和		年		月		日		現在		在告		昭和		年		月		日		現在		在告	
青壯年國民登録票																							
六(六)家庭ノ狀況及身		五職		四學		三居住ノ場所		二本籍		一氏名及生年月日		※大分業		※中分業		※分業		檢印					
(ロ)世帯ノ地位ノ		(イ)戸主トノ柄ノ		(ロ)職経験年數		(イ)就業ノ場所(勤務先ヲ含ム)		(ロ)即ニ在學ノ施設		(イ)卒業(修了)シタル學校ニ在學スル施設		縣府道		縣府道		印		昭和		大正		年	
世帯員主		別居		年		職業上ノ地位		所在地		市郡		市郡		町大字		町大字		年		月		日生	
(ニ)精神ノ障ノ		(ハ)現ニ扶養スル者ノ數		(ハ)職業上ノ地位						町		町		方番地		方番地							
※摘要																							

昭和 年 月 日申告

國民職業指導所

彙報

國民勞務手帳及國民登録事務取扱規程中改正の件公布

昭和十六年七月厚生省訓令第九號國民勞務手帳及國民登録事務取扱規程中改正の件は昭和十八年四月十七日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民勞務手帳及國民登録事務取扱規程中改正ノ件 (昭和十八年四月十七日 厚生省訓令第七號)

「第四章青壯年國民登録」ノ次ニ左ノ如ク加フ

第一款 總則

第五十九條 國民職業指導所長ハ市町村長青壯年國民登録ノ趣旨ノ普及ヲ爲スニ當リ必要トスル資料ノ提示及所要ノ指示ヲ爲スベシ

第六十條 市町村長國民職業指導所長ヨリ青壯年國民登録票(以下登録票ト稱ス)ノ交付ヲ受ケタルトキハ左ノ各號ニ留意シ處置スベシ

一 勞務動態調査員ニ對シ青壯年國民登録ニ關スル法令及勞務動態調査員ノ從事スベキ事務ニ就キ心得ベキ事項ヲ指示スルコト

二 勞務動態調査員ノ職務上參考トナルベキ資料ヲ勞務動態調査員ニ示スコト

三 青壯年國民登録ノ趣旨ノ普及ヲ爲スニ當リテハ回覽板、立札其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ爲スコト

第六十一條 勞務動態調査員登録票ノ配付又ハ登録票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ左ノ各號ニ留意シ處置スベシ

一 擔當區域内ノ各世帯ヲ洩レナク巡回シ青壯年國民登録ノ要申告者ノ有無ヲ確認シ申告ノ脱漏又ハ

過誤ナキヲ期スコト

二世帯主ニ就キ要申告者ノ範圍及登錄票ノ記入方ヲ懇切ニ指示スルコト

三要申告者ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問セザルコト

四 擔當區域ト隣接調査區域トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認めムルトキハ直ニ其ノ旨市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フコト

五 登錄票ノ蒐集ノ際新ニ要申告者ヲ發見シタルトキハ直ニ登錄票ヲ交付シ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スルコト

六 第七十條ノ規定ニ依リ登錄票及連名表ノ提出後ニ於テモ國民職業指導所長又ハ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スルコト

第六十二條 市町村長ハ申告漏ノ要申告者アリト認めタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ速ニ調査ヲ爲サシメ又ハ便宜ノ方法ニ依リ申告セシムベシ  
「第一款青壯年國民登錄票用紙ノ交付」ヲ「第二款登錄票用紙ノ交付」ニ改ム

第五十九條中「九月二十一日(昭和十五年ニ限リ十月二十一日)」ヲ「申告期限前二十日」ニ「青壯年國民登錄票用紙(以下登錄票用紙ト稱ス)」ヲ「登錄票用紙」ニ改メ同條ヲ第六十三條トス

第六十條中「九月末日(昭和十五年ニ限リ十月末日)」ヲ「申告期限前十日」ニ改メ同條ヲ第六十四條トス

第六十一條ヲ第六十五條トシ第六十二條ヲ第六十六條トシ第六十三條ヲ第六十七條トス

「第二款青壯年國民登錄票ノ蒐集及提出」ヲ「第三款登

錄票ノ蒐集及提出」ニ改ム

第六十四條第二項ヲ左ノ如ク改メ同條ヲ第六十八條トス

勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ登錄票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ登錄票ノ記載事項ニ脱漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル上之ヲ受理スベシ

第六十五條中「第六十三條」ヲ「第六十七條」ニ改メ同條ヲ第六十九條トス

第六十六條ヲ第七十條トス

第六十七條第二項中「翌年」ヲ「次」ニ改メ同條ヲ第七十一條トス

第六十八條中「部落會長又ハ町内會長」ヲ「部落會長、町内會長又ハ隣組長」ニ改メ同條ヲ第七十二條トス

「第三款青壯年國民登錄票ノ分類及集計」ヲ「第四款登錄票ノ分類及集計」ニ改ム

第六十九條中「七十條」ヲ「第七十四條」ニ改メ同條ヲ第七十三條トス

第七十條中「翌年」ヲ「次」ノ申告ニ依ルニ改メ同條ヲ第七十四條トス

第七十一條ヲ第七十五條トシ第七十二條ヲ第七十六條トシ第七十三條ヲ第七十七條トス

附表様式第九號、附表様式第十號及附表様式第十一號中「昭和 年分」ヲ「昭和 年 月 分」ニ改ム

### 健康保險特別會計規則中改正の件公

布

健康保險特別會計規則中改正の件は昭和十八年四月二十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 健康保險特別會計規則中改正ノ件

(昭和十八年四月二十日 勅令第三百九十號)

健康保險特別會計規則中左ノ通改正ス

第四條ノ二中「又ハ補給金」ヲ「家族療養費又ハ配偶者分娩費」ニ改ム

第八條 削除

附則

本令ハ昭和十八年度ヨリ之ヲ適用ス

職員健康保險特別會計規則及健康保險積立金運用規則ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十七年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

〔參照〕

昭和元年十二月二十 勅令第四號健康保險特別會計規則抄録

規則抄録

第四條ノ二 支出官ハ保險給付費ノ中療養費、看護

若ハ移送ノ費用、傷病手当金、埋葬料、埋葬費、

分娩費、出産手当金又ハ補給金ニ付所屬ノ出納官

更ニ資金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得

第八條 健康保險特別會計法第三條第一項ニ規定ス

ル被保險者ノ員數ノ計算ニ付テハ健康保險法施行

令第九十二條ノ規定ヲ準用ス

### 厚生省人口局の昭和十八年度妊産婦

### 保健指導及保護實施要綱の決定

昭和十七年七月公布の妊産婦手帳規程による妊産婦の保健指導及び保護の一段の徹底を期し厚生省人口局に於いては之が昭和十八年度實施要綱を決定、昭和十八年四月二十日付次官通牒を以て各地方長官宛通告

過誤ナキヲ期スコト

二 世帯主ニ就キ要申告者ノ範圍及登錄票ノ記入方ヲ懇切ニ指示スルコト

三 要申告者ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問セザルコト

四 擔當區域ト隣接調査區域トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認めムルトキハ直ニ其ノ旨市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フコト

五 登錄票ノ蒐集ノ際新ニ要申告者ヲ發見シタルトキハ直ニ登錄票ヲ交付シ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スルコト

六 第七十條ノ規定ニ依リ登錄票及連名表ノ提出後ニ於テモ國民職業指導所長又ハ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ゼラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スルコト

第六十二條 市町村長ハ申告漏ノ要申告者アリト認めタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ速ニ調査ヲ爲サシメ又ハ便宜ノ方法ニ依リ申告セシムベシ  
「第一款青壯年國民登錄票用紙ノ交付」ヲ「第二款登錄票用紙ノ交付」ニ改ム

第五十九條中「九月二十一日(昭和十五年ニ限リ十月二十一日)」ヲ「申告期限前二十日」ニ「青壯年國民登錄票用紙(以下登錄票用紙ト稱ス)」ヲ「登錄票用紙」ニ改メ同條ヲ第六十三條トス

第六十條中「九月末日(昭和十五年ニ限リ十月末日)」ヲ「申告期限前十日」ニ改メ同條ヲ第六十四條トス

第六十一條ヲ第六十五條トシ第六十二條ヲ第六十六條トシ第六十三條ヲ第六十七條トス

「第二款青壯年國民登錄票ノ蒐集及提出」ヲ「第三款登

錄票ノ蒐集及提出」ニ改ム

第六十四條第二項ヲ左ノ如ク改メ同條ヲ第六十八條トス

勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ登錄票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ登錄票ノ記載事項ニ脱漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル上之ヲ受理スベシ

第六十五條中「第六十三條」ヲ「第六十七條」ニ改メ同條ヲ第六十九條トス

第六十六條ヲ第七十條トス  
第六十七條第二項中「翌年」ヲ「次」ニ改メ同條ヲ第七十一條トス

一條トス

第六十八條中「部落會長又ハ町内會長」ヲ「部落會長、町内會長又ハ隣組長」ニ改メ同條ヲ第七十二條トス

「第三款青壯年國民登錄票ノ分類及集計」ヲ「第四款登錄票ノ分類及集計」ニ改ム

第六十九條中「七十條」ヲ「第七十四條」ニ改メ同條ヲ第七十三條トス

第七十條中「翌年」ヲ「次」ノ申告ニ依ルニ改メ同條ヲ第七十四條トス

第七十一條ヲ第七十五條トシ第七十二條ヲ第七十六條トシ第七十三條ヲ第七十七條トス

附表様式第九號、附表様式第十號及附表様式第十一號中「昭和 年分」ヲ「昭和 年 月分」ニ改ム

### 健康保險特別會計規則中改正の件公

布

健康保險特別會計規則中改正の件は昭和十八年四月二十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

### 健康保險特別會計規則中改正ノ件

(昭和十八年四月二十日 勅令第三百九十號)

健康保險特別會計規則中左ノ通改正ス

第四條ノ二中「又ハ補給金」ヲ「家族療養費又ハ配偶者分娩費」ニ改ム

第八條 削除

附則

本令ハ昭和十八年度ヨリ之ヲ適用ス

職員健康保險特別會計規則及健康保險積立金運用規則ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十七年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

〔參照〕

昭和元年十二月二十 勅令第四號健康保險特別會計規則抄録

規則抄録

第四條ノ二 支出官ハ保險給付費ノ中療養費、看護

若ハ移送ノ費用、傷病手当金、埋葬料、埋葬費、

分娩費、出産手当金又ハ補給金ニ付所屬ノ出納官

更ニ資金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得

第八條 健康保險特別會計法第三條第一項ニ規定ス

ル被保險者ノ員數ノ計算ニ付テハ健康保險法施行

令第九十二條ノ規定ヲ準用ス

### 厚生省人口局の昭和十八年度妊産婦

### 保健指導及保護實施要綱の決定

昭和十七年七月公布の妊産婦手帳規程による妊産婦の保健指導及び保護の一段の徹底を期し厚生省人口局に於いては之が昭和十八年度實施要綱を決定、昭和十八年四月二十日付次官通牒を以て各地方長官宛通告

するところがあつたが、右實施要綱並に附帶通牒等を掲ぐれば以下の如くである。

### 昭和十八年度妊産婦保健指導及保

#### 護實施要綱

#### 第一方 針

妊産婦手帳制を中核として妊産婦保健指導を徹底すると共に特別の保護を供與し以て母子保健の向上、流早死産並に母體死亡の減少及健康児の出産増加を圖り國力の根基を培養せんとす。

#### 第二 妊産婦手帳制

一、妊娠の徴候ある者は速かに（可成妊娠第三、四月頃迄に）醫師又は助産婦に就き診察を受け妊娠と認められたる者には遅滞なく所定の様式に依り妊産婦届出を爲さしむること。

二、前號の妊産婦届出書中診察時に於ける妊娠月數及出産豫定日は醫師又は助産婦に就き其の記載を受けしむること（別紙に記載を受け届出書に添附するも支障なきこと）とするも醫師又は助産婦に就き診察を受けること困難なる地域等に於ては本人の妊娠自覺に依り届出を爲し得ること。

三、妊産婦届出用紙は作成の上保健所、醫師、醫師會、助産婦、助産婦會の外町内會、部落會、方面事務所等に配付し置き妊産婦届出の爲診察を受けんとする者に交付し届出用紙の交付を受ける爲妊産婦に特別の負擔、手数を掛けることなき様配慮すること。

四、妊産婦届出を受けたるときは妊産婦手帳に妊産婦氏名、生年月日、居住地、出産豫定日、世帯主氏名、

交付年月日等記載し直に之を交付すること。

五、出産申告を受けたるときは妊産婦手帳を提示せしめ其の表紙に産日及有効期間（出産後一ケ年）を明示せしむること。

六、妊産婦手帳の交付、再交付又は出産申告は市町村長限りに於て處理するを得しむること。

妊産婦手帳規程第四條、第六條及第八條の規定に依る届出又は返還に付ても亦同じ。

七、届出及申告は隣組長、町内會長、部落會長等を経由せしむることを得るも届出又は申告のため妊産婦の負擔、手数を可及的輕減せしむる様配慮すること。

八、醫師又は助産婦に就き診察を受ける費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲診察を受けること能はざる者に對しては市町村長に於て診察券の無料交付等に依り診察を受けしめ妊産婦届出書に診察時に於ける妊娠月數及出産豫定日の記載を受けるを得しむる様措置すること。

九、他府縣に於て發行せる妊産婦手帳は左の手續を履ましめたる上全國一般に通用せしむること。

（イ）他府縣に轉出せんとする者に對しては妊産婦手帳の交付を受けたる市町村長に就き適宜必要事項を届出しめ手帳の表紙に他府縣轉出届出済の證明を受けしむること。

（ロ）他府縣より轉入せる者に對しては前項の證明ある妊産婦手帳を新居住地市町村長に提示し表紙に提示済の證明を受けしむること。

（ハ）一時的に他府縣に居住する者等に在りても（イ）（ロ）に準じ適宜の取扱を爲すべきこと。

#### 第三 妊産婦の保健指導

一、妊産婦に對する保健指導の重點は妊婦の健康及榮養を維持増進すると共に流早死産、母體死亡の原因たるべき異常並に疾患を可及的早期に發見し適切なる指導、治療を爲すことに依り之を未然に防止することに在るも特に左の諸點に留意し遺憾なきを期すること。

（イ）妊娠中毒症の早期發見と治療

（ロ）妊婦微毒の早期發見と治療

（ハ）妊婦の榮養指導

二、妊産婦に對しては届出時の診察後特別の異常、疾患を自覺せざる場合と雖も可成毎月一回の受診を奨励し已むを得ざる場合には少くとも届出時、妊娠五、六ヶ月、妊娠八、九ヶ月の三回は醫師又は助産婦に就き診察、保健指導を受けしむる様指導すること。

三、産婦（産後一年以内のものを含む）に對する保健指導の重點は母體の恢復を順調ならしめ諸種の合併症を豫防防止すると共に其の榮養を保全し母乳分泌の促進を圖ることに置くこと。

四、産婦に對しては特別の異常、疾患を自覺せざる場合にも可成産後二ヶ月及半年の二回醫師の診察を受けしめる様指導すること。

五、醫師、助産婦にして妊産婦の診察、保健指導若は分娩の介助を爲したるとき又は醫師にして治療を爲したるときは其の都度妊産婦手帳を提示せしめ診察、治療、保健指導の要領、分娩記事等を各所定欄に記載せしむること。

尙保健婦にして保健指導を爲したるときも亦之に準ずること。

六、助産婦にして妊産婦の異常、疾患を認めたるとき

は醫師の診察、治療を受ける様之をして勸奨せしむること。

七、妊産婦の診察は別紙「妊産婦診察要領」に依ること。

八、保健指導に當つては保健所、健康相談所、衛生試験所其の他の保健施設を積極的に關與活動せしむること。

九、醫師會、母性保護會、助産婦會等の協力を得無料診察等を実施し保険指導の徹底を圖ること。但し無料診察の施行に當つては可成醫師、助産婦の自發的奉仕に俟ち強制的數回に之を行はしめ診察内容の形式化を來すことなき様注意すること。

十、妊婦に對しては本人が特に希望せざる場合を除き第一回診察時に血液検査を受けしめ妊婦梅毒の早期發見に努むると同時に陽性なる者には徹底的に治療せしむること。

十一、妊婦診察に當りては尿検査及血壓検査を受けしめ妊娠中毒症の早期發見及治療に努めしむること。

十二、醫師又は助産婦に就き診察竝に尿及血液の検査を受ける費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲診察又は検査を受けること能はざる者に對しては市町村に於て診察券及検査券を無料交付し診察又は検査を受けることを得しむる様措置すること。

十三、疾病に罹れる妊産婦に對しては治療に努めしめ生活に餘裕なき者の場合は醫療保護制度竝に施設の活用を圖り療養に遺憾なからしむること。

十四、妊娠中毒症(患阻を除く)及梅毒に罹患せる妊婦にして生活に餘裕なき爲治療を受けること能はざるときは市町村長に於て治療券を無料交付し治療を受

けしむることを得る様措置すること(治療券の交付を受く可き妊娠中毒症の範圍、診察内容に付ては追て指示す)尙梅毒に罹患せる妊婦の配偶者にして梅毒に罹患せる者に對しても可成同様の措置を講ずること。

十五、妊産婦の診察及保健指導方法に付ては醫師會、母性保護會、助産婦會、保健婦協會等と聯絡し醫師、助産婦及保健婦の協議會、講習會等を開催し其の方法の適正と統合を圖ること。

十六、保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等をも充分活用して指導の徹底を圖ること。

十七、其の他保健指導の詳細は別途送付の「妊産婦保健指針」参照のこと

#### 第四 妊産婦の保護

一、妊産婦の家族、事業主及一般社會に對し妊産婦保護の重要性を理解せしめ其の徹底を圖ること。

二、妊産婦に對する食糧、栄養品、妊産婦用物資等の配給及購入の圓滑化及其の確保に付ては特に留意すると共に物資の配給及購入は妊産婦手帳の活用により各個の場合に於ける證明は可成省略して簡便且優先的に取扱ふ様特段の配慮を爲すこと。

三、専ら母乳に依り乳兒を栄養する授乳婦に對しては母乳栄養奨励の爲食糧又は栄養品等の増配又は特配に付き特に考慮すること。

四、出産の際に於て醫師、助産婦を招請し又は病院、産院等に至る交通上の便益を確保する等の措置を講ずること。

五、勤勞婦人に對しては母性保護の方策に留意し特に工場、鑛山其の他事業場及農山漁村等に於ては妊娠

中及産後の休養、栄養、勞働軽減等に關し改善徹底を圖ること。

六、大日本婦人會、大日本青少年團女子部其の他關係團體及隣保班等の活動奉仕に依り妊産婦に對する協力援助を圖ること。

七、母性の社會的、公共的活動(例へば防空訓練、勤勞奉仕等)を求むる場合には母體保護及育兒上苟も障害を及ぼすが如きことなき様注意すること。

八、空襲時其の他非常の場合には流早死産を誘發する惧多きを以て之が保護に遺憾なきを期すること。

#### 第五 妊産育兒思想の啓發涵養

妊産婦其の他一般に對し妊産育兒の國家的意義を認識せしむると共に妊産育兒に關する知識を啓發する爲講演會、講習會、座談會、映畫會、展覽會、紙芝居等の開催、小冊子の配付等を爲し其の徹底を圖ること。

#### 〔別添〕

#### 妊産婦診察要領 (昭和十八年)

#### 目次

- 一、妊娠の認定
- 二、主要なる疾病異常
- 三、診察時特に注意すべき事項

#### 妊産婦診察要領

妊産婦の保健指導の目標は母體の健康を維持向上し、流早死産及母體死亡を防止し健康兒の出生増加を圖るを以て主眼とし、疾病異常の豫防竝に早期發見及之が治療の指導を爲すと共に栄養、休養、攝生其の他妊産に關する適當なる指示を爲すことに在る。



## 一、妊娠の認定

妊娠は確徴の現はるゝ以前と雖も成るべく早期に之れを届出しめ保護加療することが必要であるから妊娠の認定は概ね次の標準に依る。

- (1) 従来順調なりし月経が二回以上閉止しつはり症状のあるときは妊娠と認める。
  - (2) 内診に依る妊娠徴候のあるときは妊娠とする。(但し助産婦に在りては内診所見なくして認定するを原則とする)
  - (3) 月経不順の婦人にしてつはり症状のある場合及順調なりし月経が二回以上閉止してもつはり症状のない場合は醫師の診察を求むることとする。
  - (4) 月経が閉止せず而も他の妊娠不確徴のある場合は醫師の診察に依り認定するを原則とする。
  - (5) 妊娠確徴(兎心音、胎動及胎児部分の確認等)を認めた場合は妊娠と認定する、胎動自覺の場合も之に準ずるが他に妊娠徴候を全く缺く場合は醫師の診察に依るを原則とする。
  - (6) ツオンデック、アツシユハイム氏反應、フリードマン氏反應が陽性の場合には妊娠と認定する。但し他の疾患(悪性絨毛上皮腫、子宮外妊娠及胞状鬼胎)が認定される場合は此の限りではない。
  - (7) 以上の標準に依り認定せるものが妊娠ならざる事が明かとなれる場合或は胎児が子宮内で死亡し吸収されたときは妊娠届出の取消申告をする。
- ## 二、主要なる疾病異常
- 流早死産及母體死亡の原因は種々あるが之が防止の爲特に重視す可き疾病異常は (1) 妊娠中毒症(子癩、妊娠腎、常位胎盤早期剝離等) (2) 性病殊に微

毒 (3) 骨盤位其の他胎位異常である。

- (1) 妊娠中毒症に依る犠牲防止は早期發見と早期加療とを必要とする、従つて其の三主要症状たる尿蛋白出現、高血壓、浮腫を成る可く早期に發見し之を適切に加療して悪化の防止に努むべきであるが特に左の如き事項に注意するを要する。
  - (イ) 浮腫の發生遅きか或は之を缺く場合があるから本人の自覺症状發現以前に検尿、血壓測定を勵行して早期發見に努むること。
  - (ロ) 本症に罹患せる妊婦は分娩時異常産となり易いから病産院分娩を勧めること。
  - (ハ) 助産婦にして本症の症状を認めた場合は輕症の場合と雖も速かに醫師の診察を受け且病産院分娩をなすべき様妊婦に勧めること。
  - (ニ) 本症は分娩後慢性に移行する惧があるから特に注意せしむること。
- (2) 妊婦微毒は常に流早死産の原因であるのみでなく次代國民の資質にも影響する處が極めて大であるから概ね左の措置を講ずる。
  - (イ) 成るべく妊娠初期に血清検査を受け陽性的場合には速かに完全に驅微するやうに努めること。
  - (ロ) 妊娠初期を逸しても先天微毒、流早死産等を防止し得る事があるから陽性的の場合には驅微療法を行ふこと。
  - (ハ) 特に既往に流早死産、乳兒死亡、先天微毒兒分娩等を経験した妊婦には配偶者と共に血清検査を受くるやう勧めること。
  - (ニ) 微毒以外の性病ある場合は其の治療をなさ

しむること。

- (3) 骨盤位、横位、其の他胎位異常は成るべく病産院で分娩する様勧めること。
- ## 三、診察時特に注意すべき事項
- 妊婦の診察に際しては妊娠月數に應じ適切な指示指導を爲すことが肝要である。

- (1) 何れの時期に於ても左の事項に注意すること。
  - (イ) 妊娠中の攝生、榮養、食餌、生活様式、休養、睡眠、衣服、乳腺衛生等を教示すること。
  - (ロ) 勤勞婦人には勞務の適否を考慮し適切な指導を爲すこと。
  - (ハ) 貧困其の他の理由に依り必要な治療、休養等の困難なる者に對しては諸種の救護制度、醫療保護制度を利用するやう指導すること。
- (2) 妊娠初期に於ける届出時の診察に當りては特に左の事項に留意すること。
  - (イ) 異常妊娠、異常分娩の原因たるべき内外科的疾患の發見に努めること、特に結核性諸疾患、心臟病、腎臟病、脚氣等に留意すること。
  - (ロ) 流早死産の原因たるべき性器疾患及性病の發見に努めること、淋病、癒著性子宮後屈症筋腫其の他腫瘍、子宮頸管裂傷等の有無を診査し必要なるものには加療を勧めること。
  - (ハ) 流産の危険が切迫せるものには入院加療を勧め、流産を誘發する惧あるものには先づ安靜を守らしめる。
  - (ニ) 疼痛、出血、發熱、浮腫其の他異常ある場合には速かに醫師の診察を受けしめるやう勧めること。

(ホ) 母體に危険を及ぼす虞ある爲已むを得ず人工流早産を必要とする場合等は適當な指示を與へること。

(ヘ) 助産婦が妊婦の異常を發見せる場合或は既往に結核性疾患、心臟病、腎臟病等の全身疾患、蟲垂炎、子宮外妊娠、帝王切開等腹部疾患及手術、流早死産、乳兒殊に新産兒死亡等を經驗せるものを診察せる場合は醫師の診察を受けしめるやう勧めること。

(ト) 分娩豫定日を指示すること。

(3) 妊娠五、六ヶ月頃の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 妊娠初期に於ける診察事項中特に結核性疾患、心臟病、腎臟病、脚氣等の悪化或は發生の有無に留意すること。

(ロ) 骨盤計測を爲し異常ある爲手術分娩或は入院分娩を必要とする場合は其の旨を指示すること。

(ハ) 分娩豫定日及現在妊娠月數を指示すること。

(ニ) 検尿、血壓測定、浮腫の有無等を特に留意し、異常ある場合は妊娠中毒症の恐るべき所以を説明し徹底的加療を勧めること。

(ホ) 助産婦に於ても成る可く異常を發見するやう努め、殊に浮腫、出血、胎動停止、發熱、疼痛等のある場合には速かに醫師の診察を求めらう勧めること。

(4) 妊娠八、九ヶ月頃の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 結核性疾患、腎臟病、心臟病其の他全身疾患の發見に努め異常ある場合は速に適切な加療をなし病産院分娩を勧めること。

(ロ) 妊娠中毒症々狀を發見すべき特に尿蛋白、血壓、浮腫を重視し異常ある場合は加療、安靜、且病院分娩を勧めること。

(ハ) 性器疾患及異常其の他死産原因となるべき事項の有無に留意し骨盤計測を精密にし入院加療及分娩の要あるものには其の旨を指示する。

(ニ) 分娩豫備知識を與ふると共に分娩準備に遺憾なきやう各般の注意を指示すること。

(ホ) 分娩豫定日を再指示すること。

(ヘ) 帝王切開其の他手術分娩を要するものには之に就き必要な指導をなすこと。

(ト) 胎位異常殊に骨盤位を認めた場合は豫定日前二十日頃に再診察を受けしめ且病産院分娩を勧めること。

(チ) 分娩前出血、疼痛、發熱、浮腫其の他異常の起つたものは速かに醫師の診察を受くるやう勧めること。

(リ) 産前産後の休養を十分取るやう指導すること。殊に勤勞婦人及農山漁村に於ける妊婦に付ては之を徹底せしむること。

(ヌ) 助産婦は左の如き妊婦を診察した場合には速かに醫師の診察を受け病産院分娩をなすやう勧めること。

一、妊娠中毒症々狀、骨盤位其の他胎位異常、骨盤異常あるもの

二、既往に胎兒發育異常ありしもの

三、妊娠分娩時の異常殊に微弱陣痛、出血多量なりしもの

四、既往産褥時に發熱せるもの

五、新産兒の假死或は死亡せるもの

六、既往に手術分娩をなせるもの

七、蟲垂炎其の他の腹部手術をなせるもの

八、其の他何等かの疾患異常を合併せるもの

(5) 褥婦の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 子宮收縮狀態、惡露の多寡、性状、體温、脈膊等の局所竝に全身所見に留意し異常ある場合は適切な指示治療を圖り産褥熱の豫防に努めること。

(ロ) 食餌、休養其の他一般生活様式の適否に注意し特に産褥時榮養不良は乳汁分泌不足等の原因なるを以て産後の所謂「食斷ち」等をなごさるやうに留意すること。

(ハ) 異常妊娠、分娩後には異常疾患起り易きを以て注意すること。特に結核性疾患は産褥時増悪することあり。腎臟疾患は慢性に移行する虞れあるを以て其の監視に遺憾なきを期すること。

(ニ) 助産婦が褥婦の異常疾患殊に發熱を認めたときは速かに醫務を求むるやう勧めること。

(6) 産後二ヶ月及半年の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 全身狀態及榮養狀態、母乳分泌狀態の可否を檢べ必要な指導をなすこと。

(ロ) 子宮復故狀態及子宮位置等の異常の有無を

檢べること。

(ハ) 腎疾患遺存(殊に尿蛋白)及結核性疾患の悪化等に注意すること。

(ニ) 過長授乳は子宮萎縮を來す惧大なるを以て之を避くる様指導すること。

昭和十八年度妊産婦保健指導及保護に關する件通牒

(昭和十八年四月二十日) 地方長官宛人口局長通牒

標記の件に關しては本日厚生次官より別途依命通牒相成候處之が實施の經費中左記に依り國庫補助可相成候に付四月末日迄に國庫補助申請書提出相成度

記

一、本國庫補助金は左の區分に依り交付相成べきこと。

(一) 事務費

(イ) 妊産婦手帳作成及妊産婦用紙等印刷費

一人當平均三錢 圓 人分

(ロ) 道府縣事務費

協議會費、講演、講演會費、旅費、雜費、印刷費等に充用するものとす。

(ハ) 市町村事務費

市町村に於ける打合せ費、印刷費、雜費等に使用せしむる爲道府縣より市町村に補助するものとす市及六大都市の區一〇〇圓、町六〇圓、村四〇圓の平均に依る。

(二) 事業費

(イ) 健康診察費 圓

葉報

生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察を受くること能はざる者に對する診察費に充用するものとす。

一人診察 分九〇錢 人分 (三回宛)

(ロ) 檢尿費 圓

(イ)に掲ぐる者の檢尿費に充用するものとす。

一人分一〇錢 人分

(ハ) 血液検査費 圓

(イ)に掲ぐる者の血液検査費に充用するものとす。

一人分一圓 人分

(ニ) 妊娠中毒症治療費 圓

(イ)に掲ぐる者の妊娠中毒治療費に充用するものとす。

一人分二〇圓 人分

(ホ) 驅微費 圓

(イ)に掲ぐる者及其の配偶者は驅微費に充用するものとす。

一人分二二圓五〇錢 人分

二、本補助金は道府縣豫算に計上し他の經費に流用せらるること。

三、補助金の使途不適當と認めたるとき又は支出精算額が補助額に達せざるときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることあるべきこと。

四、本補助金交付申請書には左の書類を添附すること。

(イ) 道府縣妊産婦保健指導及保護事業計畫書

(ロ) 本補助金に關する道府縣豫算書(議決未済)

の場合に在りては豫算案を添附し議決済の上追送すること)及豫算財源調(別紙第一號様式)

五、本補助金は七月中に二分の一額を翌年一月中旬に殘額を配賦の見込なること。

六、翌年度五月三十一日迄に事業報告書(妊産婦保健指導及保護の概況を記載し別紙第二號様式の妊産婦出生並に出産状況調を添附すること)六月三十日迄に妊産婦保健指導及保護費國庫補助精算書(第三號様式)を夫々提出すること。

七、本補助金の外尚道府縣及市町村に於ても可成妊産婦保健指導及保護の爲左の如き費用を支出し効果を擧ぐる様努むること。

(イ) 妊産婦の保健及保護に關する知識啓發費

(ロ) 榮養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅微費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊産婦保健指導及保護に關し必要なる經費

(別添様式表省略)

### 厚生省人口局の昭和十八年度乳幼児

#### 體力向上指導要綱の決定

國民體力法に基き昭和十七年度以降實施するに到つた乳幼児體力向上指導に關する方策の昭和十八年度に於ける實施方については、時局下その一層の強化徹底を要望せられてゐたが、厚生省人口局に於いて最近之が實施要綱の決定を見、昭和十八年四月二十一日付次官通牒を以つて各地方長官宛通告せられるに到つた。右決定要綱その他附帶文書等を掲ぐれば以下の

如くである。

昭和十八年度乳幼児體力向上指導要綱

第一 體力検査に關する事項

(一) 體力検査の方針に關する事項

乳幼児體力検査は國民體力法第六條の二の規定に依り之を行ふものとする。

(二) 體力検査を受くべき者の範圍に關する事項

一、昭和十八年度に於て體力検査を受くべき者は左の三年齡該當者(以下被管理者と稱す)とす

- 1 昭和十六年四月一日より昭和十七年三月三十一日迄の間に出生したる者(以下昭和十六年度出生兒と稱す)
- 2 昭和十七年四月一日より昭和十八年三月三十一日迄の間に出生したる者(以下昭和十七年度出生兒と稱す)
- 3 昭和十八年四月一日以後に出生したる者(以下昭和十八年度出生兒と稱す)

二、體力検査を受くべき者の親權者、後見人又は後見人の職務を行ふ者は國民體力法第四條第二項の規定に依り被管理者に體力検査を受けしむべき義務を負ふものとする

三、市町村長は出生届に依り又は隣組、町内會、部落會、保健所、巡回指導婦、母性指導委員若は方面委員等の協力に依り検査實施期日前豫め第一項の被管理者の名稱を作製するものとする

(三) 體力検査施行者に關する事項

一、體力検査は國民體力法第六條の二の規定に依り地方長官に於て市町村長をして之を實施せしむるものとする

二、乳幼児體力の検査、療養の指導及其他の體力管理に關する醫務は國民體力管理醫之に當るものとする

三、前項國民體力管理醫は地方長官に於て開業せる醫師又は保健所、健康相談所、官公立病院、赤十字社病院、濟生會病院其他私立病院に勤務する醫師の中乳幼児體力向上指導に適當なる者特に小兒科醫に付之を委嘱又は任命するものとす尙大學、專門學校の教職員たる醫師を委嘱する様考慮すること

四、市町村長は必要に應じ巡回指導婦、保健婦、産婆、看護婦、教職員、母性指導委員、婦人團體員其他適當なる者に付體力検査補助者を委嘱し身體計測、乳幼児體力検査票及體力手帳の記載、體力検査結果報告等の事務に従事せしむるものとする

(四) 體力検査の施行に關する事項

一、體力検査の時期及回数に關する事項

1 體力検査は左の時期及回数に於て之を行ふものとする

イ 昭和十六年、同十七年度出生兒に付ては五月一日より七月三十一日迄の間に第一回の検査を爲し第二回の検査は第一回検査を受けたる者の中榮養状態要注意者及疾病具常者に付第一回の検査後二月以上経過したる後八月一日より十月三十一日迄の間に之を行ふものとする

二、體力検査の結果の記入及體力手帳の取扱に關する事項

1 市町村長乳幼児體力検査を行ひたる時は

三、體力検査の結果の記入及體力手帳の取扱に關する事項

3 體力管理醫の一人一日當検査人員は概ね五十人とすものとする

2 前項體力検査の方法は別册「乳幼児體力検査方法乳幼児體力検査票體力手帳記載方法」に依るものとする

1 體力検査は身體計測を行ひ榮養状態の良否を検査し適正なる榮養方法の指導を爲すと共に尙疾病異常の有無等に付検査し其の療養指導等に付適切なる注意及指導を爲すものとする

2 疾病其の他已むを得ざる事故に因り所定の日に體力検査を受くること能はざる者に付ては豫め市町村長に届出せしめ其の事故止みたる後遅滞なく之を受けしむるものとする

3 時期に依り又は傳染病流行其の他の事由に因り第一項の検査を行ふを不適當と認むるときは市町村長は地方長官の承認を経て検査の時期を變更することを得るものとする

4 市町村長は前項體力検査施行の日時及場所を豫め告示すると共に保護者に對し之を通知するものとする

5 昭和十八年度出生兒に付ては原則として生後四ヶ月迄に一回検査を爲し、更に生後七ヶ月以後に於て一回之を行ふものとする

6 時期回数は適當に定むることを得るものとする

7 昭和十八年度出生兒に付ては原則として生後四ヶ月迄に一回検査を爲し、更に生後七ヶ月以後に於て一回之を行ふものとする

8 時期回数は適當に定むることを得るものとする

9 昭和十八年度出生兒に付ては原則として生後四ヶ月迄に一回検査を爲し、更に生後七ヶ月以後に於て一回之を行ふものとする

10 時期回数は適當に定むることを得るものとする

乳幼児体力検査票を作成すると共に其の結果を体力手帳に記入するものとす

2 体力手帳は乳幼児の初めて体力検査を受けたるとき之を保護者に交付するものとす

3 体力手帳は男子に在りては年齢二十六年迄、女子に在りては年齢二十年迄、乳幼児体力検査票は五年間之を保存するを要するものとす

(五) 体力検査の實施計畫及結果報告に關する事項

一、地方長官は前各項の体力検査實施計畫を樹て豫め厚生大臣の承認を受くるものとす

二、市町村長乳幼児体力検査を行ひたる時は乳幼児体力検査結果報告(様式第一號)を調製し七月三十一日迄に實施したるものに付てはその結果を八月三十一日迄に、八月一日より十月三十一日迄に實施したるものに付てはその結果を十一月三十日迄に之を地方長官に提出するものとす

三、地方長官前項の報告を受けたときは乳幼児体力検査集計表(様式第二號)を調製し八月三十一日迄に報告ありたるものに付ては十月三十一日迄に、十一月三十日迄に報告ありたるものに付ては翌年一月末日迄に之を厚生大臣に提出するものとす

第二 保健指導及療養指導並に保護に關する事項

(一) 被管理者及一般幼児の保健指導に關する事項  
一、体力検査をして其の効果を一層確實ならしむる爲所定の体力検査以外に於ても屢々保健所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる様乳幼児の保護者を指導奨励するものとす

二、努めて体力手帳を活用せしめ種痘、其の他の豫防接種、ツベルクリン反應又は血液其の他の検査若は健康診断又は前項一般保健指導を受けたるときは其の都度体力手帳に記載を受けしめ以て其の体力向上に資せしむるものとす

三、体力検査に於て發見せる榮養状態要注意の乳幼児、疾病異常を有する乳幼児に付ては保健所、保健婦、巡回指導婦、道府縣醫師會、小兒保健報國會其の他保健施設と密接なる聯絡を執り特に之が保健指導に遺憾なきを期するものとする

四、体力検査を受くべき乳幼児以外の幼児の体力向上指導に付ても前各項に準じ屢々保健所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる様保護者に對し指導すると共に醫師、道府縣醫師會、小兒保健報國會其の他各種保健施設の協力聯繫に依る之が体力向上に努むるものとす

(二) 乳幼児の療養指導に關する事項  
体力検査に於て發見せる榮養状態の要注意乳幼児及疾病異常を有する乳幼児に付ては其の症狀に従ひ充分手當療養を加ふると共に特に左の各項に注意するものとす

一、榮 養

榮養不良なる乳幼児に對しては牛乳、乳製品其の他必要榮養品の確保を圖り適正なる榮養方法の指導を行ふと共にその保護方途を講ずること  
尚ビタミン缺乏症殊に乳兒脚氣に對してはビタミン劑を給與する等其の治療に遺憾なからしむること

二、結 核

1 結核の疑ひある乳幼児又は家族に現に罹患せる者ある場合若は結核に罹りたることある場合はツベルクリン反應を行ふこと

2 精密検査はその病狀に應じエックス線透視又は寫眞診断、咯痰検査、血液沈降反應等適宜に行ふこと

3 開放性結核患兒は成る可く病院又は結核療養所に隔離收容すること

三、微 毒

1 先天性微毒の疑あるものに付ては血清反應を行ふこと

2 治療はサルバルサン、芥鉛劑等の注射、其の他局所治療等適宜に行ふこと

(三) 乳幼児の保護に關する事項

一、乳幼児に對する保健指導と相俟つて必要榮養品の確保就中乳幼児必需物資たる牛乳、乳製品、穀粉、砂糖、其の他米糲、パン、鶏卵、菓子、果實、蔬菜、魚類等の必要量の確保及配給の圓滑を期するは現下喫緊の要務なるを以て關係各機關の聯絡提携に依り之が保護育成に遺憾なからしむる様努むるものとす

二、榮養状態要注意の乳幼児及疾病に罹れる乳幼児の療養並に保護に付ては各種醫療保護施設、社會事業施設其の他關係施設及團體の活用協力を圖る等之が保護措置に遺憾なきを期するものとす

第三 育兒思想の普及啓發に關する事項

(一) 乳幼児体力向上の實を擧ぐる爲廣く健全なる育兒思想の普及啓發に關する講習會、講演會、映

覽會及展覽會の開催及印刷物の配付等を以て其の徹底を圖るものとす

(二) 醫師會各種保健保護施設、團體及委員等の聯絡活動に依る育兒思想の普及啓發に努むるものとす

(三) 努めて體力手帳及妊産婦手帳を活用し直接母性に對する育兒思想の普及啓發に努むるものとす

第四 保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等の設置

〔様式第一號ノ一〕

乳幼児體力検査結果報告 (概括)

施行期間 自 月 日 至 月 日 村町市

受檢區別	第一回		第二回		計	
	計(ハ)(ロ)(イ)	實數(受檢乳幼児數ニ對スル百分率)	計(ハ)(ロ)(イ)	實數(受檢乳幼児數ニ對スル百分率)	計(ハ)(ロ)(イ)	實數(受檢乳幼児數ニ對スル百分率)
該當乳受檢乳受檢率						
幼兒數						
幼兒數						
(比百分)						
實數						
注意者						
榮養狀態要						
疾病異常者						
實數						
計						

記入注意

一、第一回検査欄には五月一日より七月三十一日迄の間に於て施行したる検査 第二回検査欄には八月一日より十月三十一日迄の間に於て施行したる検査の結果を記入すること。

二、第一回検査に於ける該當乳幼児數欄の(イ)欄には昭和十六年度出生兒名簿登録數を(ロ)欄には昭和十七年度出生兒名簿登録數を(ハ)欄には昭和十八年度

(一) 道府縣(又は市町村)は成るべく保健婦、巡回指導婦、母性補導委員、母子健康相談所(又は小兒健康相談所)等を設置すること

(二) 前項巡回指導婦は産婆中適當なる者、母性補導委員は婦人會幹部等適當なる者に付之を委嘱するものとす母子健康相談所(又は小兒健康相談所)は市町村役場又は醫院其の他適當なる場所によ之を

常置し醫師其の他適當なる者に付之が指導者を委嘱し母子(又は小兒)の保健保護相談に應ずるものとす

(三) 巡回指導婦、母性補導委員は保健所、國民體力管理醫、醫療機關、婦人團體、各種社會事業施設又は團體等と聯絡を執り母性及乳幼児の保健指導又は補導に奉仕するものとす

出生兒名簿登録數(但し八月三十一日迄に報告すべきものに付ては四月一日より七月三十一日迄の間に於て出生したる者の數)を記入し、第二回検査に於ける該當乳幼児數欄の(イ)、(ロ)及(ハ)欄には第一回の検査に於ける榮養狀態要注意者及疾病異常者數を記入すること、但し第二回検査に於て初めて第一回目の検査を受けたるときは其の數を同欄の(イ)(ロ)(ハ)各別の側傍に括弧を付して外書し置くこと。

榮養狀態要注意者及疾病異常者の雙方に該當する者に付ては榮養狀態要注意者欄のみに加算し疾病異常者欄には括弧を付して再掲すること。

〔様式第一號ノ二〕

乳幼児體力検査結果報告 (乳兒榮養方法)

施行期間 自 月 日 至 月 日 村町市

受檢乳兒に對する百分率	母乳榮養			混合榮養			人工榮養			總數
	受檢乳兒數	母乳榮養	混合榮養	受檢乳兒數	母乳榮養	混合榮養	受檢乳兒數	母乳榮養	混合榮養	

記入注意

一、本調査は第一回検査に於ける乳兒に付調査したるもの、結果を集計すること。

二、母乳榮養欄には母乳又は貰ひ乳によるものを記入すること。

三、混合榮養欄には母乳と牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)山羊乳、重湯、穀粉其の他のものを併用するものを記入すること。

四、人工榮養欄には牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)重湯、穀粉其の他のものに依るものを記入すること。

〔様式第二號ノ一〕

乳幼児體力検査集計表（概括）

施行期間 至 自 月 月 日 日 道府縣

郡部計	市部計		計	第一回	第二回	計	第一回	第二回	計	受檢區別	該當乳幼児數	受檢乳幼児數	受檢率(%)	營養狀態		合計	
	第一回	第二回												實數	率(%)		實數

〔別添〕

乳幼児體力検査方法  
乳幼児體力検査票、帳記載方法  
體力、手帳記載方法

（昭和十八年厚生省人口局）

目次

第一章 一般的事項

彙報

- 一、検査並に指導に關し留意すべき事項
  - 二、検査場に關し留意すべき事項
  - 三、保護者に關し留意すべき事項
  - 四、其の他
- 第二章 身體計測
- 一、體重(用具)計測方法—記載様式)
  - 二、身長(用具)計測方法—記載様式)

〔様式第二號ノ二〕

乳幼児體力検査集計表（乳兒營養方法）

施行期間 至 自 月 月 日 日 道府縣

合計	第一回		第二回		計
	第一回	第二回	第一回	第二回	

記入注意 一、様式第一號の一の記入注意一、二、三に依ること。

合計	郡部計	市部計	市部別及	受檢乳幼児數	受檢乳幼児總數に對する百分率

記入注意 一、様式第一號の二の記入注意一、二、三、四に依ること。

三、胸圍(用具)計測方法—記載様式)

參考 本邦健康乳幼児發育例

第三章 營養狀態の検査及營養方法の指導

- 一、營養狀態の検査
- 二、營養方法の指導
- 三、營養方法の指導—記載様式—指導上の注意)
- 四、營養方法の指導—記載様式—記載様式)

方法の指導の記載)

第四章 疾病異常の検査及療養處置の指導

一、検査項目

二、疾病異常の記載

三、疾病異常に對する指導

第五章 豫防接種其の他體力に關する參考事項

一、記載すべき場合

二、記載様式

第六章 體力手帳記載に關する其の他の注意

第一章 一般的事項

一、検査並に指導に關し留意すべき事項

(一) 乳幼児體力検査に當りては疾病の豫防及疾病異常の早期發見と其の療養指導特に榮養の指導に重點を置くこととする。

(二) 榮養不良兒又は疾病異常を有する乳幼児に付ては其の原因、經過等に留意して適應せる指導を爲し次回の検査に當りては特に注意することが肝要である。

(三) 早産兒、双生兒等は特に保健指導に留意せねばならぬ。

(四) 春季及夏季に於ては下痢及腸炎、秋季及冬季に於ては肺炎の豫防に關する注意を爲すことが特に必要である。

(五) 小兒傳染病の豫防に關し適切なる指導を行ふ。

(六) 其の他育児に關する適切なる指導を行ふ。

(七) 指導は總て懇切平明を旨とし適宜口頭に依り之れをなし重要な事項は乳幼児體力検査票及體力手帳に記入する。

(八) 醫療救護を必要と認めたる場合に於ては遲滯なく其の機關と連絡をとり適當の措置を講ずることとする。

二、検査場に關し留意すべき事項

(一) 検査場は受付、待合室、身體計測室、診察室等に區別し設けることを便利とする。若し診察室を別に設けることの出來ぬ場合には衝立又は幕等を以て仕切り、診察を妨げられることなきやう注意する。

(二) 検査場には身體計測、疾病異常檢診の爲に必要な器具其の他の設備を爲す。殊に消毒を要する器具材料等に付いては遺憾なきを期せねばならぬ。

(三) 検査場は採光、換氣等に留意し、尙季節に應じ保温等に關し充分注意する。

三、保護者に關し留意すべき事項

(一) 検査を受ける場合には自ら乳幼児の保育に當る者を附添はしめることを原則とする。

(二) 衣服等は清潔を旨とすると共に着脱の敏速を圖る。

(三) 襦袢は代りを携帯せしめ、尙手拭又はタオル等を用意せしむるを可とする。

(四) 人工榮養兒の場合に於て哺乳の時間に差支へある時は乳を入れた哺乳壺を携帯せしむる。

四、其の他

(一) 受付、身體計測、診察、乳幼児體力検査票、體力手帳の記入等には補助者を要するを以て夫々適當なる補助者を豫め委嘱する。

(二) 乳幼児を長時間待たしめざるやう留意する。

(三) 麻疹、風疹、百日咳、流行性耳下腺炎、水痘其の他傳染の恐れある疾病を有する乳幼児は治療したる後に於て検査を受けしむることとする。

第二章 身體計測

乳幼児の發育、榮養狀態等を検査する場合種々の身體計測を行ふが體重が最も重要なものとされる。從つて乳幼児の體力検査には必ず體重を計測することとし他の身長、胸圍等は必要と認めたる場合に於て計測するものとする。

一、體重

(一) 用具、乳幼児體重計

成るべく五十瓦以下の目盛あるものを用ひる。使用に就て目盛の零位を嚴密に規定し使用後も一應零位に變化なきやを確める。

(二) 計測方法

全裸體として測定することが簡便であるが着衣の場合に於ては衣服、襦袢等の重量を差引く。又乳児籠を使用するのが便利であるが此の場合には籠の重量を差引くことを忘れてはならぬ。

(三) 記載様式

單位はキログラムとして四捨五入法を用ひ單位の下一位に占める。

二、身長

(一) 用具 乳兒身長計、一般用身長計又は卷尺。

(二) 計測方法

三年未滿の乳幼兒は仰臥位に於て測定する。

(三) 記載様式

單位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、單位の下一位に占める。



三、胸圍

- (一) 用具 卷尺
- (二) 計測方法

三年未満の乳幼児は仰臥位にて測定し呼吸の終りに於ける目盛を讀む。  
(三) 記載様式

單位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ、單位の下一位に止める。  
參考の爲本邦健康乳幼児發育例を掲載する。

本邦健康乳幼児發育例

年 齡	體 重 (kg)		身 長 (cm)		頭 圍 (cm)		胸 圍 (cm)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
新 生 兒	三・〇六	二・九五	四九四	四八五	三三四	三三七	三八	三六
半 月 月	三・三三	三・一七	五二二	五一三	三四九	三四四	三六六	三五〇
一 月 月	四・〇〇	三八〇	五四五	五四六	三六五	三五八	三九〇	三六六
一 月 半 月	四・七九	四四三	五八九	五七二	三八二	三七三	三七〇	三六六
二 月 月	五・三二	四九三	五八一	五七一	三九六	三七五	三六二	三七三
三 月 月	五・九七	五六一	六〇三	五八九	四一九	三八六	三七一	三七七
四 月 月	六・六六	六一五	六一二	六〇八	四二二	三九六	四〇一	三八七
五 月 月	七・二七	六七〇	六三八	六二八	四三二	四〇一	四一四	四〇三
六 月 月	七・七七	七〇四	六五五	六四三	四三九	四一六	四二九	四一八

幼 兒						兒					
六	五	四	三	二	一	十二	十一	十	九	八	七
年	年	年	年	年	年	月	月	月	月	月	月
一七〇五	一五六五	一四二七	一三三三	一二九三	一二〇三	九二七	八九三	八七〇	八四四	八三三	七九四
一六五六	一五三三	一三七三	一三二六	一二五五	一〇四〇	八六九	八四七	八二二	七九七	七六九	七五五
一〇五六	一〇〇三	九四七	八九七	八五〇	八一三	七三三	七三〇	七〇六	六九四	六六二	六五五
一〇四六	九九五	九三六	八七三	八四〇	八〇三	七〇〇	七〇五	六九五	六六四	六七〇	六五五
五〇三	四九六	四八九	四八三	四七六	四七三	四五六	四五六	四四九	四四六	四四〇	四三四
四九六	四九〇	四八二	四七二	四六七	四六〇	四四六	四四〇	四三七	四三四	四三九	四三三
五三九	五二九	五二二	四九三	四八四	四七六	四五六	四五二	四五〇	四五〇	四三八	四三五
五二〇	五〇七	四九四	四八〇	四七〇	四六二	四五六	四五二	四五二	四五二	四三七	四三三

第三章 營養状態の検査及營養方法の指導

一、營養状態の検査

(一) 判定方法

營養状態は身體計測(特に體重)、視診、觸診等に依つて総合的に判定する。

視診及觸診に於ては皮膚の色澤、濕潤、彈性、緊満等の如何を檢し尙皮下脂肪、筋肉及骨格の發育状態、淋巴腺、毛髮、齒牙等を検査する。

特に皮膚蒼白、皮膚彈性減退、組織緊満退行、皮下脂肪發達不充分の徴候があり且體重が本邦健康乳幼児發育例より約二〇%以上少い場合には之を要注意とし、然らざるものを可とする。但し

體重が約二〇%以上減少してゐても視診、觸診等による營養状態が良好であれば可とする。又體重は充分あつても視診、觸診等による營養状態に異常があれば要注意とする。

(二) 記載様式

可又は要注意とする。

(三) 指導上の注意

營養状態不良の原因には疾病によるもの又は營養方法其の他營養の適正を缺けるもの等がある。従つて先づ其の原因を探求し、それによつて適切な指導を與へることが肝要である。

二、營養方法の指導

(一) 營養方法の聴取

(ロ) 混合營養

母乳が不足して貰ひ乳もない場合には混合營養

養を行はしめる。

(ハ) 人工榮養

全く母乳のない場合には止むを得ず人工榮養を行ふ。牛乳、全粉乳又は調製粉乳、山羊乳等を使用する。加糖煉乳は之等のものが得られざる場合に於て使用せしむべきで長期に亙り使用することは良くない。

尙乳兒の發育、健康状態等に應じたる調乳法を指導する必要がある。

穀粉、澱粉、重湯等は添加物として使用することは良いがこれのみを以て乳兒を育てることは不適當である。大豆乳の如きも亦同様である。

(三) 離乳期食餌

普通六、七ヶ月頃より離乳を開始するやう指導する。離乳期食餌は乳兒の發育するに従つて流動物、半流動物、消化し易き形になしたる固形物等を順次に與へ、滿一年の頃には大體一日粥食二、三回、乳二、三回を與へるやうにする。夏季に於ては乳兒の健康状態等により多少の手加減を爲さねばならぬが、離乳開始を秋まで延ばす必要はない。

(ホ) 幼兒の食餌

食餌は質に留意し、量を充分ならしめるやうにし、偏食、過食及不規則な間食等に付ては特に注意する。

(三) 榮養方法の指導の記載

榮養方法に關し、指導したる重要な事項は其の要點を「指導ニ關スル記事」欄に記入する。

尙人工榮養の乳兒にして牛乳又は乳製品を必要とする場合には體力手帳を證明書に代用し得るを以て月齡による最高數量までの範圍内に於て實際に必要とする數量を記入する。都市等容易に牛乳を入手し得る所に於てはなるべく牛乳を使用するやう指導する。混合榮養兒の場合には母乳不足による實際の必要數量だけを記入する。乳幼兒月年齢當り牛乳及乳製品の最高數量は次の通りである。

(一) 牛乳一日最高所要量

第一 母乳不足又は母乳を使用し得ざる滿一歳以下の乳兒

年月齡 最高所要量

滿一ヶ月以内 二合

滿二ヶ月以内 三合

滿四ヶ月以内 三合五勺

滿八ヶ月以内 五合

滿九ヶ月以内 三合五勺

滿一年以内 三合

第二 牛乳攝取を必要とする滿一歳以上滿二歳以下の幼兒

滿一ヶ年半以内 二合

滿二年以内 一合

第三 牛乳を必要とする滿五歳以下の幼兒

一合

(二) 全粉乳最高所要量

乳兒の月齡 罐 數

一ヶ月未滿 三

二ヶ月未滿 四、五

三ヶ月未滿 五

四ヶ月未滿	每月七、五
五ヶ月未滿	
七ヶ月未滿	八
八ヶ月未滿	
九ヶ月未滿	六
十ヶ月以上	
一年未滿	毎月五

尙生活困難なるものの乳幼兒にして榮養不良なるものについては牛乳乳製品等の榮養品を無償給與するの道あるを以て遲滞なくその手續をとる。

第四章 疾病異常の検査及療養

處置の指導

一、検査項目

疾病異常は早期に之を發見し、治療處置に對して適切な指導を與へることが肝要である。

乳幼兒に付ては特に左の如き疾病異常に注意して検査する。

- (イ) 榮養障礙、(ロ) ビタミン缺乏症、(ハ) 結核性疾患、(ニ) 微毒、(ホ) 神経系疾患、(ヘ) 形態異常、(ト) 齒疾、(チ) トラホーム

榮養障礙は榮養失調症、消化不良症、消耗症、消化不良性中毒症、穀粉榮養障礙等に注意し、調乳其の他食餌の質及量の不適當、各種ビタミンの不足其の他養護の不適當等の原因を明かにし之に應じた療養處置の指導を爲す。

ビタミン缺乏症に付てはA缺乏症(結膜乾燥症及角膜軟化症)、B缺乏症(脚氣及ベラグラ)、C缺乏症(メレルバロー氏病)、D缺乏症(佝僂病)等の外潜在性のビタミン缺乏状態に注意し、ビタミンの補給方

法其の他養護に関する指導を爲さねばならぬ。

結核性疾患及微毒は精密検査を行つて判定することが必要であり、其の養護並に治療に付ては特に注意して指導せねばならぬ。

神経系疾患は脳膜炎、脳炎、小兒麻痺、精神薄弱等に注意する。

形態異常に付ては將來顯著なる機能障礙を残すと認めらるゝものを發見し適切なる處置を圖るべきで特に下肢の開排を検査し先天性股關節脱臼の有無に注意することが肝要である。

齒疾は齲齒の有無、處置、未處置を検査し齒牙衛生に關し指導をする。

## 二、疫病異常の記載

疫病異常のある場合は「疾病異常」欄に其の病名又は異常の名稱を記入する。但し結核性疾患、微毒に付ては將來に及ぼす影響を考慮し體力手帳には病名の記載を避け其の顯著なる症状のみを記載する。齲齒は處置齒、未處置齒に分け其の數を記入する。

## 三、疾病異常に對する指導

疾病異常の治療處置に付ては口頭を以て懇切丁寧且徹底するやう指導を與へると共に羞恥恐怖の念を與へざるやう注意を拂ひ重要事項は其の要點を「指導ニ關スル記事」欄に記入する。

## 第五章 豫防接種其の他體力に關する参考事項

### 一、記載すべき場合

豫防接種其の他體力に關する参考事項は體力手帳に記載の申出ありたる場合に概ね左の種類のものに

付記載する。

(一)種痘、(二)ダフテリヤ、猩紅熱、腸チフス、バラチフス、百日咳、B・U・G等の豫防接種、(三)ツベルクリン反應(皮内反應)、ビルケイ氏反應、貼布反應(四)血液検査、寄生蟲卵検査其の他重要な反應検査(五)其の他體力に關し特に参考となるべき事項

### 二、記載様式

「乳幼兒期ニ於ケル豫防接種其の他體力ニ關スル参考記事」欄に記入する。

種痘の場合は善感、不善感の成績を記入する。豫防接種の場合には其の種類とワクチン、血清注射の別等を記載する。

ツベルクリン反應の場合には皮内反應、ビルケイ氏反應、貼布反應の別並に其の成績を陽性、擬陽性、陰性を以て記入する。(幼兒期に於てツベルクリン皮内反應を施行したる場合には幼兒期第五頁ツベルクリン皮内反應欄に其の成績を記入する)微毒に關する血清反應の場合に於てはワツセルマン氏、村田氏、井出氏等の反應の種類及成績を記入するが、陽性のものは記載を要せざるものとする。

寄生蟲卵検査の結果は蛔蟲、十二指腸蟲等の蟲卵の種類を記入する。

## 第六章 體力手帳記載に關する其の他の注意

一、體力手帳の記載には假名は片假名、數字は原則として算用數字を用ひる。各欄中の記事は二行に記載するも差支へなきを以て成る可く一欄を以て済ませるやうにする。

二、各種の検査の結果に付き記載すべき箇所は「検査種別」欄より「責任者印」欄迄、乳幼兒期は二頁、幼兒期は三頁に跨るを以て次回以後の記載に當りては各頁の欄外番號を照合し同一検査に於ては各員同一番號欄を使用する様注意する。

三、訂正は原記載を讀み得べき様線を以て抹消し抹消箇所責任者印を捺捺する。

四、體力に關する検査の結果は總て體力検査の記載に準じ夫々該當欄に記載する。

五、醫師診療に際し記載する場合は主として「検査種別」「年齢」「検査診断年月日」欄の「疾病異常」「指導に關する記事」欄等を使用する。

六、乳幼兒期(生後一年未滿)は(乳)の頁に、幼兒期(國民學校就學前迄)は(幼)の頁に各關係事項を記載する。記入欄に不足を生じたる場合は次期の欄を使用する。

七、年齢は検査時を基準として之を記載する。年齢の計算に當りては乳幼兒期に在りては月齡を以てし出生の日より起算し應當日「の前日」を以て滿とし検査日「迄」の滿月數を記載し一月未滿は切捨てる。

幼兒期以後に在りては出生の日より起算し應當日の前日を以て滿とし検査の日までの滿年月數を記載する。但し月數の記載は之を省略するも差支なし、

(例一) 乳兒にして四月二十日出生したる者五月十日検査を受けたる場合は「〇月」六月十八日に検査を受けたる場合は「二月」六月十九日検査を受けたる場合は「二月」と記載する。

(例二) 昭和十六年十月十日出生したる者昭和十八年六月二十日検査を受けたる場合は「一年八

月同年十一月九日検査を受けたる場合は「二年一月」と記載する。

八、疾病其の他の事由により検査の一部を省略したる場合は該當欄に「省略」「不適」と記載し且省略の場合は簡單に其の事由を附記する。

(例) 「省略」(疾病)「不適」

九、本人の氏名にして難讀の場合には表紙の氏名に振假名を付ける。

一〇、「保護者」中「氏名」「本人トノ續柄」「職業」の各欄の記載に當りては異動の場合の訂正に且つ成る可く餘白を残すやうにする。

一一、「本人」中「現住所」欄には體力検査當時の現住所を記載し次の體力検査の際に異動ありたる場合は抹消せず順次追記する。

一二、「検査種別」欄には左の例に依り記載する。

(例)(一) 體力検査の場合「體力」

(二) それ以外の場合は「醫診」

乳幼児體力向上指導に關する件

(昭和十八年四月二十一日 地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が實施及別途配付豫算の經理等に當りては特に左記各項御留意の上萬遺憾なきを期せられ度

記

第一 乳幼児體力検査實施計畫に關する事項

一、乳幼児體力向上指導要綱(以下要綱と稱す)

第一の(五)一の體力検査實施計畫は國民體力法

施行規則第十一條の規定に依り四月三十日迄に提出すること。

二、前項實施計畫樹立に當りては關係方面保健所、道府縣小兒保健報國會、醫師會、産婆會、保健婦會、各種醫療施設社會事業施設、婦人團體等と豫め充分聯絡を遂げ之が實施をして有機的且綜合的ならしむる様留意すること尙其の地方の實情に即應する様注意すること。

第二 乳幼児體力検査實施上に關する事項

一、要綱第一の(三)三の國民體力管理醫の委嘱又は任命に付ては左の例に依り辭令を交付すること。

1 任期二年を適當と認むる者

「乳幼児體力検査施行に關し國民體力管理醫を委嘱す(命す)」

2 任期一年を適當と認むる者

「昭和 年度乳幼児體力検査施行に付國民體力管理醫を委嘱す(命す)」

二、無醫村、島嶼等僻遠の地に對しては官吏たる國民體力管理醫を派遣する等適當なる方途を講ずること。

三、検査場は地方の實情に即し國民學校通學區域其の他適當地域等を單位としたる一齊検査場(國民學校又は適當集會所)又は國民體力管理醫の診療所とすること尙成るべく保健所、健康相談、大學、専門學校、公立病院等の施設をも利用する様考慮すること。

四、検査は地方の實情に即し一定の期日に於ける一齊検査と國民體力管理醫の診療所に於ける隨時検査とを併用すること。

第三 國費豫算の配賦及經理に關する事項

一、國費豫算の配賦は左の通にして別途令達可相成

こと但し四半期に分割配賦の見込なること。

人口對策諸費(款)

乳幼児體力向上指導費(項) 圓

費 廳(目) 圓

内 國 旅 費(〇) 圓

雜 給 及 雜 費(〇) 圓

乳幼児診査指導費(〇) 圓

乳幼児療養指導費(〇) 圓

二、配賦豫算の經理は左に依ること。

1 廳費は乳幼児體力検査票作製費及通信運搬に充用すること。

2 内國旅費は職員の指導旅費及乳幼児體力指導事務囑託を設置したる場合當該職員の旅費に支出すること。

3 雜給及雜費は講習會、打合會、印刷費、市町村事務費其の他雜費に充用すること。

4 乳幼児診査指導費は乳幼児體力検査に従事せる國民體力管理醫及巡廻指導其の他體力検査補助者に對する手當並に検査に要する資材購入費等に充用すること。

5 乳幼児療養指導費は被管理者にして生活に餘裕なき者に付其の榮養補給又は結核若は微毒の療養指導に要する費用に充用すること。

三、豫算經理に當りては乳幼児死亡率高き地方特に保健指導の實績を擧げ得る地方に重點的に配付する様考慮を拂ふこと。

四、道府縣費、市町村費等を以て左の如き經費を支出する様特に配意ありたきこと。

1 保健婦、巡廻指導婦、母性補導委員等の配賦

(第 號) 乳幼児體力検査票

(昭和十八年度)

彙報

検査場 \_\_\_\_\_ 検査 月 日

乳幼児氏名	男	昭和 年 月 日生		
	女	在胎月數 ヶ月		
保護者氏名	續柄			
	職業			
現住所				
第 回 検査 (満 年 月)	體重(瓦)	身長(糎)	胸圍(糎)	乳兒期榮養法 母乳 貰ひ乳 牛乳 粉乳 煉乳 山羊乳 穀粉 其他
	榮養状態 可 要注意	疾病異常 無 有 ( )	精密検査 ツベルクリン反應 血清反應	
	指導事項			國民體力 管理醫印

- 注意 (1) 在胎月數は判明せる場合に記入すること。  
 (2) 身長胸圍は計測したる場合に記入すること。  
 (3) 乳兒期榮養法は一年未滿の乳兒に付記入することとし満七ヶ月迄の榮養法に付當該事項に○印を付すること  
 (4) 精密検査の欄はツベルクリン反應、血清反應、其の他の検査を行ひたる場合に記入することとし検査の種類と結果とを記入すること。  
 (例) ツベルクリン反應 皮内反應 陽性  
 血清反應 ワ氏反應 陰性

(第 號) 乳 幼 兒 體 力 檢 査 票

(昭和十八年度)

第一回 檢 査 月 日

第二回 檢 査 月 日

檢 査 場

乳 幼 兒 氏 名	男 女	昭 和 年 月 日 在 胎 月 數	生 ヶ 月			
保 護 者 氏 名	續 柄					
	職 業					
現 住 所						
第 一 回 檢 査 (滿 年 月)	體 重 (珪)	身 長 (種)	胸 圍 (種)	乳 兒 期 榮 養 法 母 乳 貫 乳 牛 乳 粉 乳 煉 乳 山 羊 乳 穀 粉 其 他		
	榮 養 狀 態 可 要 注 意	疾 病 異 常 無 有 ( )		精 密 檢 査 ツベルクリン反應 血清反應		
	指 導 事 項			國 民 體 力 管 理 醫 印		
第 二 回 檢 査 (滿 年 月)	體 重 (珪)	身 長 (種)	胸 圍 (種)	乳 兒 期 榮 養 法 母 乳 貫 乳 牛 乳 粉 乳 煉 乳 山 羊 乳 穀 粉 其 他		
	榮 養 狀 態 可 要 注 意	疾 病 異 常 無 有 ( )		精 密 檢 査 ツベルクリン反應 血清反應		
	指 導 事 項			國 民 體 力 管 理 醫 印		

- 注意 (1) 在胎月數は判明せる場合に記入すること。  
 (2) 身長、胸圍は計測したる場合に記入すること。  
 (3) 乳兒期榮養法は一年未滿の乳兒に付記入することとし滿七ヶ月迄の榮養法に付當該事項に○印を付すること。  
 (4) 精密檢査の欄はツベルクリン反應、血清反應、其の他の檢査を行ひたる場合に記入することとし、檢査の種類と結果とを記入すること。  
 (例) ツベルクリン反應 皮内反應 陽 性  
 血清反應 ヲ氏反應 陰 性

に要する經費

2 検査の器具、資材其の他會場設備費、雜費等に要する經費

3 榮養補給及療養指導に要する經費

4 其の他検査實施上及保健指導並に保護に要する經費

第四 體力手帳、乳幼児體力検査票等に關する事項

一、新に交付を要する者に對する體力手帳は當省より不日送付するも多少遅延の見込なるを以て豫め含み置かるゝこと。

二、乳幼児體力検査票は地方の實情に依り別紙様式の(一人一回検査に付一枚使用)又は様式の二(二人一回検査迄一枚通用)の何れに依るも可なること。

第五 昭和十八年度乳幼児體力向上指導要綱に基く乳幼児體力検査施行に關する道府縣令改正に關する事項

一、乳幼児體力検査施行に付國民體力法第六條の二及同施行規則第四十一條の規定に依り制定せらるる道府縣令に付ては客年五月二十五日人發第五九二號を以て之が準則送付しあるも昭和十八年度乳幼児體力向上指導要綱に基き右準則中改正を要すと認めらるゝ事項左の通なるを以て之が改正方可然措置相成こと

- 1 準則第一條中の被管理者年齢
- 2 同 第二條中の検査時期及回数
- 3 同 第九條中の乳幼児體力検査票様式
- 4 同 第十條中の體力検査結果報告期限
- 5 同 附則第二項

### 厚生省人口局編の優良多子家庭表彰に關する質疑應答

昭和十八年度の優良多子家庭表彰については昭和十八年四月二十三日付厚生次官通牒並に同日付人口局長通牒を以つて各地方長官宛通告せらるゝところがあつたが、右通牒に附帶し別冊として送付された厚生省人口局編の「優良多子家庭表彰に關する質疑應答」を掲ぐれば以下の如くである。

#### 優良多子家庭表彰に關する質疑應答

(昭和十八年 厚生省人口局)

#### 目次

- 一、優良多子家庭表彰の目的如何
- 二、本表彰の主眼とする所は多子にありや健全なる育成にありや
- 三、優良多子家庭の表彰の效果如何
- 四、表彰の對象を家庭とし父母を被表彰者と爲したる理由如何
- 五、父母を同じくすることを條件としたる理由如何、父母の何れか一方が繼父母なる場合は如何、父母共に生存せざる場合は如何
- 六、滿六歳以上の爲したる理由如何
- 七、嫡出の子女と爲したる理由如何
- 八、十人以上と爲したる根拠如何
- 九、自ら育成したることの條件に付説明を求む
- 一〇、死亡したる者無きことの條件は嚴格に過ぎざるや
- 一一、死産、流産の場合は如何、生死不明の場合は如何

如何

一二、子女何れも心身共に健全なることの健全の意義及程度如何

一三、天災地變等避くべからざる事由と言ふは如何なる場合なりや具體的説明を求む

一四、天災地變等避くべからざる事由に因り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象となるや

一五、職役事變等に因り死亡し又は健全ならざるに至りたる場合と言ふは如何なる場合なりや

一六、父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

一七、父母及子女中罪を犯したる者ある場合は如何

一八、子女中少年教護法等に該當する者ある場合は如何に取扱ふべきや

一九、該當家庭の調査は現住地、本籍地何れに於て之を行ふや

二〇、六月一日以後に合格或は失格したる場合は如何

二一、次年度以降は如何にされる考へなりや

問 優良多子家庭表彰の目的如何

答 堅實なる家庭を營み多數の子女を健全に育成することは國の基礎を鞏固にし國本の培養に寄與する以所でありますから是等の家庭を表彰して兒童愛護精神の昂揚を圖ると共に家族制度の確保並に國運の隆昌に資せんとするのであります

問 本表彰の主眼とする所は多子にありや健全なる育

成にありや

答 複雑なる現下の世界情勢に於きましては興亞大業の達成は長期に亙ることを覺悟しなければなりません。之が爲には人口の増殖を圖り次代國民の健全なる育成に努力して國力發展の基礎を培ふことが緊要であります。

本表彰の主眼も多數の子女を生むと共に之をよく育てる所にあります。

三

問 優良多子家庭の表彰の効果如何

答 多數の子女を健全に育成した家庭を表彰し其の父母の勞苦を犒ふことに依つて兒童愛護の精神を涵養し欣然國策に協力するの傾向を喚起することが出来ると思ひます。

四

問 表彰の對象を家庭とし父母を被表彰者と爲したる理由如何

答 出産育児に於ける母親の勞苦は絶大なるものでありますから母親を表彰することは尤もであります。家は國家の單位であり基盤でありますから家族制度を維持する上から家庭を表彰の單位としたのであります。而して堅實なる家庭を營み子女の健全なる育成に努めることは父母共同の責任であります。殊に多數の子女を立派に養育した父母の勞苦獻身は國家として之を感謝し犒ふべきであると考へますので父母を被表彰者としたのであります。

五

問 父母を同じくすることを條件としたる理由如何

父母の何れか一方が繼父母なる場合は如何、父母共

に生存せざる場合は如何

答 本表彰に於ては多くの子供を自ら生み自ら育てることの兩方面を兼具することに重きを置きましたので父母を同じくすることを條件としたのであります。

父母何れか一方が繼父若は繼母の場合は現在父又は母の一人死亡者なるときと同様父母を同じくする満六歳以上の子女十人以上を有すること其の他各項の條件に該當するに於ては其の實父若は實母を以て被表彰者とします。父母共に死亡したる場合は該家庭は被表彰者がありませんので表彰致しません。

六

問 満六歳以上と爲したる理由如何

答 發育上明確な區劃がある譯ではありませんが兒童が満六歳頃になる迄は死亡率も極めて高く此の期間は總死亡の凡そ三分の一を占める状態であります。且此の期間は人間の心身兩面の育成の基礎を爲す大切な時期で兩親の手を煩はすこと最も多大であります。から満六歳を限界として一般兩親に乳幼児時期の養育を全ふせんことを特に強調せんとしたのであります。

七

問 嫡出の子女と爲したる理由如何

答 事實上は勿論法律上も正常なる夫婦親子關係にあるものを以て表彰の對象とするのは當然のことと思ひます。

八

問 十人以上と爲したる根據如何

答 我國は歐米各國に比して兒童の數多く大體一家庭

當り平均三人位と思はれますが一般的常識として多子家庭として表彰すべき子女の人數としては十人以上とするのが妥當と考へます。

九

問 自ら育成したることの條件につき説明を求む

答 満六歳迄の養育を他家に委託するが如きことなく父母の家庭に於て主として父母自ら育成することは極めて重要な意義がありますので之を條件としたのであります。

從つて乳母の附添ふた場合でも父母の家庭に於て養育された場合は條件に該當するものと認めます。

但し養子又は里子の場合は満六歳迄の大部分を實父母自ら之を養育したる場合は之を認めて差支へありません。

右に該當しない養子又は里子のある場合でも之等を除き條件に該當する子女十人以上を自ら育成した家庭は表彰の對象として差支へありません。

一〇

問 死亡したる者無きことの條件は嚴格に過ぎざるや

答 生れた子女の一人をも失ふことなく健全に育成することが父母たる者の責務であり又理想でもありますので多少嚴格の憾はありまして表彰條件の一として此の條件を設けることとしたのであります。

一一

問 死産、流産の場合は如何、生死不明の場合は如何

答 死産、流産は此の場合始めから生れなかつたものとして取扱ひます。從つて死亡者の中に入らないことになり、生死不明の場合は生存者として取扱ひべきものと存じますが失踪宣告を受けたる者並に戸籍



法第百十九條及第二十條の規定に依り認定死亡の取扱ひを受けたる場合は勿論死亡者として取扱ふべきであります

一一二

問 子女何れも心身共に健全なることの健全の意義及程度如何

答 心身共に健全なりや否やは一般社會通念に依つて判断すべきものと存じます國民優生法に依る優生手術の對象となるが如き者は勿論健全と認めることが出来ません

軽度の不具、短期間又は軽度の疾病等は健全と看做して差支へありません

一一三

問 天災地變等避くべからざる事由と言ふは如何なる場合なりや具體的説明を求む

答 天災地變又は之に準ずる不可抗力に基く場合を指すのであります具體的に個々の場合を漏れなく説明することは出来ませんが例へば關東大震災、關西の風水害、三陸地方の津浪、落雷、船舶の沈没、列車の顛覆、炭坑の落盤等客觀的に見て不可抗力と認められる事由で死亡し又は不具、疾病等になつたことが明かな場合を指して居ります、工場災害等でも自己の過失に出でざること明かなものは避くべからざる事由に該當しますが其の判定は個々の場合社會通念に依り判断するより仕方がありません

一一四

問 天災地變等避くべからざる事由に因り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合は表彰の對象となるや

答 天災地變等避くべからざる事由に依り死亡し又は健全ならざるに至つた子女を含めて十人となる場合も勿論表彰の對象といたします

一一五

問 戦役事變等に因り死亡し又は健全ならざるに至りたる場合と云ふは如何なる場合なりや

答 戦死、戦傷病死し又は戦傷戦病のため不具疾病等に罹つた者でありまして軍人軍屬を含むのであります

一一六

問 父母及子女の性行善良なること及家庭堅實の條件につき説明を求む

答 父母及子女何れも性行善良にして世間に非難されるが如きことなく家族和合一致して堅實なる家庭を營むことを指して居ります

一一七

問 父母及子女中罪を犯したる者ある場合は如何

答 刑の執行猶豫中の者又は體刑を受けた者等は原則として性行善良なる者とは認められません但中には刑の執行を終り又は刑の執行の免除を得た後相當期間引續き正業に従事し眞に甦生し何人が見ても性行善良と認められ表彰の對象として差支ない者もあらうかと存じます

罰金又は拘留若は科料等に處せられたる者は惡質のものでない限り表彰の對象として差支へありません

一一八

問 子女中少年教護法等に該當する者ある場合は如何に取扱ふべきや

答 少年教護院等の入院者は退院後實直なる生活に入りたる者は之を性行善良なる者と認めます

一一九

問 該當家庭の調査は現住地、本籍地何れに於て之を行ふや

答 現住地市町村に於て該當家庭に就き之を調査するのであります

一二〇

問 六月一日以後に合格或は失格したる場合は如何

答 五月末日現在の調査に於て條件に該當しないものは其の後條件に該當するに至つた場合にも表彰致しません

六月一日以後の失格は其の都度地方長官より厚生大臣宛報告されることになつてゐますから表彰期日迄に報告あつたものに對しては之に依つて表彰しないことになつて居ります

一二一

問 次年度以降は如何にされる考へなりや

答 豫算等の關係もありますから未だ確定したものではありませんが次年度以降に於ても新に表彰條件に該當するに至る家庭に對し之を繼續表彰致し度いと考へて居ります

### 昭和十八年産米の政府買入價格の引上げ並に補給金交付制度の決定

#### 上げ並に補給金交付制度の決定

決戦年度に於ける食糧の國內自給を主眼として昭和十八年度に於ける米穀増産を圖るため、昭和十八年四

月二十日の食糧管理委員會は政府諮問案に基き、十八年度産米の政府買入價格の石當り三圓の引上げ並に新たに石當り十圓五十錢の補給金交付の制度を決定した。

今回の米價引上げは過日閣議決定を見た緊急物價對策要綱に基く補給制度最初の適用として注目されるが、政府がかかる大幅引上げを斷行するに至つた理由の主なる點をあげればこれによつて從來の外米依存を放擲して國內自給態勢を飽まで強行確立せんとするところに眼目が置かれたもので、これがため増産強行上生すべき生産費昂騰に對處して緊急物價對策要綱に則り適正なる生産者價格を保障するの趣旨に出たものである。その眼目は次の通りである。

一、食糧の國內自給を確保するには單に中庸農家のみならず採算悪い低位收穫農家に依存するところが大きく、且つ増産を左右する肥料對策としての自給肥料の増産は窮屈な現下農村勞力の實情を以てしては極めて困難で、かかる悪條件の下においてよく増産を圖ひ取るに價格三圓の引上げとともに十圓五十錢の補給金増額を絶對必要とした。

二、價格三圓引上げはそのまゝ消費者に轉嫁したが政府の標準賣渡價格四十六圓は最近の家計米價、率勢米價に照し消費者の負擔を加重せしむる程度のものではない。

右決定の内容に關する情報局の發表を掲ぐれば左の如くである。

情報局發表

(昭和十八年四月廿日)

政府は最近に於ける諸情勢の進展に對處し爰に「緊急物價對策要綱」及之が具體的實施方策を決定したのであるが、本要綱に則り今般昭和十八年度米價格對策要綱を決定し所要の措置を講ずることとした。その要領は次の通りである。

(一) 昭和十八年度産米の實質上の政府買入價格に付ては生産費、物價その他の經濟事情を參酌し之を石當六十二圓五十錢に引上ぐること。

(二) 右に基き昭和十八年度産米の政府標準買入價格を石當三圓引上げ四十七圓とすると共に生産者の自家保有米を除きたるものに對し在來の獎勵金(石當五圓)の外補給金石當十圓五十錢を交付すること。

(三) 右に依る米穀の政府標準賣渡價格に付ては家計費、物價その他の經濟事情を參酌し國民經濟生活に支障を及ぼさず且つ物價の悪循環を生ぜざる程度を勘案し石當三圓引上げ之を四十六圓とすること。

なほ政府は今回の米價改訂の措置に伴ひ次の如き方針をも併せて決定した。

(一) 米穀の實質上の政府買入價格引上げは今後特別な状況の變化なき限り之を爲さざること。

(二) 米穀の實質上の政府買入價格引上に依る農家收入の増加は努めて之を貯蓄に振り向けしむるやう措置すること。

(三) 本件米價の引上に伴ひては給與、賃金の増額を爲さざることとしその他悪循環の發生防止に付十分なる對策を講ずること。

かくして政府は主要食糧の自給態勢を強力に整備し米穀生産の維持増強に資すると共に低物價堅持の方針に従ひ巨額の財政負擔をも敢て辭せざる決意の下に新米價對策を決定した次第である。なほ朝鮮及臺灣におい

ても右施策に即應し夫々米價の改訂等の對策を講ずる方針を以て目下これが具體的内容に付考究中である。従つて生産者たる農家各位は愈々米穀の増産及供出に挺身すると共に、消費者たる國民各位は戰時生活の眞隨に徹し進んでその清新簡素化に努め以て政府の意圖に協力せられんことを切望して已まない次第である。

川崎市結婚資金貸付規程等の公布

川崎市會の議決を経た川崎市結婚資金貸付規程は昭和十八年四月一日附川崎市公報號外を以て左の通り公布せられた。尙施行細則も同日告示せられた。

川崎市結婚資金貸付規程 (昭和十八年四月一日川崎市規則第五號)

第一條 本市ハ結婚獎勵ノ目的ヲ以テ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ結婚資金ノ貸付ヲ爲ス

第二條 前條ノ結婚資金(以下資金ト稱ス)ハ結婚ニ要スル資金ヲ必要トスル本市住民ニシテ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ對シ之ヲ貸付ク

第三條 資金貸付額ハ三百圓以内トス但シ市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ五百圓迄ヲ限リ貸付クルコトヲ得

第四條 資金ヲ借用セントスル者ハ借入申込書ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受クベシ

第五條 資金貸與ノ通知ヲ受ケタルトキハ保證人連署ヲ以テ所定ノ借用證書ヲ提出スベシ

前項ノ保證人ハ借入者ト連帯シテ債務履行ノ責任ヲ負フベシ

第六條 貸付金ノ利率ハ日歩一錢トシ貸付ノ翌日より之ヲ計算ス

第七條 貸付金ノ償還期間ハ三年以内トシ月賦若ハ年賦ニ依リ元金均等償還ノ方法ニ依ラシム

前項ノ償還期間ハ市長特別ノ事由アリト認メタルトキハ第九條ノ規定ニ拘ラズ更ニ二年以内延長スルコトヲ得

第八條 借用者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ノ定ムル所ニ從ヒ償還金ノ一部ヲ免除スルコトヲ得但シ既納ノ償還金ハ此ノ限リニ在ラズ

一 借用者ノ子女出生シタルトキ

二 軍人軍屬トシテ應召シタルトキ

三 戦死若ハ戦病死シタルトキ

四 借用ノ際傷病軍人軍屬ノ取扱ヲ受クルトキ

五 借用ノ後傷病軍人軍屬ノ取扱ヲ受クルニ至リタルトキ

第九條 借用者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ期限ノ利益ヲ失ヒ直ニ債務ヲ完済スルコトヲ要ス

一 所定ノ期日迄ニ支拂ヲ爲サザルトキ

二 他ノ債務ニ因リ差押、假差押若ハ假處分ヲ受ケタルトキ

三 資金ヲ目的外ニ使用シタルトキ

四 其ノ他市長ニ於テ特ニ不適當ト認ムル事由發生シタルトキ

第十條 市長必要アリト認ムルトキハ借用者ニ對シ關係書類ノ提出ヲ求メ又ハ資金ノ使途其ノ他ニ付調査ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ借用者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十一條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

川崎市結婚資金貸付規程施行細則

(昭和十八年四月一日) (川崎市告示第四十六號)

第一條 本細則ニ於テ規程ト稱スルハ川崎市結婚資金貸付規程ヲ謂フ

第二條 結婚資金(以下資金ト稱ス)ヲ借用セントスル者ハ第一號様式ニ依ル資金借入申込書ヲ厚生部社會課ニ提出スベシ

第三條 規程第五條ノ規定ニ依ル保證人ハ市内ニ居住スル能力者ニシテ市内ニ五百圓以上ノ不動産ヲ有シ且相當ノ信用ヲ有スル者ナルコトヲ要ス但シ市長ニ於テ適當ト認メタル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

保證人前項ノ規定ニ依ル資格ヲ喪失シタルトキハ借用者ハ更ニ之ニ代ルベキ保證人ヲ立ツベシ

第四條 資金借用ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ第二號様式ニ依ル借用證書ヲ提出スベシ

第五號 規程第八條ノ規定ニ依ル償還金ノ免除ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 借用者ノ子女出生シタルトキハ左ノ額ヲ免除ス但シ償還金ノ延滞アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(イ) 月賦償還ノ場合ニ在リテハ其ノ期ノ償還金

(ロ) 年賦償還ノ場合ニ在リテハ其ノ期ノ償還金ノ十二分ノ一相當額

二 借用者軍人軍屬トシテ應召シタルトキハ應召ニ係ル間利息ヲ免除ス

三 借用者戦死若ハ戦病死シタルトキハ其ノ時ヨリ償還金ノ殘額ヲ免除ス

四 借用ノ際傷病軍人軍屬ノ取扱ヲ受クルトキハ利

息ヲ免除ス

五 借用ノ後傷病軍人軍屬ノ取扱ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ償還金殘額ノ二分ノ一ヲ免除ス

第六條 前條ノ規定ニ依リ償還金ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ種別ニ從ヒ第三號様式乃至第六號様式ニ依ル申請書ヲ提出スベシ

第七條 借用者又ハ保證人死亡シタルトキ又ハ職業、住所等ヲ變更シタルトキ若ハ規程第八條各號記載ノ事由發生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

附則

本細則ハ川崎市結婚資金貸付規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號様式)

結婚資金借入申込書

本籍地

現住所

氏名

生 年 月 日

私儀今般結婚致(度)候ニ就テハ左記ノ通結婚資金借用致度候條何卒御承認ノ上御貸與相成度媒介人連署ノ上此段及申込候也

記

一 借入金額

二 償還期間

三 償還方法

イ、月賦      ロ、年賦

四 主ナル用途

五 婚姻ノ相手方ノ住所、氏名、年齢及職業

六 結婚式豫定日

七 連帶保證人ノ住所、氏名及職業  
年 月 日

右 借用者  
媒介人  
住所  
氏名

川崎市長

殿

㊦

㊦

(第二號様式)

結婚資金借用證書

一金 圓也

借入條件

一 利率

二 償還期間 自 年 月 日 至 年 月 日

三 償還方法 月賦 年賦

四 一回ノ償還金額

五 支拂期日 毎月(年) 日限

六 支拂場所 川崎市役所第一金庫

頭書記載ノ金額正ニ借用仕候然ル上ハ川崎市結婚資金貸付規程及同施行細則ヲ遵守スルハ勿論右各項堅ク履行可致候萬一本件ニ付借用者ニ不都合ノ所爲アリト認メラレタルトキハ保證人ニ於テ完済ノ責ニ任ジ可申候爲後日仍如件  
年 月 日

住所

借用者 氏名

住所

連帶保證人 氏名

川崎市長

殿

㊦

㊦

(第三號様式)

償還金一部免除申請書

私儀貴市ヨリ結婚資金ノ貸付ヲ受居候處今般左記ノ通何 男 出生仕候ニ付結婚資金貸付規程施行細則第五條第一號ニ依リ償還金ノ一部免除相成度此段及申請候也  
年 月 日

住所

借用者 氏名

川崎市長

殿

㊦

記

一 出生兒名

二 出生年月日

右事實相違無之候ニ付償還金ノ一部免除方御取計相成度候  
年 月 日

方面委員(若ハ町内會長)

住所 氏名

川崎市長

殿

㊦

(第四號様式)

利息免除申請書

私儀貴市ヨリ結婚資金借用中ニ有之候處今般左記ノ通應召相成候ニ付テハ應召中利息ノ免除相願度此段及申請候也  
年 月 日

住所

借用者 氏名

川崎市長

殿

㊦

記

一 兵 種

二 應召年月日

右事實相違無之候ニ付利息免除方御取計相成度候  
年 月 日

住所

方面委員(若ハ町内會長)

川崎市長

殿

㊦

(第四號様式ノ二)

利息免除申請書

私儀今般貴市ヨリ結婚資金借用候ニ付テハ結婚資金貸付規程施行細則第五條第四號ニ依リ利息免除相願度左記書類相添此段及申請候也  
年 月 日

住所

借用者 氏名

川崎市長

殿

㊦

記

一 傷痍軍人軍屬タルコトヲ證スルニ足ル書類  
(別紙寫ノ通)

右事實相違無之候ニ付利息免除方御取計相成度候  
年 月 日

方面委員(若ハ町内會長)

住所

借用者 氏名

川崎市長

殿

㊦

（第五號様式）

償還金半額免除申請書

私儀貴市ヨリ結婚資金ノ貸付ヲ相受居候處今般左記理由ニ依リ償還金ノ半額免除相成度保證人連署ノ上此段及申請候也

記

- 一 傷痍ヲ受ケタル年月日
- 二 傷痍ノ程度
- 三 歸還年月日
- 四 傷痍軍人軍屬タル證明書(別紙ノ通)

年 月 日

住所

借入者 氏名

住所

連帯保證人 氏名

殿

川崎市長

（第六號様式）

償還金免除申請書

故 儀貴市ヨリ結婚資金借用致居候處今般(戰病死)死致候ニ付テハ結婚資金貸付規程施行細則第五條第三號ニ依リ償還金殘額ノ支拂免除相願度(戰病死)死ヲ證スル書面添附此段申請候也

年 月 日

住所

遺族 氏名

住所

連帯保證人 氏名

川崎市長

業 報

添附書類  
（戰病死）ヲ證スル書面

戰時下英國の出生率

最近のスエーデン新聞ロンドン特派員によると政府發表の一九四二年中における英國の出生率は開戦以來最高を示し、死亡率は二番目に低く幼兒の死亡率は記録的な低率に止つたといはれる。即ち人口千人當り出生率は次の如くである。

一九三九年	一五三
一九四〇年	一五〇
一九四一年	一四七
一九四二年	一六二

尚、英國における食糧情勢は依然良好で他の歐洲諸國よりもよいが、人口政策上唯一の缺陷は性病が蔓延してゐる點であるといはれる。食糧確保のため「勝利のための耕作」運動が行はれてゐるが、スエーデン特派員によるとこれは市民の間で相當の協力を得てゐる模様で、例へば公園は現在耕地用として細く分割され、そこでは白髪の退役將校や上品な老婦人、さては若い妻などが、眞劍に耕作にいそしんでゐるのがよく見受けられると報じられてゐる。

（同盟通信に依る）

加奈陀の人的資源狀況

カナダ労働相ハンフレイ・ミツチエルが加奈陀の人的資源狀況として報告するところを掲ぐれば次の如くである。

カナダは現在軍隊、軍需工場及びそれに關聯した産業に百七十萬の人員を擁してをり、更にこのほかに農業及び重要民間企業に二百十萬を持つてゐる、これらの數字は十四歳以上のカナダ男子の七十%を含むものである。一九四三年一月三十日までの十八箇月間に、カナダ軍隊並に軍需産業は九十一萬五千人を増加したが、此の結果非重要民間企業に従事してゐたものがこれと同數だけ減少したわけである。カナダは石炭業及び農業における人的不足の對策として選擇徵用制を施行し、選擇徵用局は十六歳乃至十八歳の青年に軍隊適齡期に達してゐる青年と同様の方法で軍需工場に徵用する義務を負はしめた。

（同盟通信に依る）

一九四一年印度の人口調査結果總人口の發表

同盟通信のリスボン電報の報ずるところによると、昭和十八年三月二十九日英印度相は一九四一年の人口調査の結果による印度の總人口が三八八、九九七、九五五人である旨發表した。

（第五號様式）

償還金半額免除申請書

私儀貴市ヨリ結婚資金ノ貸付ヲ相受居候處今般左記理由ニ依リ償還金ノ半額免除相成度保證人連署ノ上此段及申請候也

記

- 一 傷痍ヲ受ケタル年月日
- 二 傷痍ノ程度
- 三 歸還年月日
- 四 傷痍軍人軍屬タル證明書(別紙ノ通)

年 月 日

住所

借用者 氏名

住所

連帯保證人 氏名

殿

川崎市長

（第六號様式）

償還金免除申請書

故 儀貴市ヨリ結婚資金借用致居候處今般(戰病死)死致候ニ付テハ結婚資金貸付規程施行細則第五條第三號ニ依リ償還金殘額ノ支拂免除相願度(戰病死)死ヲ證スル書面添附此段申請候也

年 月 日

住所

遺族 氏名

住所

連帯保證人 氏名

川崎市長

業 報

添附書類  
(戰病死)死ヲ證スル書面

戰時下英國の出生率

最近のスエーデン新聞ロンドン特派員によると政府發表の一九四二年中における英國の出生率は開戦以來最高を示し、死亡率は二番目に低く幼兒の死亡率は記録的な低率に止つたといはれる。即ち人口千人當り出生率は次の如くである。

一九三九年	一五三
一九四〇年	一五〇
一九四一年	一四七
一九四二年	一六二

尙、英國における食糧情勢は依然良好で他の歐洲諸國よりもよいが、人口政策上唯一の缺陷は性病が蔓延してゐる點であるといはれる。食糧確保のため「勝利のための耕作」運動が行はれてゐるが、スエーデン特派員によるとこれは市民の間で相當の協力を得てゐる模様で、例へば公園は現在耕地用として細く分割され、そこでは白髪の新役將校や上品な老婦人、さては若い妻などが、眞劍に耕作にいそしんでゐるのがよく見受けられると報じられてゐる。

(同盟通信に依る)

加奈陀の人的資源狀況

カナダ労働相ハンフレイ・ミツチエルが加奈陀の人的資源狀況として報告するところを掲ぐれば次の如くである。

カナダは現在軍隊、軍需工場及びそれに關聯した産業に百七十萬の人員を擁してをり、更にこのほかに農業及び重要民間企業に二百十萬を持つてゐる、これらの數字は十四歳以上のカナダ男子の七十%を含むものである。一九四三年一月三十日までの十八箇月間に、カナダ軍隊並に軍需産業は九十一萬五千人を増加したが、此の結果非重要民間企業に従事してゐたものがこれと同數だけ減少したわけである。カナダは石炭業及び農業における人的不足の對策として選擇徵用制を施行し、選擇徵用局は十六歳乃至十八歳の青年に軍隊適齡期に達してゐる青年と同様の方法で軍需工場に徵用する義務を負はしめた。

(同盟通信に依る)

一九四一年印度の人口調査結果總人口の發表

同盟通信のリスボン電報の報ずるところによると、昭和十八年三月二十九日英印度相は一九四一年の人口調査の結果による印度の總人口が三八八、九九七、九五五人である旨發表した。

（第五號様式）

償還金半額免除申請書

私儀貴市ヨリ結婚資金ノ貸付ヲ相受居候處今般左記理由ニ依リ償還金ノ半額免除相成度保證人連署ノ上此段及申請候也

記

- 一 傷痍ヲ受ケタル年月日
- 二 傷痍ノ程度
- 三 歸還年月日
- 四 傷痍軍人軍屬タル證明書(別紙ノ通)

年 月 日

住所

借用者 氏名

住所

連帯保證人 氏名

殿

川崎市長

（第六號様式）

償還金免除申請書

故 儀貴市ヨリ結婚資金借用致居候處今般(戰病死)死致候ニ付テハ結婚資金貸付規程施行細則第五條第三號ニ依リ償還金殘額ノ支拂免除相願度(戰病死)死ヲ證スル書面添附此段申請候也

年 月 日

住所

遺族 氏名

住所

連帯保證人 氏名

川崎市長

業 報

添附書類  
(戰病死)死ヲ證スル書面

戰時下英國の出生率

最近のスエーデン新聞ロンドン特派員によると政府發表の一九四二年中における英國の出生率は開戦以來最高を示し、死亡率は二番目に低く幼兒の死亡率は記録的な低率に止つたといはれる。即ち人口千人當り出生率は次の如くである。

一九三九年	一五三
一九四〇年	一五〇
一九四一年	一四七
一九四二年	一六二

尚、英國における食糧情勢は依然良好で他の歐洲諸國よりもよいが、人口政策上唯一の缺陷は性病が蔓延してゐる點であるといはれる。食糧確保のため「勝利のための耕作」運動が行はれてゐるが、スエーデン特派員によるとこれは市民の間で相當の協力を得てゐる模様で、例へば公園は現在耕地用として細く分割され、そこでは白髪の新役將校や上品な老婦人、さては若い妻などが、眞劍に耕作にいそしんでゐるのがよく見受けられると報じられてゐる。

(同盟通信に依る)

加奈陀の人的資源狀況

カナダ労働相ハンフレイ・ミツチエルが加奈陀の人的資源狀況として報告するところを掲ぐれば次の如くである。

カナダは現在軍隊、軍需工場及びそれに關聯した産業に百七十萬の人員を擁してをり、更にこのほかに農業及び重要民間企業に二百十萬を持つてゐる、これらの數字は十四歳以上のカナダ男子の七十%を含むものである。一九四三年一月三十日までの十八箇月間に、カナダ軍隊並に軍需産業は九十一萬五千人を増加したが、此の結果非重要民間企業に従事してゐたものがこれと同數だけ減少したわけである。カナダは石炭業及び農業における人的不足の對策として選擇徵用制を施行し、選擇徵用局は十六歳乃至十八歳の青年に軍隊適齡期に達してゐる青年と同様の方法で軍需工場に徵用する義務を負はしめた。

(同盟通信に依る)

一九四一年印度の人口調査結果總人口の發表

同盟通信のリスボン電報の報ずるところによると、昭和十八年三月二十九日英印度相は一九四一年の人口調査の結果による印度の總人口が三八八、九九七、九五五人である旨發表した。

（第五號様式）

償還金半額免除申請書

私儀貴市ヨリ結婚資金ノ貸付ヲ相受居候處今般左記理由ニ依リ償還金ノ半額免除相成度保證人連署ノ上此段及申請候也

記

- 一 傷痍ヲ受ケタル年月日
- 二 傷痍ノ程度
- 三 歸還年月日
- 四 傷痍軍人軍屬タル證明書(別紙ノ通)

年 月 日

住所

借用者 氏名

住所

連帯保證人 氏名

殿

川崎市長

（第六號様式）

償還金免除申請書

故 儀貴市ヨリ結婚資金借用致居候處今般(戰病死)死致候ニ付テハ結婚資金貸付規程施行細則第五條第三號ニ依リ償還金殘額ノ支拂免除相願度(戰病死)死ヲ證スル書面添附此段申請候也

年 月 日

住所

遺族 氏名

住所

連帯保證人 氏名

川崎市長

業 報

添附書類  
(戰病死)死ヲ證スル書面

戰時下英國の出生率

最近のスエーデン新聞ロンドン特派員によると政府發表の一九四二年中における英國の出生率は開戦以來最高を示し、死亡率は二番目に低く幼兒の死亡率は記録的な低率に止つたといはれる。即ち人口千人當り出生率は次の如くである。

一九三九年	一五三
一九四〇年	一五〇
一九四一年	一四七
一九四二年	一六二

尙、英國における食糧情勢は依然良好で他の歐洲諸國よりもよいが、人口政策上唯一の缺陷は性病が蔓延してゐる點であるといはれる。食糧確保のため「勝利のための耕作」運動が行はれてゐるが、スエーデン特派員によるとこれは市民の間で相當の協力を得てゐる模様で、例へば公園は現在耕地用として細く分割され、そこでは白髪の新役將校や上品な老婦人、さては若い妻などが、眞劍に耕作にいそしんでゐるのがよく見受けられると報じられてゐる。

(同盟通信に依る)

加奈陀の人的資源狀況

カナダ労働相ハンフレイ・ミツチエルが加奈陀の人的資源狀況として報告するところを掲ぐれば次の如くである。

カナダは現在軍隊、軍需工場及びそれに關聯した産業に百七十萬の人員を擁してをり、更にこのほかに農業及び重要民間企業に二百十萬を持つてゐる、これらの數字は十四歳以上のカナダ男子の七十%を含むものである。一九四三年一月三十日までの十八箇月間に、カナダ軍隊並に軍需産業は九十一萬五千人を増加したが、此の結果非重要民間企業に従事してゐたものがこれと同數だけ減少したわけである。カナダは石炭業及び農業における人的不足の對策として選擇徵用制を施行し、選擇徵用局は十六歳乃至十八歳の青年に軍隊適齡期に達してゐる青年と同様の方法で軍需工場に徵用する義務を負はしめた。

(同盟通信に依る)

一九四一年印度の人口調査結果總人口の發表

同盟通信のリスボン電報の報ずるところによると、昭和十八年三月二十九日英印度相は一九四一年の人口調査の結果による印度の總人口が三八八、九九七、九五五人である旨發表した。